

柳澤統計研究所寄附行為抜萃

第一條

本研究所は主として一般統計に關する研究及び調査に從事し公設統計機關の補助たる任務を遂行することを以て目的とする

第二條

本研究所の目的を達するに必要なる施設を爲すの外左の事業を行ふ
一 一定の事項を指定して研究又は調査を依頼し若しくは本所の設備の利用を希望するものあるときはその需めに應ずること

第三條

研究及び調査を奨励すべき施設を爲すこと
二 定期又は臨時に統計講習會又は統計講話會を開催すること
三 研究又は調査したる事項を随時刊行すること
四 別に定むる所の柳澤統計研究所奨學費規定により學費を貸附すること
五 其他必要と認めたる事項を行ふこと
六 第三條の事業を贊助し金銭又は物件を寄附したるものは之を贊助員と稱す

柳澤統計研究所規程抜萃

第八條

本所に*總裁の外左の職員を置く
部長 若干人 書記 若干人
委員 若干人 庶務係

第十二條

本所に左の二部二係を置く
研究部 調査部 會計係 庶務係
各部に部長一人を置く、各係に主任一人を置き委員を以て之に充つ

第十三條

研究部は左の事業を行ふ
一 一般統計に關する研究を爲すこと
二 本所寄附行為第二條第一號に依り研究の依頼に應ずること
三 定期又は臨時に統計講習會又は統計講話會を開催すること
四 其他一般統計に關する研究の爲に必要と認めたる事項を行ふこと
五 其の他の事業を行ふこと

第十四條

調査部は左の事業を行ふ
一 公設統計機關の補助として一般統計に關する調査を行ふこと
二 本所寄附行為第二條第一號に依り調査の依頼に應ずること
三 本所報告及出版物の編纂及び發賣に關すること

- * 欽定統計學院(英國)名譽會員
- 國際統計協會(和蘭)名譽會員
- 伯爵 柳 澤 保 惠
- 同 牙 利 王 國 學 士 院 會 員
- 同 牙 利 統 計 協 會 名 譽 會 員
- 墨 西 哥 地 理 統 計 協 會 名 譽 會 員
- 等々

柳澤統計研究所季報 第三十七號

(左記は財團法人人口問題研究會主催六月廿一日午後六時より大阪市公會堂に開催せる第二回人口問題講演會に於て人口問題研究會會長たる當研究所總裁柳澤伯爵が演述せられたる開會の辭の草稿なり、本季報前號所載昨年十二月十一日東京朝日講堂に於ける第一回講演會の開會辭に述べられたるものと趣旨に於て異なる事なきも其の參考として説かれたる部分に就いて見れば先には専ら歐米の人口に關する諸學會を引證せられ今次は主として一九三一年伊太利に開催せし世界人口會議を畧述され居り人口問題攻究の好資料たるを失はず即ち先例に倣ひ總裁に乞ふて茲に掲載す………編輯)

財團法人人口問題研究會主催 第二回人口問題講演會開會の辭

會長 柳 澤 保 惠

(1)

本日、我が人口問題研究會主催の下に、茲に第二回の講演會を開催するに當りまして御挨拶として始めに一言本會成立の概要を申述べたいと存じます。
御承知の通り我國の人口は逐年増加の趨勢にあるのであります、此の傾向は將來果して如何なるか、人口問題研究

者の中には既に我國將來の人口豫測を爲し、其の研究を發表されてゐる方々もありますが、歐洲の國々で出生率が低減の傾向にあるからとて今日以後我國も同様の傾向を辿るか何うか、彼我人種が異り、主食物が變り、又風俗習慣國情等違ふものがありますので、我國人口動態に對する豫測は外國風に行くか此邊十分考究の餘地があると存じます、此の事は我が民族盛衰の分れる所でありまして十分検討の結果幸にも人口の構成上に於て申分がなければ、邦家隆昌の徵象として慶賀すべき事であり、併し乍ら、我國は國土素より狭小であり今日までの人口を養殖するに足る十分なる天然資源に乏しい様にも考へられます、其上産業經濟に付ては未だ充分の發展を示してゐない爲に、人口密度の高まるに従ひ國民生活の不安を醸成するが如き事情にあるのであります、而して我國現下の情勢を察するに、人口増加の趨勢は今日依然高率を示して居り、軍需工業以外財界の不況、農山漁村の疲弊、中小商工業者の困憊、失業の發生、未就職者の就職難等、相俟つて深刻なる幾多社會問題の發生を見つゝありますので、之に善處するの對策を確立し、社會的に經濟的に之が解決の方途を講ずることは、洵に刻下の急務であると思ふのであります。

政府が往年、各方面の有識者を網羅して、人口食糧問題調査會を設置したのも、全く此の趣旨に基いたのであります、此人口食糧問題調査會は、昭和二年七月、勅令第二百二十二號に依り設置されまして、内閣總理大臣監督の下に、關係各大臣の諮詢に應じて、人口問題及食糧問題に關する重要な事項を調査審議するのみならず又建議も出来る機關であつたのであります、先づ我國の人口増加の趨勢を少しく見ますと明治五年始めに於ける内地現在人口の推計は⁽¹⁾三千四百八十餘萬人を示したるものが、大正十四年の始めには、推計に於て五千九百餘萬人の現在人口に達し、明治五年の人口を基準指數一〇〇・〇とすれば、大正十四年に於て一六九・七と云ふ増進を示して居つた⁽²⁾のであ

ります、そこで人口と食糧との増加の割合を見ますに、人口の自然増加⁽³⁾は明治三十三年に五十萬九千餘人を示したるに、昭和元年には九十四萬三千餘人に達し、明治三十三年に於ける實數を基準指數一〇〇・〇とすれば、昭和元年には一八五・一の高率を示したのであります、然るに我民族の主要食糧たる米の生産數量⁽⁴⁾を見ますに、明治三十三年に於ける實數四千四百四十六萬六千餘石を基準指數一〇〇・〇とすれば、昭和元年に於ける實數は五千五百五十九萬二千餘石即ち指數で申せば一三四・〇七を示し、人口増加の割合に對し、五一・〇四%だけ低い状態にあつたのであります、それが實際に米が人口に對し何れだけ不足してゐたかと云ふ事を當時の計算に就き見ますに、昭和二年六月末現在人口⁽⁵⁾は六千二百二十七萬四千餘人であつて、一人當りの米の需要量年平均一石一斗五升六合の割合を以てせば米の總需要量は七千八十三萬二千餘石を要するわけであるから、米は一ヶ年に四百三十三萬二千餘石の供給不足を示すことになるのであります、之が米價に影響し明治三十三年を基準指數⁽⁶⁾一〇〇・〇とせば大正十四年には三七三・〇で彼の全國的米騒動のあつた大正七年の指數三七三・〇%と同様の割合を示してゐたのであります。

人口と主要食糧たる米との生産力發展の割合は、大正時代の末葉に於きまして以上申上げたやうな不均衡の状態にあり、而して人口は異常の増加の趨勢を示し、それが國民生活に對し重壓となつて現はれますので、追々識者の注意を惹くことになり速に何等かの解決方策を必要とする意見が著書に雜誌に發表されまして、私共の知れる限に於てさへ大正十四年より其後にかけて實に數十人の多きに達したのであります、かくの如き状況でありましたので、政府も人口問題の重要性に漸く氣付いたものと見え、大正十五年の若槻内閣の時に人口食糧問題調査會の官制制定を計畫いたしたが、内閣の變動に依りて實行に至らずして、次の田中内閣の時に實施を見るに至つたのであります、然し内

閣の更迭や、財政難の爲、十分その機能を發揮するに至らずして、昭和五年三月末、此の官制が廢止され云はゞ中途半端に終つたことは、洵に遺憾であつたのであります。そもそも、人口問題の研究は、其の内容復雜多岐でありまして、其問題たる、單なる一時的又は臨時的のものでなく、永續的性質を有するものでありますから、従つて其調査研究は、常時且つ恆久的に行ひ、以て其の真相を明にし、之に基き、隨時適切なる對策を講ずるのでなければ問題解決の針路を失ひ、憂ふべき事態に陥る虞があるのであります。當時、私も委員の一人であり、また特別委員長でありましたが、人口食糧問題調査委員の多數は此の重要性を認めて居りましたので、人口問題研究機關設置に關する提議は、既に昭和三年二月の特別委員會の際に故新渡戸委員より提出を見るに至りまた同年十二月の小委員會の際に社會局幹事より人口問題研究所設置案要綱の提示があり、其他の委員よりも類似的の提案がありましたので、爾來數回に涉りて此の問題に就いて合議が遂げられました結果、昭和五年三月二十七日の此の調査會最終の總會に於きまして、人口問題に關する常設調査研究機關設置の件を決議し政府に報告したのであります。政府に於ても、此の決議事項を尊重し、昭和六年の帝國議會に、人口問題調査機關設置に要する豫算を提出して、議會の協賛を得たのであります。が、財政難や政變等に妨げられて、之が實行を見るに至らなかつたのは、我國人口問題解決の爲、是亦洵に遺憾であつたのであります。

人口食糧問題調査會設置以前の我國人口増加の趨勢と主要食糧米の生産力との關係は、既に申し上げましたやうに不均衡の状態を示し、我國の前途に暗影を投じたのであります。が、人口食糧問題調査會に於て提示したる生産力發展に關する方策に基いて、農林省あたりで、銳意之が實行を獎勵した結果にも由りませうが、農村に於ける米の生

産力は追々發展を示し、現今の状態では却て米の過剩に苦しむといふ結果に達してゐる有様でありまして此對策に付て本年の議會は仲々やかましく未だに解決は十分きまらぬ事は皆様御承知と存じますが併し乍ら、これは一時的小康を得た状態でありまして、人口が更に増加し、密度が一層高まるに従つて、人口と食糧との關係が再び重大なる意義を有するに至ると思ひます。

我政府は其後此等の問題に對し甚だ無關心なる状態に見えまするので其スローモーションに堪へ兼ね、何分政府の施設を待つ事が出来なくなり茲に人口問題に關する恆久的研究機關の設置を絶叫致しまして、私共は昭和七年の秋官民合同して、本問題を常時繼續的に研究すべき覺悟を以て人口問題研究會を組織したのであります。幸ひにも各方面の後援を得ましたので、昨年の秋、更に財團法人として存立する事になりました。今年度に於ては政府より僅かの補助金を得て居りますが、資金は決して十分ではありません。私共は猶大方同情者の御援助を願ひ益々其の基礎を堅くいたし、邦家の爲聊か盡したいと考へて居ります。

それで本會は事業遂行に際し一面に於て對内的見地に立ち大體の方針として人口問題の解決方策に關する調査、並に人口一般に關する科學的研究を繼續的に行ふ建前で、資料の蒐集及整備を爲しそれに基づいて人口問題に關する調査、研究の結果を發表し、また國內に於ける人口問題に關關する研究諸機關及研究者との聯絡提携を圖り、加之政府の諮問に對しては之に答申を爲し、若くは建議を爲すと共に他面に於ては對外的見地に於て、海外に人口移植を圖るべき植民方策を研究し、以て我が民族の發展に貢獻し度いと思ふのであります。而して猶海外に於ける人口問題に關する各種の會議及學會等と聯絡を保つ事は極めて必要でありますので此交渉にも努力して居ります。

本會の事業は既に申上げましたやうに諸種の項目に渉るものでありますが、目下差當り五名の理事が研究の分擔をいたし、猶其外數名の研究員が、本會の研究室に於きまして各自分擔を定め

一、人口の自然増加に關する調査

二、過剩人口に關する調査

三、人口の地域的及産業的分布及移動に關する調査

に従事致して居ります、其外現下人口問題に關する内外の思潮の調査をも致して居りますが、其の一部に就ては、近く結果を得る見込であります、尙全國耕地面積に對する郡別町村人口密度に關する調査及賃銀別労働者子女數に關する調査は、その集計を内閣統計局に委託し、既に集計が完了致しましたので、近く其の結果を發表する豫定であります。

右の外本會事業の一端として、人口問題に關する研究の促進を圖る爲、昭和八年八月「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に、懸賞論文の募集を發表したる所、内地外地、全般に亘り、總數百二十二篇の應募原稿を得ました、昭和九年一月二十日募集を締切り、本會理事等數名が審査委員となりまして、審査を致しました處、遺憾乍ら一等入選と認むべきものがありませんぬけれども、二等三名、三等四名の七名を入選者と決定し、四月二十五日に之を發表したのであります。

是等の論文を通じて見まするに、時節柄、農村問題を論じ、都鄙人口に言及し、産業の人口收容力を主眼として、論じたるもの多く、また政策論に就ては、單一政策論少く、大部分は政策併行論でありまして、また量的政策を論じたるもの多きも、基本的資料を掲げて論據を示せるもの少く、質的政策を示したるものも甚だ少なかつたやうに見受けまして、主として人口學的論究に止まつて居りますが、現下の狀況に照し、適切なる參考資料となつた事を喜ぶものであります、此等は近く印刷に附して希望の方に配布致し度いと存じます。

以上申上げました事は、本會が何故に生れたか、其の成立するに至りました經過を述べ、本會存立の意義を明かにしたつもりであります、現下我國難來の叫びをよく聞くのであります、國難の由つて生ずる原因に就いて冷靜に觀察いたしますると、内部機構に於ける原因として、其處には常に人口の増加、民族の膨脹があるのであります、軍備を擴張する所以も、國民生活の不安も、未就職者及び失業者の増加も若くは思想善導を要する所以も、そこには人口問題といふ國民生活の基調を爲す重大な問題が横たはつて居るのでありますから、私共は先づ人口問題に直面せなければなりません。

茲に一寸説明を加へますが人口問題の研究は讀んで字の如く人口に關する諸問題の研究である事は申すまでもありませんが其の内容に付て一般に之を廣狹二様に解釋して研究を進めて居る現況であります而して廣狹何れに致すも量と質とに研究の方面を分けて居り廣義の方では進んで質的方面を餘程コマカに分析して攻究する傾向を見受けます私は人口問題研究に付ては此の方の解釋を執る一人でありますので此等の事柄にも手を擴げて將來研究調査を進めねばならぬと考へます、これは單に人口統計に於て得た所のものに根據とし一面歴史的に過去より現在に亘り又現在より未來に亘つて豫測推定するを以て終りとするものではないのであります、若しそれだけの者とすれば人口問題の研究は殆ど統計學者のみでやり得る様になる、然し乍ら自分は統計學者の努力のみを以て人口問題全體の解決が出来るもの

とは考へて居らない、他の學者の協力を大に必要とするのである、海外の碩學の著したる種々の人口問題の著書の内容を見まするに主として人口統計的の審議を取扱つたものは相當に多い即ち人口の増減に就て廣く議論し之に經濟的要素を取り入れて人口問題解決策を立て、居るが更に人口を取り巻く其以外の要素に就き廣く議論を立て各方面の審議を盡して意見を發表して居る學者はソウ多數にあると思はれませんが然し近頃は一般に人口問題に注意した結果此専門の定期刊行物が出來又國際的學會及國內的學會が成立いたしましたして研究調査を始めましたが、それに就て思ひ起すのは一九三一年即ち今より三年前伊太利で開催せられたる世界人口會議の事であり、此會議は伊太利人口委員會の發議でありましたが伊太利の首相ムッソリーニ氏を名譽總裁とし當時の中央統計院總裁たるジニー氏——是は私の友人で屢々國際統計會議で面會し又日本の會議の時にも東京へ來た人であるが——其の人が司會者となつて大仕掛な世界人口會議を開いたのである而して其の論究せんとする範圍は非常に廣汎で苟くも人口の活動に關する凡ての研究を學問の諸方面に亘つて研究し盡さんと企てたのであります、其の會議には自分も國際評議員の一人に指名せられましたが會議には健康上の關係で缺席いたし現在の長谷川内閣統計局長及壽府に居る日本勞働機關の代表吉阪氏それに羅馬在勤の岡本參事官が我國を代表して出席したのであります然し乍ら其の會議の狀況に就ては今日何等我國に於て公に聞いた事がありません、但し此の會議に對し若干の會費を納附するものに對しましては報告書を送る事になつて居るので私も其の會費を拂つて報告を得る事になつて居るがまだ全部の報告は到着して居ませぬ、當時の會議は今日までに始めて行はれた大規模の世界人口會議であります、これが將來定期的になるか又は國を替へて會議を續行するかは判らぬが兎に角斯かる大仕掛の會議は是迄その類を見ないのであります、主催者側に於ては人口問題を解

決せんとするには須らく單に人口統計によつて得たる調査資料並にそれに基づいての人口政策のみを以て人口問題の解決を終れりとなしては居らない、人に關係深き學術界にも交渉を持ち相互比較調査研究して決論を得ることが即ち人口問題解決の順序なりとして種々の方面に亘つての學者の出席を求めたのであります、此の會議は同年の九月の初旬伊太利の首府羅馬で數日間開かれました此の會議は分けて八部門になつて居ります、第一が人類學及び地理學の部門、第二が生物學及び優生學の部門、第三が醫學及び衛生學の部門、第四が歴史の部門、第五が經濟學の部門、第六が社會學の部門、第七が人口學の部門、第八が方法論で即ち人口問題の解決をするには單に人口學の方面のみならず經濟學の方面、社會學の方面よりの攻究丈けでも十分でない、一層進んで只今申上げた様な廣汎なる諸學術の範圍に亘つて夫々の専門家の努力が必要であることを強調したのであります、それで此の會議に出席した各地よりの來集者は約四百人で其の人々の提出論文並に報告は三百に達して居ります、國の數は三十二で又三十二の大學並に二十八の學術團體が各々専門的の代表者を出し又此の外政府代表の者も若干あつたのであります、それでそれ等の部門に關する論文は十冊に編纂せられ全體で五千五百頁に垂んとして居ります今日まで手許に到着した分は七冊丈けでありますから未だ三冊は届きません其の中來る事だろと思つて居ります、要するに人口問題を解決するには斯くの如き諸方面より専門家が獨特の地位に立ち攻究するにあらざれば人口問題は悉く解決したとは言はれぬといふ建前を取つて居る事が分ります。

我人口問題研究會は今日の處既存の統計資料を本として攻究し將來の傾向を窺はんとするものであります先程申上げた現在の研究狀態でも決して人口學的範圍に止まつて居りません、たゞ只今申上げた様な廣汎なる部分に迄立入

つて將來調査するか否かは未だ我々の中でも決して居りませぬ、然し乍ら前申上げた如く我國の如き今日尙人口増加をつゞけて居る状態に於て近き將來これが如何なる状態に變するか尙永續するか或は或る時期になつて遞減するか又或る時期に於ては停止の状態になるかの豫測に就いては我會に於ても深く研究して居る方がありますし又他にも二三の學者の研究もありますが此等の方々の攻究範圍以外に亘つて人口の活動に密接なる關係のある諸方面の研究もゆるがせにしてはならぬと思ふ、いたづらに伊太利の國際人口會議の眞似をしるゝと主張するのではないが然し追々斯くの如き廣範圍に亘つて研究を進める事は確に必要であると思ふ、ジニー氏の如きは此の會議以後自國は勿論他國に於ても標本的調査を始め殊に衛生學や人類學の研究方面に重を置き人口の盛衰、轉移の状態に就いて種々研究して居ります、此等の調査に由り歐米の如何なる種類の人種の過去はどうか又現在どうなつて居るか又衛生状態健康状態はどういふ風に推移して居るかといふ事が分り將來の事も考へられる様になる、然し本會は將來此如き方面に進んで行かふとしても今日の如き我會の有様では第一經費の點より出來得ないのでありますが幸に各方面の識者が人口問題に注意せられて單に社會學者、經濟學者、統計學者ばかりでなく人間の研究に至大の關係を持つところの諸方面の學者達が御同情被下相提携せられて御研究を願ふ事が叶ひますれば人口問題の研究も段々範圍が擴まり又我國の人口の將來に關する豫想も一層明確にわかる事と思ひます。

今申上げた羅馬の會議では嘗て大戰前に盛であり今は存在さへ分らない萬國醫學會及び國際人口學衛生學會議で取扱つたもの又現在成立して居る國際地理會議に於て研究して居る事柄など多く取り入れて居りまして我人口問題研究會の事業に對しては實に得難いところの参考になると思ひましたから一寸此の事を附加して申したのであります。御挨拶としては餘り長くなりました事は恐縮に堪へませぬ、これより各先生方が講演をなさるので私の御挨拶はこれで終りと致します。

(1) 明治五年始めに於ける内地現在人口の推計三千四百八十餘萬人は内閣統計局刊行「明治五年以降我國の人口」に依る。

(2) 明治五年一月二十九日調査に依る内地本籍人口は三千三百一十一萬七千九百九十六人「帝國統計年大正十四年十二月三十一日調査に依る内地本籍人口は六千二百四萬四千六百四十九人」鑑に依る。

明治五年の本籍人口を基準指數一〇〇・〇とするれば大正十四年に於て一八七・四となる。

(3) 人口の自然増加は「帝國統計年鑑」に依る。

(4) 米の生産數量は農林省の「昭和八年米統計表」に依る。

(5) 昭和二年六月末現在人口六千二百二十七萬四千餘人、一人當りの米の需要量年平均一石一斗五升六合、從つて其の割合を以つて算出したる米の總需要量七千八百三十三萬二千餘石、及び一ヶ年の供給不足量四百三十三萬二千餘石は昭和二年十月人口食糧問題調査會幹事の名を以て發表したる「食糧問題ニ關スル調査項目及食糧品ノ供給特ニ生産増進方策ノ参考案 附、食糧品の需給推算調」に依る。

(6) 明治三十三年を基準指數一〇〇・〇とする米價指數は農林省「米穀要覽」に依る。

(7) 指導理事分擔研究項目

第一部 上田博士擔任

一、人口の構成特に年齢構成の變動に關する事項

一、將來に於ける人口の豫測に關する事項

- 一、人口と産業、貿易、一般經濟との關係に關する事項
- 一、産業の人口吸收力、就中商工業の發展に關する事項

第二部 那須博士擔任

- 一、人口の分布及び移動に關する事項
- 一、都市及び村落人口に關する事項
- 一、人口と食糧、農業、土地經濟との關係に關する事項
- 一、食糧自給の限界並に收容人口の極限に關する事項

第三部 永井博士擔任

- 一、過剩人口及び過少人口に關する事項
- 一、職業人口、就中勞働人口に關する事項
- 一、人口と職業、過剩人口と失業との關係に關する事項
- 一、國民所得の分配に關する事項

- 一、生計調査及び消費經濟に關する事項

第四部 井上常務理事擔任

- 一、移住民に關する事項

第五部 下村博士擔任

- 一、人口統制に關する事項

(左記は五月十六日到著せる倫敦會議速報 Bulletin Quotidien) よりの抄出にして高嶋託解説の上
柳澤總裁の校閲を経たるものなり)

昭和九年四月十六日より英國倫敦に開催の

第二十二回國際統計協會會議彙報

一、會議及饗宴日程

四月十六日 (月曜日)

午前十時—十時半

參加者參集

午前正十時半

開會式

開會の辭 (倫敦大學總長 Athlone 伯)

答辭 (Zahn 會長)

午前十一時

總會

挨拶 (欽定統計學會會長 Lord Meston of Agra and Dumotrar)

報告 (Zahn 會長)

午前十一時半

會員總會

一、部會編成及各部會部長、副部長選定

二、會計檢查員任命

四月十七日 (火曜日)

午後三時
午後八時半
午前十時
午後二時半—三時
午後正三時

部 會
接見會 (倫敦衛生學・熱帶病研究醫學校)

部 會

參加者參集

欽定統計學會創立百年記念總會

英國皇太子殿下台臨

國民所得推計に關し諸國にて採用せる方法に付討議

司會者 Sir Josiah Stamp

“Savoy Hotel” に參集

欽定統計學會創立百年記念晚餐會 (Savoy Hotel)

午後四時

午後七時—七時半

午後正七時半

四月十八日 (水曜日)

午前十時
午後零時四十五分
午後三時

部 會

記念撮影 (大學昇降口に於て)

會員總會

(規約改正の件)

午後十時

四月十九日 (木曜日)

午前十時

英國政府主催接見會 (Lancaster House)

會員總會

(規約改正の件)

總 會

倫敦市長及高級助役主催接見會 (Guildhall)

四月二十日 (金曜日)

午後三時
午後八時半
午前十時

一、事務總長報告・會計監督報告・會計檢查員報告

二、次回會議開催地選定

三、協會役員選舉

四、其 の 他

欽定經濟學會主催茶會 (倫敦大學倫敦經濟學部)

觀劇會 (Sadler Wall 劇場)

午後四時半

午後八時

四月十八日及十九日午後二時十五分—三時

E. S. Pearson 氏研究室見學 (隨意)

(University College 應用統計部)

二、同伴婦人に對する歡迎日程

四月十七日 (火曜日)

British Museum 見學

午前十時會議場出發

花卉共進會見學

午後三時半會議場出發

四月十八日 (水曜日)

Windsor 見學

午前十時會議場出發

四月十九日 (木曜日)

Dowrie House 見學

午後一時四十五分會議場出發

四月二十日 (金曜日)

甲班 倫敦港見學

乙班 Broadcasting House 見學

兩班共午後一時十五分會議場出發

三、愛蘭自由國見學日程

四月二十一日 (土曜日)

午後五時半

Dun Laoghaire 港 (Dublin 附近) 着

午後八時

愛蘭統計協會幹部出迎

四月二十二日 (日曜日)

愛蘭統計協會主催晚餐會 (Hotel Shelbourne)

午後一時半

自動車にて Glendalough 見學に赴く

午後七時半

Dublin 歸着

四月二十三日 (月曜日)

午前十一時

Guinness 麥酒釀造場見學

午後一時

Guinness 麥酒釀造場主催午餐會

午後四時

大統領 de Valera 氏主催接見會 (大統領官邸)

四月二十四日 (火曜日)

自動車にて市中見學

大學、Phoenix park, Lucan 等

右終りて各自歸路に着く。

四、會議 議題

第一部 人口及數理統計

- 一、統計表の規準化 (Drexel 氏報告)
- 二、交互關係係數の用途 (Fréchet 氏報告)
- 三、都市集中の國際比較 (Banle 氏論文)
- 四、散在人口統計 (Kovacs 及 Louis Thirring 兩氏論文)
- 五、年齡別婦人の婚姻受胎力の曲線 (Gini 氏論文)
- 六、米國に於ける婦人の婚姻受胎力に關する研究 (Sydenstricker 及 Notstein 兩氏論文)
- 七、一九三一年に於ける伊國の死産原因 (de Berardinis 氏論文)
- 八、婚姻率算定 (Landsberg 氏論文)
- 九、特に人口の社會的特性に關する伊國の人口狀況並に國際比較 (Giusti 氏論文)
- 十、熱帶國人口統計 (Granville Edge 氏論文)
- 十一、徴兵検査の利用 (Auerhan 氏論文)
- 十二、或統計群の限度に於ける統一 (Huber 氏論文)
- 十三、統計の不權衡に就て (Mortara 氏論文)

十四、不定及集中の指數の不一致 (Pierra 氏論文)

十五、心理學に於ける統計方法 (Irwin 氏論文)

第二部 經濟統計

- 一、實際よりも一層重要な國民所得の増加を計らんとする現代の二三の事情 (Gini 氏報告)
- 二、國內市場統計 (Zahn 氏報告)
- 三、「トラスト」統計 (Hecht 氏報告)
- 四、國富推計中に公債の加算 (Einaudi 氏論文)
- 五、國民所得算定に關する刻下の問題 (Mitchell 及 Kuznets 兩氏論文)
- 六、株券資本繰込率 (Bachi 氏論文)
- 七、租稅負擔割當統計 (de Fellner 氏論文)
- 八、亞歷山大帝の豫算額 (Andréades 氏論文)
- 九、伊國に於ける新農林土地臺帳 (Sitta 氏論文)
- 十、構成狀況に依る小工業統計 (Szturm de Sztrém 氏論文)
- 十一、英國に於ける汽船及機船の分類 (Isaerlis 氏論文)
- 十二、交通傷害統計の統一 (van Zanten 氏論文)
- 十三、經濟生活の變動に及ぼす生産能力増進の影響 (Livi 及 Golzio 兩氏論文)

- 四、經濟的不平衡及不平調 (Snyder 氏論文)
 - 五、經濟週期の國際型式 (Mitchell 氏論文)
 - 六、經濟平衡及景氣變動の材料たる統計 (Pribram 氏所見)
 - 七、不景氣の原因たる負債の原理 (Snyder 氏論文)
 - 八、一般經濟統計及經營經濟に於ける統計 (Meyer 氏論文)
 - 九、投資及利益率 (Miguel Martin 氏論文)
- 第三部 社會統計
- 一、移民及交錯運動 (van Zutphen 氏報告)
 - 二、國民糧食問題の統計的状況 (Greenwood 氏論文)
 - 三、白耳義に於ける労働者及使用人の家計調査の方法及其重なる結果 (Julin 氏論文)
 - 四、家屋及住宅の社會敘事上の省察 (Gustave Thirring 氏論文)
 - 五、人口動態統計に於ける宗教及國籍 (母語) の影響 (Korvas 氏論文)
 - 六、集合的現象と見做さるゝ非凡の才能 (Weyr 氏論文)
 - 七、大戰後に於ける獨國都市統計 (Bücher 氏論文)
 - 八、智能統計に關する決議に關し繼續問題の所見 (Simiand 氏所見)
 - 九、史的統計調査委員會の當面の問題及將來の問題 (Simiand 氏所見)

規 約 改 正

國際統計協會創立五十年に際しての覺書 (Zahn 氏)

五、會 議 概 況

(イ) 開 會 式

四月十六日午前十時三十分開會式舉行せらる。先づ倫敦大學總長 Athlone 伯の歡迎の辭あり、Zahn 會長の答辭ありたる後 Athlone 伯退場し、欽定統計學會會長 Meston of Agra and Dunottar 卿の祝辭 Zahn 會長の報告ありて開會式を終れり。

(ロ) 會 員 總 會

(1) 會 務 打 合

會務打合の會員總會は例に依り開會式に引續き舉行せられたり。會長の發議を承認し三種の部會を設定し各部部长及副部长を定むる事左の如し。從來第一部會は概して人口統計及方法論或は單に人口統計のみなりしも今回は數理統計をも本部會に於て討議する事となれり。

第一部 人口統計及數理統計

- 部長 Gini 氏 (伊)
- 副部長 Kovacs 氏 (洪)
- 同 Westergaard 氏 (丁)
- 同 Wilcox 氏 (米)
- 通譯 Zehntner 氏

第二部 經濟統計

- 部長 Rappard 氏 (瑞西)
- 副部長 Jahn 氏 (諾)
- 同 Stamp 氏 (英)
- 同 Verrijn Stuart 氏 (蘭)
- 通譯 Velleman 氏 (常に必ず來會せる瑞西國ジュネーヴ大學教授なり)

第三部 社會統計

- 部長 Beveridge 氏 (英)
- 副部長 Simand 氏 (佛)
- 同 Weyr 氏 (チエツコスロヴァキア)

- 副部長 Würzburger 氏 (獨)
- 通譯 Petrovitch 氏

次で會長の發議を承認し會計検査員として Barriol (佛) 及 Jensen (丁) 兩氏選定せらる。
 役員選定の後會長發議にて種々注意ありたるが就中現在委員會の餘りに多き事を指摘し今回は委員會を新に設けざる事又今回は議事日程多きに過ぎ十分討論の餘裕なきを以て次回會議に於ては議事日程を少くする様注意ありたり。

(2) 規約改正

本件は既にワルソー開催第十八回會議及マドリッド開催第二十回會議に於て論議せられ第二十回會議の際本第二十回會議に其の修正條文を提出する事と決定したるため本會議に於ては會員の修正條項を付したる條文を討議せり、今論議せられたる要點を左に掲ぐ。

- 一、副會長の數三人なりしを四人となせし事。
- 副會長は三回以上重任し得ざる事となすの論ありたるも否決となる。
- 一、從來名譽會員となり得るものは正會員及統計界著名の士たりしも今回の改正にて正會員たる者及正會員たりし者のみ入選することゝなれり。
- 一、集團會員設置の議ありしも論議の末否決せらる。
- 一、正會員定員二百名なりしを二百二十五名に増員せり。
- 一、役員選舉に關し、定數を越ゆる立候補者表を作成し此内より選定せんとする論出てたるも討論の末否決せらる。

一、會費の一時納金額英貨十磅—金貨獨二百麻—金貨佛二百五十法なりしを金貨瑞西五百法となし、五十歳以上の會員に對しては三百五十法、六十歳以上は二百五十法に減額する事となれり。

一、本改正實施期は一九三四年四月十九日と決定せり。

右の外常設事務局の規則改正を上程したるも、こは單に辭句の修正のみに止りたり。

(ハ) 部會及一般總會

過去の會議に於て特別委員附託となりたる各種の提案は其の數實に廿有九に達す、其の内他の國際團體と合同し所謂混成委員會を作るもの四を數ふれども本會議には此等の報告に接せず。

特別委員より報告の提出せられたるは六種なり。

今回會議に提出されたる問題は右記の委員會報告六種の外論文三七なり、是等は部會及一般總會に上程せられたるが其の記事は茲に省略す(但し時機を見て最も有益と信する分を將來報告する事あるべし) 終りに一般總會に於ける役員選舉の狀況及次回會議開催地を敘述す。

役員の一部は重任と決定したるが規約改正の結果副會長三名を四名となせしを以て新に SAVORGHAN 氏(伊)副會長の一人に當選せり今左に役員表を掲ぐ。

會長 獨逸バイエルン國統計局長官

ミュンヘン大學名譽教授

Friedrich Zahn 氏(重任)

副會長

米國コルネル大學前教授

Walter Francis Willcox 氏(重任)

同

白耳義工勞社會省前次官

Armand Julia 氏(重任)

同

佛國統計局長

Michel Huber 氏(重任)

同

伊國中央統計院總裁

Franco Savorghan 氏(新任)

事務總長

和蘭國統計局長

Henri Willem Methorst 氏(重任)

會計監督

英國倫敦大學教授

Arthur Lyon Bowley 氏(重任)

次回昭和十一年會議開催地に關しては既に希臘國統計局長 Jean Michalopoulos 氏の發議を容れ政府同意の下に經濟省次官 Stefanopoulos 氏より會長宛に一九三六年雅典に會議開催の議を申出であり、總會之を採擇し同地にて開催の事に決定せり。

此外事務總長・會計監督・會計検査員の報告あり、閉會式は先例通り最後に行はれたるが會長は各方面の同情と努力に對し一々禮辭を述べ會員代表として Gollfrey 氏(英)は會長に對し謝辭を述べ次で會長は閉會を宣し第廿二回會議を終了せり。

六、參列員表

會員

招待員

獨逸	Böhmert, Hecht, Landsberg, Morgenthau, Most [×] , Platzer, Pribram, Saenger, Wagenmann [○] , Würzburger [○] , Zahn, Zizek.	Gerloff, Meyer, Reichardt*, Zwick.
奧地利	Julin*, Lesoir*.	Riemer*.
白耳義	Barboza Carneiro*.	
伯刺西爾	Woo.	Liu Chieh*.
中華民國	Jensen*, Westergaard [○] .	
丁抹	Miguel Martin*, Vandellos*.	Gastardi*, Magan*, Roman*.
西班牙	Durand, Willcox.	Kuznets.
北美合衆國	Kovero*.	Harnaia*.
芬蘭	Barriol, Borel*, Bunle*, Colson ^{○*} , Delatour [△] , Dugé de Bernonville*, Fréchet*, Huber*, Lazard, Simiand*, Truchy*.	Darnois.
佛蘭西	Beveridge, Bowley, Dunlop, Flux [○] , Godfrey, Greenwood, Heron, Hilton, Isserlis, Keynes, Loveday [×] , Newsholme, Nixon [×] , Ramsbottom, Stamp, Yule.	Granville Edge, Holland-Martin, Irwin, Jones [×] , Macrosty, Meston of Agra and Dunottar, Snow.
大不列顛國	Fellner*, Illyefalvi, Kovacs*, G. Thirring.	Konkoly Thege, L. Thirring.
洪牙利		

會員

招待員

愛蘭	Lyon*.	Dulanty*.
伊太利	Bachi, Dore [×] , Gini, Giusti, Einaudi, Molinari*, Mortara, Pietra, Savorgnan.*	Colombo, Galvani, Garino-Canina, Michels, Porri, Repaci, Golzio, Olivetti [×] .
日本	Sknjenecks.	鹽崎*, 高田*.
日	Jahn*.	Beteta*.
ラトヴィア	Dam van Isselt, Methorst*, Verrijn Stuart ^{○*} , Zanten.	Buttingha Wichers, Idenburg, Timbergen.
墨西哥	Hersch, Szturn de Sztem.	
希臘	Néculéa, Teodorescu*.	
和蘭	Jansson*, Lindstr*, Nystöm*.	
波蘭	Brischweiler*, Mangold, Rappard.	Jenny, Rosenberg, Velleman.
羅馬尼亞	Weyr*.	
瑞典	Proukha.	
瑞馬	Kostic.	Beritch*.
瑞士		
子スロヴァキア		
蘇聯		
蘇邦		
ユスロ		

○ 名譽會員
△ 名譽會長

* 政府代表
× 國際團體代表

(1) 内二人は名譽會員

(2) 名譽會員

(3) 内一人は名譽會員

(4) 内一人は名譽會長

計	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
	ユ ー ゴ ス ロ ヴ イ ア	蘇 聯 邦	ス チ ロ ヴ ア ツ キ ア コ	瑞 典	瑞 典	羅 馬 尼 亞	波 蘭	和 蘭	諾 威	墨 西哥	ラ ト ヴィ ア	日 本	伊 太 利	愛 蘭
三	—		—	—	三	—		二	—				二	—
四													—	
五	—	—		二		—	二	二			—		六	
六	二	—	—	三	三	二	—	四	—		—		九	—
七										—			二	—
八				三				三		—			七	
九				三				三		—			八	—
十	—		—	—	三	—		二	—	—			二	二
十一													二	
十二	—	—		五		—	二	五			—		三	
十三	二	—	—	六	三	二	—	七	—	—	—		七	二

七、參列員人員數表

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	(A國順、Bは佛蘭西名、C順)	國 名
洪 牙 利	大 不 類 國	佛 蘭 西	芬 蘭	北 米 合 衆 國	西 班 牙	丁 抹 牙	中 華 民 國	伯 刺 西 爾	白 耳 義	奧 地 利	獨 逸		
二		八	—		二	—		—	二			政府	代 表
	二										—	國際 團體	表
二	四	三		二		—	—				二	資格	個 人
四	六	二	—	二	二	二	—	—	二		三	計	
			—		三		—				—	政府	代 表
	—											國際 團體	表
二	六	—		—							三	資格	個 人
二	七	—	—	—	三		—				四	計	
二		八	二		五	—	—	—	二	—	—	政府	代 表
	三										—	國際 團體	表
四	〇	四		三		—	—				四	資格	個 人
六	三	三	—	三	五	二	二	—	二	—	六	計	

八、國際統計協會に於ける委員會 (昭和九年三月現在)

○混成委員會 (他會の代表者と協議を主とする研究會なり)

大都市に關する混成委員會

Brüschweiler, Bunle, Collins°, Giusti, Meijer°, Thirring.

死因索引訂正に關する混成委員會

Huber (委員長—報告員), Dunlop, Gini, Haven Emerson, Jensen, Josephus Jitta, Roesle°, Stevenson°.

運輸に關する混成委員會

Buehi, Böhmert, Flux, Girard, Muselle°, Piekalkiewicz, Teubert°, Watier°.

犯罪統計に關する混成委員會

Benini, Daujoy°, de Roos, Schäfer°, Würzburger.

(備考 人名の右肩に印あるは國際統計協會會員ならざるものを示す)

○委員會 (協會會員のみを網羅せる調査會なり)

出版物に關する諮問委員會

Durand, Hilton, Jahn, Mortara, Platzer, Simiand, Verrijn, Stuart (委員長), 柳澤

極東諸國に統計方法採用

van Gelderen, Godfrey, Huber (報告員), Ricci, Shirras, Stépanoff, Willico, Woo, 柳澤, Zahu.

羅典亞米利加の統計統一

de Bulhoes Carvalho, Coats, de Dios Bojorquez (報告員), Hill.

史的統計調査

Andréades, Beveridge, Craig, Gini, Julin, Mitchell, Simiand (報告員), Vandellos, Willico, 柳澤,

Zwiedineck Südenborst.

大都市統計

Büchner, Bunle, Giusti, Hill, Limanowsky, Stépanoff, Thirring (報告員), van Zanthen.

統計機關の組織

Auerhan, Brüschweiler, Djelal, 長谷川, Julin (委員長—報告員), Kovero, Limanowsky, Lyon, Michalopoulos,

Molinari, Morgenroth, Winkler.

統計表規準化

Drexel (報告員), Fréchet, Linders, Molinari, Smith, Zizek.

圖表描寫

Divisia, R. A. Fisher, Gini (報告員), Warming, Winkler.

交互關係係數の用途

R. A. Fisher, Fréchet (報告員), Gini, Parsons, Zizek.

死亡表及死産統計

de Bernardinis (死産に關する報告員), Coats, Craig, Emerson, Gini, Hill, Huber (死亡表に關する報告員), Josephus Jitta, Proukha, Watson, Westergaard.

癌統計

de Bernardinis, Bernard, Polmet (報告員), Dunlop, Josephus Jitta, Willcox, 柳澤.

婚姻受胎力測定

Auerhan, Brieschweiler, Banle, Drexel, Gini (報告員), R. A. Fisher, Livi, Meyer, Ogburn, Würzburger.

移住統計

Büchner, Banle, Craig, Lesoir, Molinari (報告員), Nixon, Verrijn Stuart, Szturm de Sztrem, Willcox, van Zanten (交錯移住に關する報告員)

景氣變動

Bowley, Calitsunakis, Cudmore, I. Fisher, Holloway, Loveday, Mitchell, Mortara, Pribram (報告員), Rist, Rygg, Snyder, Vandellos, Verrijn Stuart, Wagemann.

食料品の「メトシク」及消費統計

Bojorquez, Borel, Craig (「メトシク」統計に關する報告員), Durand, Godfrey, 長谷川, de Miguel Martin, Molinari, Nystrom, Pribram, Winkler (消費統計に關する報告員).

「トラスト」統計

Bojorquez, Hecht (報告員), Jannaccone, Livi, Néauléa, Nystrom, Persons, Szturm de Sztrem, 松尾, Truchy.

運輸統計

Bachi, Barriol, Benini, Böhmert, Coats, Colson (委員長), Craig, Durand, Girard (報告員), Isserlis, Piekalkiewicz, Ikiewicz.

近距離都市運輸統計

Bachi, Büchner (報告員), Divisia, Limanowsky, Michalopoulos, Stamp, van Zanten.

既製品價格統計

Coats, van Dam van Isselt, Loveday, Molinari, Piekalkiewicz, Platzer (報告員), Weyr.

製産費の要素たる賃銀統計

Bowley, Durand, Huber, Jahn, Jensen, Loveday, Meyer, Mortara, Nixon, Persons, Piekalkiewicz, Simiand (報告員).

賃銀の變動及失業に關する研究

Bresciani, Bowley, Durand, Hilton (報告員), Huber, Juhn, Molinari, Nixon, Nystrom, Persons, Platzer, Rueff, Simiand.

分配統計

國內市場統計

Coats, van Dam van Isselt, Hill, Dugé de Bernouville, Lyon, Molinari (報告員), Most.

Auerhan, Coats, Dugé de Bernouville, Durand, Flux 長谷川, Kovacs, Lesoir, Molinari, Zahn. (報告員).

國富及收入統計

Colson, Felner, Gini (報告員), Mahaim, Mitchell, Stamp, Vandelloe, Verrijn Stuart, Wagemann, Winkler.

財政統計

Einaudi, Lovelady, Persons, Plekalkiewicz (報告員), Platzer, Rueff, Truchy.

動力統計

Brüschweiler, Flux 長谷川, Hill, Huber (報告員), Jahn, Kenez, Kovero, Pietra, Platzer, Proukha.

家計調査方法

Dugé de Bernouville 長谷川, Hostelet, Nixon (報告員), Platzer, Ramsbottom, de Stefani, Sydenstricker, Winkler, van Zanten.

諸國犯罪統計比較研究

Gini, Greenwood, de Roos (報告員), Truchy, Würzburger.

智能統計

Gini, 長谷川, Hill, Mangold, Simiand (報告員), Stépanoff, Saturn de Szirem, Zahn.

研究及調査

乳兒の死亡率に就いて

柳澤統計研究所 阪 本 敦

本篇は本年四月二日東京帝國大學に於て第九回日本醫學會第十二分科會として日本民族衛生學會學術大會を開催せられたる時の講演の要旨にして其の括弧内の文字は時間の關係上省略せしものとす

私は財團法人柳澤統計研究所の阪本であります。今日かかる壇上に於て、卑見を述べることが得たのは、非常に光榮と存する次第であります。

さて、私は兩三年前から乳兒即ち一歳以下の子供の死亡に就き統計的研究を致して居るのでありますが、或る時從來用ひられて居ります所の乳兒死亡率なるもの、甚だ不合理なることに氣付きました。といふのは、從來一般に用ひられて居る所の乳兒死亡率なるものは、或る年の出生者の總數と、其の年に死亡した乳兒の總數との比率をいふて居るのでありますが、果してそれが眞の乳兒死亡率といひ得るや否や甚だ疑はしいのであります。

それは何故かと思しますれば、其の年の乳兒の死亡者の總數中には、其の年に出生した者とは何の關係もない所の、前年に出生した乳兒の死亡者を多分に包含して居るからであります。

(委しく之を申しますれば、前年の一月二日より十二月三十一日迄に生れ、本年の一月一日乃至十二月三十日迄の間に死亡した者即ち日齡で申せば二日乃至三百六十五日、即ち滿一歳迄の者が相當多くある筈であります、この死亡乳兒は本年出生した者の死亡率には何等の關係もない筈であります。然るにも拘はらず從來の乳兒死亡率では之を用ひて居るのであります。)

そのみではありません、本年(の一月二日乃至十二月三十一日迄に)出生した者の中で、(本年中には死亡しなかつたが)翌年(の十二月三十日迄)に死亡した所の(日齡二日乃至三百六十五日即ち滿一歳迄の)大切な死亡乳兒を逸脱せしめてあるのであります。

此くの如く本年出生し、翌年死亡したる所の最も大切なものを捨て、前年に出生し、本年死亡した所の本年の出生者とは何等の關係もないものを用ひて算出した、所謂本年の乳兒死亡率なるものが、何で眞の乳兒死亡率といふことが出来ましようか、私は其の是なる所以を知らないであります。

之を要しまするに眞の乳兒死亡率と申しますものは、其の年(の一月一日から、十二月三十一日迄に)出生した小兒の總べての中で、翌年の十二月三十日迄に何人死亡したかを確め、それと其の出生した小兒の總數との比率でなければならぬのであります。

それ故眞の乳兒の死亡率を得んとするには、其の年に出生したる總數と、その中で其の年の中に死亡したる乳兒及び翌年に至り死亡したる乳兒の數を得れば、始めて其の目的を達し得るのであります。

然しながら、我が國に於ける人口動態統計では此の三つの中で出生兒の總數は無論得られますが、其の年に出生し、

其の年に死亡した乳兒の數も、其の翌年に至り死亡した乳兒の數も、大正八年後の表では、到底分らなかつたのであります。

然るに醫學博士暉岐義等氏は、之れを遺憾とし、北米合衆國に於ける兒童局〔Children's Bureau〕で、各都市の乳兒死亡率を調査して居る所の方法に倣ひ、嘗て八王子市に於て、大正六年より同八年に亙り、滿二ヶ年間を費し、乳兒に就き調査の上、絶對的乳兒死亡率といふものを算出せられたことがありましたことは、諸君の既に御承知のことと存じます。

けれども後に申述べますこと、關係がある故簡單に其の調査方法を申しますれば、八王子市の區裁判所の厚意によつて、大正六年七月から同七年六月までの出生届と、大正六年七月から同八年六月迄の死亡届を閲覽し、其の中から出生にありては同市で出生したもののみ、死亡にありては其の出生者中で同市に於て一ヶ年未滿で死亡したもののみを擇んで一人一件一枚宛の小票を作製したのであります。かくて得た出生票は九四七票、死亡票は一六七票であつて、其の死亡率は一七・三%といふことが分つたのであります。

(けれども後に申し述べますこと、關係があるから同博士の報告中から、其の調査方法だけを朗讀致して見ましよう。)

(出生兒の調査)

(區裁判所の厚意によつて、大正六年七月から大正七年六月までの出生届を閲覽した、そして出生届に載つてゐる事項中 一、出生兒の氏名 二、體性 三、出生の年月日 四、出生の場所 五、出生兒の身分 六、父の職業(私

生児の場合は母の職業)を一々小票に寫取した、この數九五三である。そしてこの中、届出はあるも出生の場所が八王子市にあらざるものを全部棄て、即ち、同期間に於て實際に八王子市に出生したるもの本籍寄留を合して九四七票を得た。尙八王子に於ては、出寄留、入寄留の關係は、織物組合の關係上、常に注意して監視されてゐる。このことは自分達の調査に非常に有利なことであつた。

(乳兒死亡者調査)

(大正六年七月より大正八年六月に至る二ヶ年間の死亡を、同じく區裁判所所藏の原簿によつて閲覽した、そして其の中大正六年七月より大正七年六月に至る一ヶ年間に出生せるもの、死亡者に就いて、一、氏名 二、體性及身分 三、出生の年月日 四、家計の主なる職業 五、死亡原因 六、死亡年月日 七、死亡の場所の各項に就いてこれを寫取した。この數が二〇七である。而してこの中八王子市以外に於て生れ、或は八王子市以外の土地に於て死亡したもの、全部を棄て、尙、先に得た出生小票と照合して、死亡小票になきものをも棄て、かゝつて一六七票を得た、而してこの數を以て實際八王子市に於て大正六年七月から、大正七年六月に至る一ヶ年間に生れたもの、中、一ヶ年未滿にして八王子市に於て死亡したもの、全數と見做したものである。)

以上の如き次第であつて、此の乳兒死亡率を暉峻博士は、之を絶對的乳兒死亡率といふて居らるゝのでありますが、此様な調査は我國に於ては空前のことであつて、今後と雖もさう容易くは實行せられまいと思ふのであります。

然しながら唯それだけでは何にもならぬ、何とかして此の解決をつけねばならぬ、それも暉峻博士の様に特に調査せんで、其の目的を達し得る方法はないかと私は苦心致しました。

(種々考慮の末かうも思つて見ました、それは前に述べました通り、從來の乳兒死亡率には、本年の出生者にして翌年死亡したる乳兒を逸して居りますが、其の代りに前年の出生者にして本年死亡した乳兒を包含して居る故、此の兩死亡乳兒の數は年々同一でないにもせよ殆ど同一位で、大差はあるまい、さうすれば從來用ひ來つた處の所謂乳兒死亡率も眞の乳兒死亡率も或は同一か少くも近邊數であるまいか。が、どうも疑はしい。)

處が幸にも(其の疑を解決するのに)絶好の材料のあることに私は氣付きました。それは何であるかといへば華族の人口動態統計の材料が手許にあることでありました。

此の華族の動態統計に關しては、財團法人柳澤統計研究所總裁たる柳澤伯爵の發意で華族の動態の調査をなす爲特に宮内省宗秩寮に願出られ、其の材料を得て、既に十數年來之が調査を繼續して居る所の最も正確のものであります。そこで試みに此の材料を用ひて暉峻博士の所謂「絶對的乳兒死亡率」なるものを算出し、先刻お手許へお配布致して置きました中の第一表を得ましたのであります。

此の第一表中の出生者總數千に對するA+Bの比率が即ち從來一般に乳兒死亡率と稱して居るもので、其のB+Cとの比率が所謂絶對的乳兒死亡率であります。此の兩者を較べて見ますれば如何でありますか、中々甚しい相違を認めるではありませんか。特に大正十年、同十一年、昭和元年、同三年の如きは最も甚しい相違であります。

此くの如き次第であつて若しも從來の乳兒死亡率を用ひることしたならば、眞の事實を把握することが出来ぬといふことを明瞭に證據立てることが出来たのであります故、私は何とかして眞の乳兒死亡率を知らんことを切望して止まぬのであります。

かくて長い間種々思ひを凝らして居ります中に、私はふと心に思ひ浮べたのであります、それは私が三十餘年前内閣統計局に於て、我が國に於て始めて人口動態統計を小票を用ひて、正確に、合理的に製表し得べき基礎を作りたる時に、參加したる一人として、時の統計局長花房直三郎博士の下に調製したる死亡表では、確かに眞の乳兒死亡率を算出することが出来るのであります。處が明治三十九年私が統計局を去りました以後の死亡表ではそれが分りにくくなり、大正八年からは全然分らなくなつたのであります。

元來我が國に於ける人口動態統計の材料は、矢張暉峻博士の材料と同じく、區裁判所に備へ付けてある所の原簿を製すべきものと同様なる書類即ち出生及び死亡届に依り市區町村役場に於て作製したる人口動態小票なのであります、それ故此の材料を以て暉峻博士の求められた所の所謂絶對的乳兒死亡率が得られぬ筈はないのであります。處が偶然にも其の中の奈良縣の昭和三年乃至同六年の死亡票が手許にあつたことに氣付きました。

いや、それは偶然ではありません、我が柳澤統計研究所では、柳澤總裁の發意で奈良縣の人口動態統計を詳細に調査する爲め、内閣統計局に於て全國から年々蒐集して居る所の奈良縣の婚姻、離婚、生産、死産及び死亡の五種の人口動態小票を同局から借用して、此れ亦既に十數年來繼續して其の細密なる統計表を作製して居るのであります。

そこで早速此の死亡票を用ひて作製した所の乳兒死亡率が即ちお手許にある第二表であります。(けれども残念なことには、死亡票の方は目下癌に關する統計的研究を始めて居りますので、未だ返さすにありませんが、出生票の方は既に調査を了し、返してしまつたので、出生者と死亡者とを突合せることが出来ませんので、所謂絶對的乳兒死亡率とは申されませんが、殆ど同一であると斷言し得ると思ふのであります。)

尙ほ此の統計局の出生票及び死亡票を用ひて製表致しますれば、單に全國四十七地方の眞の乳兒死亡率を知ることが出来るのではなく、更に其の地域を細別し、且つ乳兒の嫡出子、庶子、私生子の別は勿論、父母の職業別をも知ることが出来るのであります。

右の如き次第であります故、奈良縣の乳兒死亡率表も、地域を細別し職業別迄をも製表すべきであります、材料の關係上唯男女及び嫡庶の別をなし製表して見たものがお手許にある第三表であります。

さて、此の奈良縣の二表に就いて見ますに、華族の如く従前の比率と眞の比率との差は、さほ甚しくはありませんが、それでも少きも三・七%、多きは二二・二%の差があります、加之それが或は多かつたり、少なかつたり、一定して居りません。且つ華族のもさうでありましたが、奈良縣の分も其の比率に比して従前の比率は一年は高く一年は低くといふ様に眞の比率とは反對になつて居る傾きがあります。(此くの如きものを果して科學的研究の基礎とすることが出来ましょうか。再び申します、私は其の是なる所以を知らず。)

上來述べました通り、從來一般に乳兒死亡率と稱して居りました所のものは、甚だ不合理のものであります。然るに内閣統計局に於て年々全國より蒐集して居る所の材料と同一のものを用ひ、少しく手数を加へますれば、さしたる困難もなく、立派に眞の乳兒死亡率を算出することが出来(るのであります。しかもそれは單なる眞の乳兒死亡率を知ることが出来るのみではなく、其の地域を細別し、男女別をなし、嫡出子、庶子、私生子の別は勿論、父母の職業別をなし、何れも各別に眞の乳兒死亡率を知ることが出来る)ことは、私が從來取扱つて居つた經驗上其の確實なることを斷言して憚らないのであります。

よしそれは、父母の職業別などに迄細別致しませんが、其の地域を道府縣別位となして、その眞の乳兒死亡率が得られたとしたならば、如何に有益なるものであるかは、今更喋々を要せぬことと思ふのであります。しかしながら其れが如何に有益にして且つ必要なることにもせよ、私の如きもの、一人や二人の力では、決して其の實現を期し得るものではありません。必ずや多くの有力者の後援を得て始めて爲し得ることと思ふのであります。それ故私は敢へて本會の如き團體にお計りして内閣統計局を動かし、一日も早く其れの實現せられんことを希望して止まざるものであります。

年	實數			比率	
	出生者數	死亡乳兒總數	出生者總數千人につき	A+B 即ち 眞の比率	B+C 即ち 眞の比率
大正	一萬	三	三・三	三・三	三・三
五年	一六	五	三・一	三・一	三・一
六年	一六	三	二・一	二・一	二・一
七年	一四	三	二・一	二・一	二・一
八年	一三	三	二・三	二・三	二・三
九年	一三	三	二・三	二・三	二・三
十年	一三	三	二・三	二・三	二・三
十一年	一三	三	二・三	二・三	二・三
十二年	一三	三	二・三	二・三	二・三
十三年	一三	三	二・三	二・三	二・三
十四年	一三	三	二・三	二・三	二・三
十五年	一三	三	二・三	二・三	二・三

年	總數			比率	
	出生者數	死亡乳兒總數	出生者總數千人につき	A+B 即ち 眞の比率	B+C 即ち 眞の比率
昭和	一八〇・八	五・二	二・九	二・九	二・九
五年	一七九・〇	五・二	二・九	二・九	二・九
四年	一七九・〇	五・二	二・九	二・九	二・九
三年	一七九・〇	五・二	二・九	二・九	二・九
二年	一七九・〇	五・二	二・九	二・九	二・九
元年	一七九・〇	五・二	二・九	二・九	二・九

備考 ×中ニハ身分不詳ヲモ含ム

産業及び職業分類について

(昭和九年一月十三日月次講演會)

阪 本 敦

昨年は滿洲國の産業分類及び職業分類につきお話を致しましたが今日は其の時お約束して置きました通り、滿洲だとか我が國だとか限定せず、極めて普遍的に産業分類は如何に作成すればよいか、又職業分類と産業分類との關係は如何、又其の編成の目的並に方法如何等につきお話をしてみたいと思ひます。

元來産業及び職業は決して別々に考ふべきものではないと、私は思ふのであります。それは丁度織物の經線と緯線との如きもので、縦に見れば産業、横に見れば職業であります。これが社會の状態であります、それを從來は單一の職業分類のみを以て觀察しようとしたのでありますから、十分な効果をあげることが出来なかつた、そのことは少しでも職業分類につき關心を有する人には直ぐ分るのであります。それ故故花房直三郎博士などは夙に此の事に氣づかれ、眞に社會の經濟的狀態を觀察せんとするには、營業調査と職業調査とを併せ行はなければならぬといふて居られた、此の營業調査といふて居られたのは、今日謂ふ所の産業調査のことであります。私なども御存知の通り、嘗て

職業類別を編成した當時、痛切に其の必要を感じ、職業調査は之を縦横より見なければならぬ、否そればかりではまだ十分ではない、之に職業上の地位をも調査し須く三方面から立體的に觀察せんければならぬといふたことがありました。この事は既に雑誌等でも發表し、此の講演會でも述べたことがありました故、今日は之に觸れないことゝなし、先づ以て從來の産業及び職業分類に於ける(大分類でいへば)農業、鑛業、工業、商業、交通業などの如く極く單純なる名稱で分類してあるが、今日實際に於ける社會状態は果して此くの如く單純に、明確に、専門的に職業を營んで居るか否かにつき検討してみようと思ふのであります。極く手近い例でいへば、農業といふものは動植物の如き天産物を收穫し自己の生活に資すればよいので、それには天然物其の儘收穫する場合もあり、又は植物なれば之を培養し、動物なれば之を牧養する等のことはしませうが、兎に角農業といふものはさやうなものであります。けれども今日の農業者は決して未開時代の人間の如く互に收穫物の物々交換を行つて居る位の所で満足して居るものはありません、必ず其の收穫物を通貨に換へ、其の欲する所のものを自由に購入するであらうことは、いふ迄もありません、出の通貨に換へるといふことが、とりも直さず、賣ること、立派な商業であります。そのみならず此の賣却する場合、其の收穫物に少しく加工すれば、相當有利に賣ることが出来る故、大抵の場合收穫物を其の儘賣るものはありません(尤も非常に窮乏に陥つて居る農家では收穫物其の儘所ではなく、米を賣るのに未だ穂も出ない青田の中に賣却するものもありますが)大抵は加工して賣却する。例せば、森林業でいへば、唯其の持山へ苗木を植ゑ、之を生長せしめるか、又は前々から繁茂して居る立木が木材として立派に役立つ場合、それを立木の儘賣却するのが單純なる森林業であるが、之に加工して角材とか板とかに製材して賣却しても矢張森林業といふて居ります。又鑛業にしても同

様、發掘又は採出した原礦を其の儘賣却しても鑛業であるが、之を精鍊して賣却しても矢張り鑛業であります。けれども一方では立木の儘買受けて之を製材したり、原礦を買入れて之を精鍊する營業者は決して森林業又は鑛業とはしないではれ等は何れも工業として取扱つて居る、然らば製材を兼ねて居る森林業者や、精鍊を兼ねた鑛業者は、單純なる森林業者や鑛業者と當然別にせんければ其の營業狀態を如實に表現することは出來ぬ筈であるが、從來の職業分類又は産業分類では、是等に對しては何の説明も解釋もしてない、唯主なる營業體を執りて單純な分類に攝收して居るに過ぎません。それ故少し複雑な營業になることを工業とすべきか、商業とすべきか、中々判斷をつけることが出來ぬものがあります。例へば料理店の如き、旅館の如き、又は温泉宿の如きがそれでありませぬ。飲食物を調理する點は工業であります、けれども單にそれを販賣するのみではありません、相當な設備をなし、所謂サービスの完全を期して居る、特に旅館の如きは、宿泊が目的である故安眠を得さへすればよい筈である、けれども洋式の旅館即ち所謂ホテルにはさやうな所もありますが、日本式の旅館には、木賃宿の外にはまづ無いといふのであります。況んや温泉宿の如きは、宿屋であり、料理店であり、浴場でもあるのであります故、益々複雑となる。彼の百貨店の如きは、物品販賣業たることは勿論なれども、物品製造業でもあり(飲食料品の製造、被服類の裁縫其の他)、自由業でもある(専門醫師の檢眼、寫眞撮影等)、さやうなものを無理に商業中にかたづけ置いて置く、そんなことでは決して此の社會の活狀態を如實に表現することは出來ないと思ふのであります。然らばそれを有の儘に表現するには如何にすればよいか、以下之に就き少しくお話をしてみやうと思ふのであります。

(昭和九年三月十七日月次講演會)

さて人間が此の世の中に生活して行くには、どうしたならばよいかといへば、決して一樣ではないが、先づ第一に考へらるゝのは、天然物を採集して衣食住三つの用を辨することである、此の衣食住の三つは如何に未開野蠻なる人間でも、これなくては生活が出來ぬのであります。此の天然物を採集して所謂自給自足の生活を營んで居る内はまだ職業とも營業とも名づくべき域に達して足らぬが、さりとて之を無職業とはいはれぬのであります故、之を原始産業などと稱して居りました、其の内に極く幼稚ではあるが、此の採集した天然物に人工を加へ、用ひよくするとか、保存し得る様にするとか種々工夫したのが、頓て工業の基となつたのであります、其の中に人々の間に物々交換が行はれて商業の濫觴をなしたのでありますから、此の天然物採集即ち廣義の農業、それから工業、商業の三つが人間社會の大切な職業の原基となつたのであります、それを組織的に圓滑にするには相當な知慮分別がいる、それが即ち指導的知識階級といはるゝ所の人々で、所謂自由業が出來る原因となつたので、此の自由業なるものは、原始産業の發達に伴ひ益々必要となり、相共に發展して來た社會が、早く開明に趣いたのであります。

天然物採集の中には、植物と動物と鑛物の三種があり、植物には一般にいふ所の農業と林業との區別を爲すことが出來、動物にも飼育、牧養を爲すものも出來、鑛業も單に採集して其の儘使用する場合と、之を精鍊する方法を工夫するものが出來、商業も物々交換から、貨幣使用に進み、一方遠方に運搬して其の利益を増進せしむる必要上爰に交通業の開始を見るに至りました。けれども前にもいふ通り人智が段々進んで來るに従ひ、其の職業は益々分業といふ

ことが行はれて單純なる一方之を經營する方法が益々複雑になり、其の状態を如實に表現するには單純なる産業分類や職業分類では到底出來得ないのであります。そのみではない、單純化せられたる個人々々の職業も決して單純とは參らぬ、それは何故かといへば、一人で各種の職業を經營して居るのがある。此の事はまた言及しなかつたが、これは營業状態が複雑であるといふのは異つて、一人で種々の職業を兼營して居るのであるが、從來は大抵其の最も多く収入のあるもの一つ、兼業を調査する場合でも僅に其の収入の第二位にあるものとの二種位を調査するに止めてあつた、よし悉く之を調査しても之を表現する場合は二種位に止めてあつた、けれどもそれでは、決して十分なる調査とはいはれぬ、これもどうかせんければならぬのであります。

然らばこれ等を如何にせばよいかといへば、全くの私の考案であつてまだ十分ではありませんけれども、試みに述べて見ることにしようと思ふのであります。その前にお断りして置かなければならぬことは、どの程度迄が農業であるか、鑛業であるか又工業であるかといふことであります。それは例へば穀物を作るとする、之を收穫して賣る迄には、相當の手數を加へなければならぬ、詳言すれば先づ刈入れをする、稈を落す、稈を磨り、玄米とする、而して之を依につめる、さうして始めて市場に出すのであります。これだけの手數を加へたのは之を工業とするや否といふにそれは工業とはいはれないのであります。何故なれば、これだけの手數を経て置かねば賣る人も買ふ人も非常に困からであります。山林業にしても其の立木を適當の長さに切り之を筏に組んで流し出す迄の手數は山林業者でやらなければならぬ。尤も前にもいふた様に青田の稻を賣買するとか、立木の儘賣る様なことはないではない、其の場合でも矢張農業者、森林業者であります。一般としては賣買者双方の便宜の爲めに多少の加工をすることは止むを得な

いのであります。といふて乳牛飼育業が、毎日搾乳して牛乳販賣業者に供給する以外にバターやコンデンスミルクを製造するのは之を單なる牧牛業者とはいはれぬのであります。尤も此のバターやコンデンスミルクなどを製造するものを酪農などといふて、一種の農業の如くいふて居る向もあるが、これは私にはすれば純然たる一種の加工業で、農業ではないと思ふのであります。此様な次第で農業には農業の範圍があり。鑛業には鑛業の範圍。工業、商業等各其の範圍があつて、若し各其の範圍を越えた時は、單純なる營業とはいはれぬのであります。

統計雜談

四十一、農村の郵便貯金は十五年間に果して半減せしか

柳 澤 保 惠

昭和九年一月十二日の都下の主なる新聞に或は「郵貯が物語る農村の疲弊」(國民新聞)とか、或は「郵貯に現れた農村の窮乏」(讀賣新聞)とか、或は「郵便貯金預入者の職業別統計成る―十五年振の完全な新統計―如實に物語る農村の疲弊」(都新聞)とか、就中中外商業新報には「農村の郵便貯金十五年間に半減」などいふ大きな見出しで出て居るのを見た。之を讀んで見ると今度抽出統計法を用ひて郵便貯金者の職業別統計を十五年目に直ほしたに就いての事が書いてあつたのである。これは去る昭和七年八月の臨時議會に於て郵便貯金の利子の大遞減に關し、自分が逓信大臣及び總理大臣に質問した事があるが、貯金者の職業別統計なるものは内閣々令に由る職業分類に依つたものではなく、大正七年に始めて所謂ベルヌイイ氏方法を採用し爾後それを追つて來たものであつて、その職業分類は近年までそれを用ひて來てゐると云ふのであつた。其時自分は更に十餘年間同じ方法を用ひてゐるといふことは果して實情に合ふかどうか甚だ疑はしい、是非根本的にやり直して職業分類を我が國に於て制定發布したものに由らなければならぬと思ふと申した、其時はハッキリした御返事はなかつたが、其後當局者より改訂の意思を表明せられまして、

それが昭和七年度末の事實から實現せられたものである、それで早速逓信省に交渉の結果郵便貯金職業別統計に關する調査方法其他を知り得た、但し此分類は昭和五年内閣訓令第三號に基いては居るが其貯金の性質上少し異つて居る、此點は私は了承した、今次に其事實を數字に由て示す

昭和七年度末に於ける預人口、同金額、職業別

職業別	人 員	金 額 (圓)
農 業	六、六三八、三〇三	四七一、八一三、六九四
水 産	二九〇、六〇六	一九、〇四九、三五九
礦 業	一一一、〇六九	六、一八〇、〇二五
工 業	三、六四八、〇四八	二六四、三二〇、〇八六
商 業	三、三四六、二八四	三五四、一九四、九二一
交 通	一、一二七、九三八	八五、二九九、八五三
公 務、自 由 業	二、三八五、二〇四	二七三、一四六、九八七
家 事 使 用 人	四五一、八八五	二四、八四五、七四四
其 他 の 有 業 者	三六九、二一七	二八七、三〇六、二一〇
無 業	六、一六五、六二三	六七七、二五七、一九五
學 生 徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九
社 寺 學 校 其 他 團 體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三
不 明	四、六四六、六五九	一一三、〇五二、九八四
計	三五、〇二〇、三五一	二、六七九、〇六五、七六〇

現在高には南洋、海外を除く、但し樺太を含む

右の外中外商業新報は左の如き昭和七年度及び大正七年度の各百分比の比較表を載せて居る。

預人職業別 昭和七年度分 大正七年度分 百分比比較

職業別	昭和七年度		大正七年度	
	人員	金額	人員	金額
農業	一八・九五	一七・六一	三五・二八	三二・五六
水産	〇・八三	〇・七一	一・六七	二・三二
工業	〇・三二	〇・二三	四・八四	五・四八
商業	一〇・四二	九・八七	一〇・四四	一四・七九
交通	九・五六	一三・二二		
公務	三・二二	三・一八		
家事	六・八一	一〇・二〇		
自由業	一・二九	〇・九三		
其他の有業者	一〇・五	一〇・七		
無業者	一七・六一	二五・二八		
學生	一五・六三	一〇・九八		
寺僧	一〇・四	二・五〇		
其他	一三・二七	四・二二		
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
農業				
漁業及船夫				
工業				
商業				
官吏軍人				
諸業者被備職人				
及一般使役人				
雜業				
無業者				
學校徒				
寺僧				
計				

想ふに農村の郵便貯金が十五年間に半減したと云ふ事は昭和七年度には農業の人員が百分の十九で一人當り十七圓餘又大正七年度には百分の三十五で一人當り三十二圓餘、即ち約半分になつたと云ふが、それは初め大正七年の時に

農業者といふて居るのは其の子弟も凡てその世帯主の職業によつてゐたのを、今度は凡て各其の自己の身柄に分けたのである。それ故無業者が非常に多く、約四倍強となつた、即ち昭和七年度には百分の十八であつて、大正七年度は百分の四である。それは何故なれば農業者の子弟は之を農業とせず多くは無業となしたから、農業者の人員は半分に減つたのである。依りて試みに大正七年及び昭和七年の農業に各其の無業を加へて見れば、前者は百分の三十九、後者は百分の三十七であつて其差は僅に百分の二少いに過ぎぬ、況んや此の法に依り其の金額を算出すれば大正七年は百分の三十七、昭和七年は百分の四十三となり、昭和七年の方が其の金額では百分の六だけ多くなつて居る、但し農業者の子弟が悉皆無業者となつたとはいへぬが、大體に於て此くなると思ふ、此の事は新聞の記事をよく讀んで數字を十分に研究すれば明瞭に分ることであるが、其の標題だから推定すれば、實際農村の郵便貯金は十五年間に半減した、それは何故なりやといへば農村の疲弊窮乏を物語るものではあるまいかと速断するものがないともいへぬ、よし農業者は十五年前よりは或は疲弊して居るかも知れぬが決して郵便貯金が半減する程疲弊はせぬと思ふ、それは前にも言へる通り其の減少の主なる原因は職業分類の變更にあるからである。それを如何にも事實農村の郵便貯金が十五年間に半減した様に思はるゝ標題を掲ぐるといふことは、甚だ不謹慎のことと思ふので敢て一言して置く次第である。

四十二、血族結婚の子孫に及ぼす悪影響の有無に就いて

阪 本 敦

本年二月三日の東京日日新聞に左の記事が掲載せられてあつた。

○血族結婚は子孫に悪影響を認めぬ、大分縣の海邊村を調査して

東 大 池 見 氏 の 研 究

血族結婚が優生學上から見ていゝものであるか、よくないまでも別に差支へないものであるか、それとも反對に悪いものであるか、といふことは非常に問題で、一般にもこれには多大の關心がもたれてゐると見えて、昨年開設された東大永井教授の主宰する日本民族衛生學會結婚相談所へ訪れる人達の大半までが、血族結婚についての相談といった状態、この問題に關し東大精神科教室池見猛氏は昨年來わが國での血族結婚村としては五箇ノ庄以上に有名な大分縣北海部郡海邊村についてあらゆる角度からの調査研究を行つてゐたが四月東京で開かれる日本醫學會大會で發表する事となつたそれによると血族結婚は決して子孫を劣性化するものではないといふ血族結婚の軌上をゆく人達にとつて大きなよるこびがもたらされてゐる、即ち同氏が同村中の血族結婚者百卅五家族、一千七百八十六人及びその對照人員五千五百五十三人について、體型、性格、遺傳病、犯罪、疾病、兒童及び青年の發育狀態、壽命、出生等の關係をしらべたところによると、まづ出生では人口二千人に對し

四・六四で、大分縣全體の出生率三・四にくらべて非常に高率で、これを同村中の他の普通部落にくらべても、やゝ大となつてゐて、血族結婚であるための出生低下は認められない、壯丁検査、最近五ヶ年間の數字では他の普通部落の中種合格者が九パーセント以上四十五パーセントに對し、つねに三十パーセント以上五十パーセントといふ優秀な成績、それから學齡兒の發育でも血族結婚の兒童は身長、體重、胸圍共に他の普通部落の兒童をリードしてゐる、たゞ學業成績だけは平均他よりも悪いが、これは殆ど全部が漁師で家庭を留守にして、學校が缺席勝ちである關係と見られ、この點につき同村小學校長が一ヶ年間學費を給して通學させたところ他の兒童より成績がよくなつた、これは元來優秀な頭腦を持つてゐるためと見られ、そこに遺傳質の悪化が認められなかつた、また性格は一般にせまい範圍での社交性をもつこの遺傳は濃厚である、つぎは遺傳病との關係だが昔血族部落には結核、レブラ等も相當あつたが現在ではどつちもなく、また精神病、色盲、畸形兒その他の悪質の遺傳病は一つも認められない、死亡においても腸チブスや急性肺炎等が原因である、これに對し他の部落では精神病六人、低能兒二人、色盲十家族も發見した、犯罪者は非常に少く特殊なものは一人もゐない等々、—といつたやうに海邊村の現況は優生學者の前に血族結婚の勝利を語つてゐる、池見猛氏は語る海邊村の血族部落は約三百年前に四家族が移住し、今日になつた、祖先は平家の殘黨だといふので、他の部落とは決して縁組みをせずこれが血族部落として今日有名になつたが、どういふものか誰も今まで詳しく調べたものはない、成績で見る通り血族結婚の悪い影響といふものは殆ど同村では認められない、この問題について世間では今日まで多くのあやまつた考へをもつ過ぎてはゐなかつたか、血族結婚のため子孫の素質が悪化するといふことはあり得ないと思ふ、私は同村以外でも叔父と姪との結婚十二例をもつてゐるが皆立派な成績をあげて

るるしかし實際問題として血族同士が結婚する場合は優生學に關係のある醫師に一應相談することは非常によい手段である。

之を觀た私は、從來盛んに唱導せられつゝあつた、血族結婚の其の子孫に對し非常なる悪影響を遺すといふ説は、如何なるものであるかと思ふて居つた所が、同月二十一日に至り、同新聞の「三角點」欄に左の寄書が出て居つた。

血族結婚と聾啞

◆二月三日日本紙掲載の、血族結婚は子孫に悪影響を認めぬ、の記事は、凡そ血族結婚に關心を持つものに大なる安心を與へたことと思ふ。けれど血族結婚によつて聾啞兒をうんだ親には矢張り疑問の符となることだらう。

◆かつて耳鼻科の權威金杉英五郎氏は、先天性聾啞の原因は、血族結婚以外何ものも認めぬといふたし、東京聾啞學校ではそれに太鼓判を捺すかのやうに、血族結婚の怖るべきを鼓吹したものだ。

◆それが東大池見氏の調査では、精神病、色盲、畸形兒その他の悪質の遺傳病は、一つも認められないといふ。池見氏の調査した血族結婚者は、百三十五家族、一千七百八十六人及びその對照人員五千五百五十三人だといふのに、一人の聾啞者をも出さないのは何故か。

◆四五人の聾啞者を同胞にうむの慘は血族結婚のみでない。その事實に鑑みて血族結婚が聾啞兒をうむ恐怖を感じる前に、もつと深く血族結婚について考ふべきではあるまいか。

◆池見氏の調査によつて健全なる四家族が、健全なる子孫をうんで來た事が考へられる。したがつて聾啞兒をうむ血族結婚には、その原因がなければならぬ。私の研究によると、それはその家族の祖先か親戚かに聾啞者があつた場合に限られてゐるやうだ。但しその本末は偶發か必然性か周期性か、それまではわからぬ。

(岩田謙太郎)

これは苟も血族結婚の利害に就き多少でも關心を持つ者なれば、誰でも疑を起すべきことは、獨り岩田氏のみではあるまいと思ふ。果せるかな同月二十四日の同欄に又々左の寄書が掲載せられた。

結 婚 醫 學

◆科學者、なかんづく、醫學者は、さかく局部に偏して大局を失し、枝葉に捉はれて根本を逸する傾きが多い。殊に統計的に結論を得ようとする場合に、その弊が最も甚だしい。

◆池見氏の血族結婚問題について、二十一日の本欄で岩田謙太郎氏が聾啞兒に對する疑問を投じてゐる。これも畢竟枝葉の問題ではないか。元々吾々八千萬大和民族は、およそ同根同種の一大血族といつてよい。それが悪いなら、黑人國の花嫁となる某嬢は正に代表的優生結婚で、この意味でも若い日本の女性を羨死さすべきものであるが。

◆元來血族結婚は、劣性遺傳が重なり易いから悪いので、劣性がないなら血族間でも上々吉。劣性同士ならどんな遠い他人でも悪いにきまつてゐる。血族間では同じ劣性が多いのは勿論だが、根本問題は、その劣性如何に存するので、血族關係は二次的である。ゆゑに研究目標は、或劣性に對し、それを補ふ優性を如何にして配偶せしむるかの證據を闡明することにあらねばならぬ。しかも遺傳結果は、内臓個々に招來し精神にも及ぼしてゐる。

◆この關係を暗示するものは東洋の合性説だ。學者は頭から迷信と一笑するが。一つの理法に基き人の性能を九或は三十に分類し、互の優劣過不及を補合せんとするもので、すくなくとも、この思想を基調として科學をたてたならば、聽て結婚醫學の根本が確立されるでないかと思ふ。池見氏は熱心な多方面の研究篤學のやうである。敢て一提言し、併せて世の優生學者の吟味を乞ふ所以である(城一格)

元來本問題は、其の研究の昨今に始まつたものではなく、相當古くから疑問となつて居つた様であるが、未だによいとも、悪いとも、其の結論に到達して居らぬのである。それは何故なりやといふに、他の動物の如く人爲的には之が試験を行ふことが出来ぬからではあるまいか。それを僅かなる不具者などにつき之が判断をつけやうとして居るから、互に相矛盾したる結果に遭逢するからのことと思ふのである。

血族結婚を嫌ふことは随分古くからのことであつて、且つ可なり多くの種族間に行はれて居り、就中支那の如きは非常にやかましく、同性相娶らすといふことを鐵則として嚴守せられて居る國である。けれどもこれ等の國々の習俗は、決して今日の所謂科學的に研究せられた結果であるとは思はれぬのである。何故なれば、これ等の國々中には極めて幼稚なる種族もあり、よし現今は然らずとも、既に數千年以前の未開時代から實行せられて居つたからである。

これ等に由り考ふるに、血族結婚を嫌ふといふことは、其の結果が子孫に悪影響を遺すからといふ爲めではなく、寧ろ社會的理由からではあるまいか。今試みに其のさうではあるまいかと思はるゝ點の二三を擧ぐれば、第一は野蠻時代にありては彼の掠奪結婚が行はれた、而して此の時代には若しも之を行はずに、合意的結婚を行つたならば其のいくちなしを嘲笑せられて、非常に恥辱を感じるものであつたらう、それ故左様な種族では自然同族の結婚は行はれず、遂に之を禁するに至つたものと思はるゝのである。この風習は文化の進んだ地方でも、其餘風を存して居ることは、土俗學者などの常に報道して居る處である。第二は賣買結婚である。これは少しく文化が開けた種族間に行はるゝもので、此の習俗は如何に未開の種族と雖も同族間の嫁娶に價格を定めて其の嫁を賣買するといふことは、出来得ないであらう、従つて嫁らす方では自然他の種族を求むることは寧ろ當然の歸結といはねばならぬ。此くの如き原因より

同族結婚を嫌つたといふ一理由であつたのではあるまいか。第三は若し同族特に近親の結婚に於て若しも其の夫婦間に不和を生じ、離別した場合がないとは斷言出来ぬ事柄である、若し此くの如き場合、其の近親間に於て結婚前には非常に親密であつたものが、之が爲めに相反目することゝならぬことは誰が保證し得よう。心ある人は豫め之を考慮し、口を害毒を子孫に遺すに藉り之を嚴禁したものであるまいか。

以上は唯余の想像に過ぎぬ、決して文獻的の根據があるのではない、しかしながら血族結婚の害ありとする議論も是亦確固たる理由がない様である。前にもいへる如く、人間は他の動物の如く容易に之が實驗を行ふことが出来ぬ故、醫藥の實驗などは先づ以て動物試験を行ひ、其の成績を見て始めて之を人間に施すのであるが、遺傳學とか、優生學とかいふものも、之が實驗は勿論動物を試験臺として研究の上、段々と人間に及ぼしたものである、それ故馬や犬の遺傳的實驗を直に人間に當てはめることが出来ないまでも、幾分似寄りの現象を示しはしないか、若しさうであるとしたならば、優良なる兩親からは、優良なる子が出来、従つて純何々種の犬又は馬などいふて、之を求むる傾向のあることは、よく耳にすること、此の場合其の親は牝牡共決して他種屬との交配では得られぬことは申す迄もあるまい。が決して何等其の子孫に悪影響を遺したといふことは聞いたことがない。要するに人間に於ても優良なる種族の子孫は優良で、劣悪なりし者の子孫は劣悪なることは他の動物と同様であつて、其の血族結婚中に嚙啞が多く出たのは會々其の祖先に嚙啞があつたものゝ子孫が結婚した爲めに、嚙啞者が生れたものであらうことは岩田氏や城氏のお説の通りであるとい私は信じたのである。が其の斷言は決して容易に下し得るものでないことを保留して置く。但し城氏の九星や納音の合性説には卒かに賛成は出来ない。

統計書解題

昭和五年國富調査報告

(四六倍判、横書、算用數字横表、一六二頁、附録一六頁、内閣統計局編纂)
昭和八年十二月十九日刊行、東京統計協會發行、定價金壹圓八拾錢

内容要領

本書は、昭和五年の國富調査の結果及び其の推計方法を掲げたるものにして、嘗て國勢院に於て大正二年及び同八年、内閣統計局に於て大正十三年の各年末につき之を行ひたるもの、調査上多少の遺憾の點なしとせざりしを以て、之に要する特別の經費と、中央統計委員會の決定に係る調査方法に基き、從來の方法に加ふるに實地調査及び照會調査を行ひ、必要な資料を蒐集したるを以て、從來の調査に比し一層其の正確度を高むるを得たりと稱して居る。分ちて結果の概要、推計方法及び統計表の三となし、尙參考に資する爲め卷末附録として中央統計委員會決定に係る「國富調査要綱」及び「昭和五年國富推計方法」を併せ掲げてある、其の目次の概要を掲ぐれば左の如し。

目次

統計圖	二表	第一結果の概要	三項
第二推計方法	二項		

細目	一六	附録(豎書)	二種
統計表	三表		

昭和九年二月調

内國郵便爲替狀況

(菊版五六頁、非賣品)

郵便貯金業務狀況

(同上八六頁、同上)

内國郵便振替貯金業務狀況

(同上二一六頁、同上)

外國郵便爲替業務狀況

(同上、六三頁、圖表七、同上)

年金恩給業務狀況

(同上、七三頁、同上)

國庫金業務狀況

(同上、四六頁、同上)

以上六種は、何れも貯金局の編纂であつて、共に昭和九年二月二十六日の發行に係る、其の沿革、發達より昭和八年迄の狀況に就き、簡單に記述し、しかも數字を掲げて其の説明する所をして一層正確ならしめてある、近來稀に見る好著である。依つて今左に其の目次の概要を載することとする

○内國郵便爲替業務狀況 目次

第一章 業務總說	第二章 爲替金額
第三章 爲替料金及其收入	第四章 證書ノ有効期間及爲替金國庫歸屬

第五章 特殊取撥制度
 第一節 現行制度
 第六章 取扱局所

第二節 非現行制度
 第七章 資金ノ運轉
 第一節 据置運轉資本
 第二節 資金運轉狀況

○郵便貯金業務狀況 目次

第一 郵便貯金概況
 第三 貯金取扱局所
 第五 貯金拂戻ニ關スル施設事項
 第七 證券保管狀況
 第九 各國郵便貯金制度

第二 貯金預入原簿所管廳
 第四 貯金預入ニ關スル施設事項
 第六 特別貯金ニ關スル施設事項
 第八 利子ノ割合

附 錄

明治四十一年以降郵便貯金收入一覽表

○内國郵便振替貯金業務狀況 目次

第一表 内國郵便振替貯金制度
 第二章 口座所管廳
 第三章 郵便振替貯金ニ關スル料金及代金並ニ其ノ收入
 第四章 郵便振替貯金業務ニ關スル施設改良事項
 第五章 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱制度
 第六章 集金郵便振替貯金拂込制度
 第七章 府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱制度

第八章 郵便振替貯金ニ依ル債券募集元利金支拂並ニ貸付事務特別取扱制度
 第九章 國債募集賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱制度

○外國郵便爲替業務狀況 目次

第一章 沿 革
 第二章 發達ノ概況
 第三章 制度ノ概要
 第四章 特殊取扱制度
 第一節 現行制度
 第二節 非現行制度

第五章 爲替金換算割合及決算方法

○外國郵便振替業務狀況 目次

第一章 沿 革
 第二章 制度ノ概要
 第三章 取扱概況

○年金恩給業務狀況 目次

第一章 年金恩給支給事務
 第一節 沿 革
 第二節 發達概況
 第二章 支給制度ノ大要
 第一節 年金恩給支給規則ノ制定
 第二節 支給手續ノ内容
 第三章 年金恩給業務ノ狀況
 第一節 新規受給者
 第二節 一時給與金
 第三節 受給權消滅
 第四節 支給停止及解除
 第五節 給與金振替預入
 第六節 海外送金

第四章 年金恩給業務ニ關スル施設事項

第一節 改良事項

第三節 訴訟判例

第二節 處理事項

○國庫金業務狀況 目次

一、沿革

二、取扱ノ範圍

三、取扱手續ノ概要

附 (1) 各廳歳入金取經局及歳入徴收官配置表

(2) 各廳歳出金取經郵便局表

四、業務發達ノ狀況

五、歳入金取扱狀況

六、歳出金取扱狀況

七、國庫金業務ニ關スル施設事項

(一) 處理事項

(二) 改良事項

七昭和 商 工 省 統 計 表

工業、鑛業、商業、商工諸團體、
物價及買銀、特許

(四六倍判、算用數字橫表、二二三頁、商工大臣官房)
統計課編纂、昭和八年十二月二十五日發行、非賣品

内 容 要 領

本書は、大正十四年制定の商工省統計報告規則に依り各地方長官より報告する資料に基き之を編成するものにして其の調査方法は他計主義地方分査主義に依るものなり、即各市町村に特に調査員を設置せしめて規定の各様式に従ひ

其の擔當區域内に於ける調査事項を調査せしめ、市町村長之を取纏めて地方長官に報告し、地方長官更に之を整理集計の上商工大臣に報告するものとす。

其の調査内容は生産調査として生産の數量及價額を、設備調査として作業場數及職工數を採り、織物其の他一二の工業に付ては機臺數等をも調査するものとす、但し學校、試驗場、講習所等に於ける生産品及自家用生産品は之を調査せず。

本統計の特徴として特筆すべきは、調査すべき工業の種類こそ限定され居るも、其の範圍は工場統計の場合と異なり、苟くも此の種目に就き作業を爲す工場は従業者數の如何を問はず總て之を調査するものにして従て工場統計に於ける「五人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場」に含まれざる五人未満の職工を使用する工場をも調査對象と爲すの點是なり、加之職工數には事業主又は其の家族と雖も事實其の業務に従來する者は總て之を含むものとす、此の結果本統計表と工場統計表との數字を比較するときは、我國の工業特に織物工業の如きが如何に多くの小規模組織に依り經營され又綿織物、絹織物及絹綿交織物「メリヤス」製品の如き重要輸出工業が如何に中小工業に依存すること多大なるかを窺ふに足るべし。

尙本統計表には鑛業、商業、商工諸團體、物價及賃銀、特許等に關する本省各主管部局及關係各省調査の統計資料を取纏めて之が要旨を採録せり。

本書卷頭に工業生産狀況圖表一表を掲げ、次ぎに工業生産狀況に關する概要を六項に分ちて記述すること一三頁、然る後左の統計表を掲げてある。

I	工業	表數	三三
III	商業	表數	一三
V	物價及貨銀	表數	五
II	鑛業	表數	一四
IV	商工諸團體	表數	五
VI	特許	表數	一〇

七昭和會社統計表

(四六倍判、算用數字橫表、二九七頁、外に會社分類二頁、商工大臣官房統計課編纂、昭和九年一月二十五日發行、非賣品)

内容要領

本書は、商工省制定の會社統計規則に依り、全國の各會社代表者が提出せる會社票に依り之を編成したるものにして、其の調査方法は自計主義中央集查主義に依りたるものである。

本統計は、企業統計の一種にして、會社組織の企業は其の種類並に業種の如何を問はず、總べて之を調査したるを以て、之に依り全國會社企業の全貌を窺ふことが出来ると同時に、商工農其の他産業各部門に互りて各其の現状並に消長を察知するの一助となることを得べき目的を以て調製したるものなるが如し。

本書掲載の事實は、昭和七年十二月末日現在のものなれども、出資又は資本金、社債額及び積立金は、同年中に於ける各會社の最後の決算期に於ける決算額である、尙各表の冒頭には最近數年間に於ける數字を添附し累年比較の便

に供してある。

本書は、先づ圖表「會社營業別社數、拂込資本金及純損益金對照表」一表を掲げ、次ぎに概要を六項に分ち一七頁に互りて略説し、左の統計表を掲げてある。

1	會社總數	表數	一
3	會社資本金別	表數	五
5	會社營業細別	表數	四
7	新設會社新設年度總數	表數	一
9	新設會社新設年度營業細別	表數	一
2	會社設立年別	表數	一
4	會社營業別	表數	五
6	道府縣別會社營業細別	表數	四七
8	新設會社新設年度營業別	表數	四

七昭和航空統計年報 (第三回)

(四六倍判、二四三頁、日本數字豎表、遞信省航空局編纂、昭和九年四月五日發行、非賣品)

内容要領

本書は、本邦民間航空の狀況を通覽するの便に供する爲、主として昭和七年度に於ける民間航空に關する統計其の他の事項を輯録したるものであつて、第一編乃至第八編より成つて居る、各編中第六編及び第七編以外は各二章に分ちて説述し、終りに附録六項を採録すること左の如し。

目次

第一編 總 說	第二章 航空ニ關スル法令
第一章 行政組織	
第二編 航空機ノ検査及登録	第二章 航空機ノ登録
第一章 航空機ノ検査	
第三編 航空機乗員	第二章 乗員ノ試験
第一章 乗員ノ養成	
第四編 航空路施設	第二章 航空標識及航空無線通信設備
第一章 飛行場	
第五編 保護獎勵	
第一章 定期航空輸送ニ對スル保護獎勵	第二章 定期航空以外ニ對スル保護獎勵
第六編 航空輸送統計	第七編 外國航空機ノ國際飛行
第八編 國際航空條約及國際航空委員會	
第一章 國際航空條約	第二章 國際航空委員會
附 錄	
一、本邦民間航空成績累年比較表	二、各國民間飛行機數
三、各國民間飛行機操縦士數	四、主要各國定期航空輸送統計
五、航空沿革 (略誌)	六、本邦定期航路圖

東京市 晝間 移動人口

(昭和五年國勢調査)

内 容 要 領

(四六倍判、算用數字横表、一七三頁、東京市監査局統計課編纂、昭和八年九月三十日發行、非賣品)

本書は、從來我が國に於ける國勢調査は、午前零時即ち夜半の現在人口を調査せるものにして、晝間特徴的なる移動形態を採る大都市晝間人口の現實的態様を察知する基準となし得なかつたが、昭和五年の國勢調査に於ては「從業の場所」なる新調査項目を追加し、その項目には「職業に従事する場所」及び「晝間の學校に通學する者は學校の所在地」を記入せしめたるが故に、居住地より從業地及び學校の所在地へ、晝間移動する人口を測定し得る故、此の事項を基礎として、現市域を構成する各區相互間の日常移動人口を明にせんとしたものである。けれども從業及び通學以外の移動、例へば買物、公私用、訪問、娛樂及び休養等のための移動は除外せられてある。加之現市域(昭和七年十月一日現在即ち三五五區)以外より晝間移入する移動人口も亦除外せられて居る。それ故本書は、單に東京市國勢調査人口四、九四三、五四八人が、晝間に於て全市内各區を如何に移動して居つたかを知るに過ぎないので、實際に於て東京市が吞吐する人口が果して幾何なりやを知ることには本書に求め得られないのである。それは頗て出づべき國勢調査の結果を待たなければならぬ。

本書は、先づ卷頭に統計圖表五表を掲げ、次に一三項に分ちたる概説三四頁に互りて記述し、其の統計表は總覽八表、各區相互間の移出入人口三五表、産業別構成二表を掲載してある。

昭和六年

第四回奈良縣添上郡辰市村統計書

(菊判、日本數字鑿表、謄寫版六七頁、附錄五頁、
本村統計係編纂、昭和八年十二月刊行、非賣品)

内容要領

本村の統計書は斯道獎勵の意味に於て本研究所の補助の下に出版せられたことがあつたが、本書は同村に於て謄寫版を用ひて印刷發行したものである。

本書は巻頭に本村略圖及び里程表を掲げ、左の統計表八四表を収録し終りに附録として本村の史蹟及び名所傳説地を掲載してある。

統計表		表數
土地	一二	一二
農業	一一	一一
家畜	三	一
工業	二	一
衛生	四	三
社寺	二	一
戶口	一三	一
商業	一	一
生産	一	一
交通	三	一
教育	七	一
慈善	一	一
財政	一	一
議會	一	一
公吏	三	一

第一次滿洲國年報

(滿洲文、日本文各一冊)

内容要領

本書は、主として滿洲の建國に至る歴史及び沿革並に建國第一年即ち大同元年中に於ける施政の概要を輯録せるものであるが、該國の制度は急速度を以て進展しつゝあるを以て、必要に應じ最近の事實に就きても之を掲載したものである、而して輯録せる諸般の統計は、特に明記せざるものは、何れも當該事項所管官署の調査材料に依つたのであるが、建國草創の際なるを以て完全なる調査を期する能はず、概數を掲載して、單に參考に止むるに過ぎないといふて居るけれども能く百般の事項に互りあらゆる方面より材料を蒐集し、僅々一ヶ年内外にして此の尠大なる年報を編成せしは、其の勞力の如何に大なりしかを多とせざるを得ぬ、其の編纂の理路整然たるは、讀む者をして思はず贊嘆せしむるものあり、即ち全編を二十章に分ち、章の下に節あり、更に節を分ちて若干となし、終りに附録として北滿

兵事	三	八
金融	一	一
陪審員	一	一
各團體	二	三
財政	一	一
議會	一	一
公吏	三	一

(四六倍版、鑿書、鑿表、滿洲文一〇四五頁、附錄四八頁、日本
文一八五頁、附錄五三頁、國務院統計處編纂、滿洲文大同二
年十一月十日發行、日本文同年十二月十五日發行、共に非賣品)

水災に關する狀況及び滿洲國協和會に關する事項を掲載しあること左の如し。

緒言

第一章 總說	第二節 滿洲ノ略史
第一節 序論	
第三節 建國ノ經緯	
第二章 地理	第二節 戶口
第一節 國土	
第三節 氣象	
第三章 行政	第二節 中央行政機關並隸屬機關
第一節 政府組織	第四節 官吏
第三節 地方行政	
第四章 財政	第二節 歲計
第一節 財政ノ狀況	第四節 公債
第三節 租稅	第六節 官業
第五節 官有財產	
第五章 外交	第二節 日本ノ滿洲國承認
第一節 國際聯盟關係	
第三節 其ノ他外交ニ關スル事項	
第六章 軍事	

第一節 滿洲軍備ノ沿革	第二節 國軍ノ現況
第三節 建國以後ニ於ケル主ナル軍事行動	第四節 國軍整備ノ將來
第七章 教育及宗教	第二節 刊行物
第一節 教育	
第三節 宗教及孔子廟	
第八章 社會事業	第二節 社會事業機關
第一節 概說	
第九章 司法	第二節 裁判及行刑事務
第一節 司法制度	
第三節 大赦	
第十章 警察及衛生	第二節 衛生
第一節 警察	
第十一章 土木	第二節 道路ノ修築
第一節 總說	第四節 治水
第三節 都市施設	
第十二章 農林畜産業	第二節 養蠶
第一節 農業	第四節 林業
第三節 畜産業	
第十三章 水産業	第二節 鹽業
第一節 漁業	

第十四章 鑛業	第二節 金屬鑛業
第一節 總說	
第三節 非金屬鑛業	
第十五章 工業	第二節 工業現勢
第一節 總說	
第三節 主要工業	
第十六章 商業及物價	第二節 倉庫業
第一節 商業	第四節 物價
第三節 公司	
第十七章 貿易	第二節 國別貿易
第一節 總說	第四節 港別貿易概況
第三節 重要輸出入品概況	
第十八章 度量衡	第二節 現行ノ度量衡
第一節 總說	
第三節 新度量衡制案	
第十九章 通貨及金融	第二節 通貨
第一節 總說	第四節 金融及爲替事情
第三節 金融機關	
第二十章 交通及通信	第二節 道路
第一節 總說	路

第三節 鐵道	第四節 水運
第五節 通信	第六節 航空

附 錄

以上は滿文、日文同一にして、其の鄭孝胥氏の題文及び挿入寫眞に至る迄毫も異なる所はないが、其の行文往々にして晦澁のものがある、吾晦澁といはんよりは所謂和習の嫌少くない、例せば其の滿文に於て「全部在奉天會齊、開始調査手續」(二二六頁、一六行)「如遇此種場合、當立即解除彼等之武裝」(二二九頁、一七行)「制定取締農民買賣家畜辦法而保農民之生計」(五八一頁、三行)「至七月金融界之夏枯氣象」(八八一頁、一二行)の如き、點を付したる文字各所に散見す、此くの如き熟字は何れも日本語を以て發音し、始めて其の意味を解し得るものにして、漢字としては何等の意味を爲すものにあらず、よし意味ありとするも、筆者の意志とは大いに異りたるものとなるの滑稽を演ずるに至らざるか、尤も近時日本語に對する字書を編纂したるものあり、大體の日本語は其の意味の通するに至りたるが如しと雖も、不用意にして使用したりとせば止むを得ざれども、成るべく此くの如き文字を使用せざる様にするを優れりとする、但し全然是れに意を注がざるにあらざることはいかに諒すべきものもある、例へば日文にありては「政府ニ督促シテ之カ實行ヲ鞭撻スルコトナレリ」(二一六頁、一〇行)の如きいまはしき新聞記事常用の文字を用ひありしも、滿文にあつては「督促政府、俾此案早日實現」(二四〇頁、二行)とし、日文の「六億萬斤」(七二九頁、四行)を滿文にありては「六億斤」(六二二頁、九行)と訂正しあるが如き、大いに其の留意の見るべきものありと雖も、日文に於て意味を爲さざるものは滿文に於ても其の儘使用したるもの少からず、例へば航政(一〇三四頁、六行)の如き、

其の文字よりすれば水運に關するもの如しと雖、行文の意味よりすれば然らざるものあり（日本に於ける自動車の番號に航何番としたるものあり、これと同一錯覺より出でたる誤謬なるべし）之と同じくして少しく異なるものあり即ち「其ノ大多數カ自作及小作農ナルコトハ」（一〇一七頁、三行）とあるを「其大半爲自作農及佃農」（八八六頁、二行）とあるが如きは兩文とも何の意味なりや甚だ不明なり。

以上は主として文字上の末節にして、さしたる問題にあらざれども、其の内容に於て觀過し難きものあり、而して其の多くは日文に存す、即ち第七章、第一節教育の總論に「滿洲國現制教育行政系統表」を脱し、第十二章、第四節の二、林場の發放中に掲げたる「發放林場數及面積表」（七〇五頁）には、其の形式よりすれば奉天省に二種の總數あることとなつて居る、此くの如き形式のものは此の表以外往々發見する所なれども、滿文にはあることなし。其の他數量の單位を脱落せしもの（七二四頁、關東州主要魚類數量及價額）の如き尙あるべし。特に兩文共通の過誤にありては「省別家畜及家禽數」（滿文五六八頁、日文六六八頁）に於て牛、馬、騾、驢、羊、豚を合計し、鶏、鴨、鶩を合計して、家畜及び家禽の總數となせしが如きは、其の何の意なるかを知るに苦む、何故なれば是れ等の家畜及び家禽は各全然異りたる種類にして之を合計するは恰も米、麥、粟、大豆、高粱、包米等の數量を合計したると同様にして何等の意義及び効果を伴はぬからである。

以上は何れも所謂白璧の微瑕にして、前にもいへる如く、能く短時日の間に於て此くの如く立派なる年報を編輯して發刊せしことは容易のことにあらざることは申す迄もなく、爾後次を追ふて益々完全なる年報を發刊せらるゝことは期して待つべく、又しかあらんことを希望して止まぬのである。終りに妄評の多罪を謝する次第である。

七昭和 聽 取 者 統 計 要 覽

（四六倍判、算用數字橫表、一五二頁、日本放送協會 事業部編纂、昭和八年九月二十八日發行、非賣品）

内 容 要 領

本書は、日本放送協會の放送聽取加入者に關する各種統計を主とし、之に放送番組及ラヂオ相談所等に關する統計を加へ、放送關係各方面の參考に供する目的を以て編纂されたものである。其の材料は各支部よりの報告に基き、其の主要事項の要數を摘録し、集計を加へ、以て昭和七年度中の狀況を明らかにし、更に推移變遷を知るに便せん爲め、年度別の比較を輯録したるものである。而して其の世帯數は第二回國勢調査の速報を用ひてある。

本書は、先づ本協會局所一覽表及び圖表一七を掲げ、次に一〇頁に互り、九項に分ちて聽取者統計要覽略説を掲げ、次に計表として左の二〇表を収録して居る。

I	聽取申込、許可、廢止狀況	一二	II	聽取加入者の普及狀況	五
III	放送番組	二	VI	ラヂオ相談所別取扱狀況	一

以上の二〇表は、何れも昭和七年度即ち昭和七年四月より同八年三月迄の事實にして、月別表を除くの外は、毎年の一月より十二月迄の事實を知ることが出來ぬ、これは本書の缺陷ではあるまいか、何故なれば我が國に於いては會計年度なるものがあつて、主として會計に關する事柄又は學事などには用ひられて居るが、多くの場合は曆年を用ひ

ラヂオ年鑑

(四六判、七六五頁、日本數字彙表、日本放送協會編纂、昭和八年六月一日、日本放送出版協會發行、定價金壹圓)

て居るので、それ等と關係を保ち比較研究などする場合の便利の爲め、曆年の方がよくはないかと思ふのである。

内容要領

本書は、昭和六年十月を始期とする一ケ年間のラヂオの活動を詳かにし、併せて最近に於ける聴取加入の状況及び放送設備の現勢を網羅してある。

本書は巻頭に寫眞及び統計圖表等を掲げ、次に業績大觀、年誌篇、參考篇の三篇に分ち本事業の状況推移を詳序し、間々統計圖表及び寫眞を挿入し、終りに附録を掲載してあるが、其の目錄の概略を掲ぐれば左の如し。

- 業績大觀
- 時局ミラヂオ
- 滿洲國に於ける放送
- 總選舉ミラヂオ
- オリムピックの放送
- 日滿連絡放送
- ラヂオ體操の會

- ラヂオ調査
- 聴取加入數の百萬突破
- 昭和七年度擴張改善計畫
- 聴取者負擔の軽減
- 昭和六年度の財政事情
- 年誌篇
- 放送事項の解説

- 局別放送時刻一覽表
- 各局番組の特相
- ラヂオ年曆
- 放送事業略史
- 放送委員會
- ◎ 報道
- 報道放送の概観
- ニュースの放送
- 經濟關係ニュースその他
- ニュースに非ざる報道
- 實況の描寫放送
- ◎ 教養
- 教養に關する放送の概況
- 一般的の講演講座
- 國際交換及對外放送
- 語學及補習學其他の諸講座
- 婦人家庭向の講演と講座
- ◎ 子供の時間
- 子供の時間

- 「子供の時間」の一年
- ◎ 慰安
- 慰安放送の概要
- 記念の催に於ける各種のプログラム
- 課題編成のプログラム
- 在滿同胞慰安の夕及催
- 新人紹介の午後
- 諸國の午後又は夕
- 和樂放送の三百六十五日
- 洋樂放送の一年
- 演藝演劇の十二ヶ月
- 種目別放送量比較圖
- ◎ 技術
- 放送無線電話技術の近況
- 新施設の概要
- 放送施設要覽
- 新設小電力放送局の電波傳播狀況
- 同一周波放送試験と其結果
- 受信機に現はれた最近の趨勢

受信機の標準
 受信装置取扱上の注意
 雑音の防止
 國際放送設備と其成績
 技術研究業績の概要
 最近のテレヴィジョン
 太平洋岸主要放送局一覽表
 ◎ 聴取者
 加入數百萬突破まで
 最近に加ける加入増加の概勢
 ◎ 周知及サービス
 ラヂオ機器の認定
 機器の相談
 受信機の交流化運動
 聴取便宜の増進
 薄俸者教養慰安用聴取施設
 公衆用聴取施設
 ラヂオ講習會
 展博覽會

講演・映畫・演藝會
 參考篇
 ◎ 外地及海外
 臺灣の放送事業
 朝鮮の放送事業
 關東州の放送事業
 諸外國の放送事業
 ◎ 事業關係法規
 主なる現行無線法規
 放送無線電話聴取規約
 聴取便覽
 附錄
 無線電信電話年代表外九項

永代借地内外國人の地方税に關する調

市別	縣稅年額	市稅年額	縣稅徵收未濟額	市稅徵收未濟額
神戶市	一、八三、二二	一、八三、二二	一、六五、三三	二、五、七九
横濱市	一、五、九四	一、五、九四	一、四九、三三	一、九、〇〇
長崎市	一、三、五五	一、三、五五	一、〇九、三三	三、四、六六

永代借地に關する調

所在地	坪數	備考
横濱市	一〇五、六一七・三二四	昭和八年六月七日現在
神戸市	一三、六九九・〇七〇	五月廿五日現在
長崎市	四五、〇一一・一六五	五月廿六日現在
東京市	七、〇三九・七七〇	六月一日現在
大阪市	一、二二九・八〇〇	同
大塚市	三、三四三・〇一〇	同
函館市	同	同

資料

左の八表はは本年の第六十五議會に政府より提出せられたる豫算案の參考資料として添付せられたるものの中より特に選抜して掲載したるものなり。

備考

- 一、前掲三市以外に付ては從來滞納問題なきに付特に計數の調査したるものなし。
- 二、縣稅年額及市稅年額は昭和七年度調定濟額を掲ぐ。
- 三、徵收未濟額は昭和三年度乃至昭和七年度に於て賦課したる地方稅の昭和八年五月末現在の滞納稅額とす。
- 四、長崎市の滞納の大部分は臺北電信會社の分にして永代借地以外の理由に依り訴訟繫屬中の爲滞納となり居れるものなり。

永代借地權に關する調

市名	稅目		(昭和九年一月末現在) 未濟額
	第一種所得稅	第三種所得稅	
横濱市	一九、一五二	六、二八四	
神戸市	六、七五三	一〇五、〇一九	

國富、歲入出、國民負擔の比率

(甲)米國 (イ)國富

- 一九〇〇年 八八、五一七百萬弗
- 一九〇四年 一〇七、一〇四百萬弗
- 一九一二年 一八七、三〇〇百萬弗
- 一九二二年 三二〇、八〇四百萬弗

(以上米國商務省刊行の統計撮要に依る)

- 一九二三年 三三九、九〇〇百萬弗
- 一九二四年 三三七、九〇〇百萬弗
- 一九二五年 三六二、四〇〇百萬弗
- 一九二六年 三五六、四〇〇百萬弗
- 一九二七年 三四六、四〇〇百萬弗
- 一九二八年 三六〇、一〇〇百萬弗
- 一九二九年 三六一、八〇〇百萬弗
- 一九三〇年 三二九、七〇〇百萬弗

(以上「ナショナル、インダストリアル、コンファレンス、ボード」發表の米國(屬領を除く)國富に依る)

尙右一九三〇年の國富の米國人口一人當りは二千六百七十七弗、一家族當りは一萬九百六十一弗となる。

(ロ)歳入出

歳出

米國聯邦政府の一九三四會計年度歳出豫算

立法部	一六、六八九、二八五・〇〇
獨立官廳	五三五、五六八、八八三・〇〇
「コロンビア」政廳	三〇、三〇二、二〇〇・〇〇
農務省	一〇〇、二〇九、〇九一・〇〇
内務省	四三、七五三、九三五・六七
海軍省	三〇八、六六九、五六二・〇〇
國務省	一二、一九六、五一九・〇〇
司法省	四一、一五四、〇五〇・〇〇
商務省	三六、五八八、四六五・〇〇
勞働省	一二、六七七、三六五・〇〇
大藏省	二四四、三八三、二一九・〇〇
郵政省	七一三、〇三三、三七八・〇〇
陸軍省	三四九、八四〇、七四九・〇〇

合計

二、四四五、〇六六、七〇一・六七

右の外一九三三年三月九日開會の臨時議會に於て協賛濟の經濟復興豫算

住宅貸付會社	一〇〇、一五〇、〇〇〇・〇〇 [#]
農業信用局	四二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
聯邦預金保證會社	一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
緊急公共事業費	三、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
「アメリカインディアン」關係	九九三、九六八・六九
全國就業局	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
農業救濟費	六五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	三、六五九、六四三、九六八・六九

但し右の中には緊急公共事業費の如く今後二年に亙り支出するものありて一九三四會計年度に於ける支出額の詳細は不明なり。

歳入

一九三四會計年度歳入見積は三十二億六千萬弗なり。

尙米國大藏省公表一九三三會計年度の歳入決算は左の如し。

一般收入

内 國 稅	一、六〇四、〇五二、六九一・八〇
關 稅	二五〇、七四七、九九一・五七
雜 收 入	一六〇、九三〇、六〇五・二六
合 計	二、〇一五、七三一、二八八・六三
特別 收 入	六三、九六五、四五三・一三
合 計	二、〇七九、六九六、七四一・七六

(ハ)國民負擔

一九三二—一九三三會計年度に於ける米國民一人當りの聯邦租稅負擔額は十六弗八十一仙なり。

(乙)英 國

(イ)國 富

英本國の國富に關しては公的統計を缺くも諸學者の研究結果を摘出すれば左の如し。

(一)英國著名の實業家且經濟學者「サー、ジョシヤ、スタムプ」は一九一四年の英本國國富を
一四、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅

と推算せり。

(二)伊國中央統計局長「ジイニー」博士の調査結果に依れば一九一四年英本國國富

一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅

一九二五年同

二四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅

(三)一九三〇年十一月二十二日の「エコノミスト」誌所掲の一九二八年度英本國國富推定額は左の如し。

國富總額	二四、四四五、〇〇〇、〇〇〇磅
負 債	六、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅
純國富	一八、〇四五、〇〇〇、〇〇〇磅

(ロ)歲 出 入

一九三三年四月二十五日英國大藏大臣の豫算演說に際し同日大藏省財務次官の下院に配布せる豫算説明書に據る一九三三—三四年度豫算の要目左の如し。

一九三三—三四年度豫算 (現行豫算)

一、通常歲出入 (單位千磅)	
歲入豫算	
内 國 稅	二二八、七五〇
所 得 稅	五二、〇〇〇
附 加 稅	
歲出豫算	
國債利子及管理費	二二四、〇〇〇
北部愛蘭への支給	六、七五〇
其他の既定歲出勘定	三、五五〇

遺 產 稅	七四、七五〇
印 紙 稅	二〇、四〇〇
超 過 利 得 稅	二、二〇〇
會 社 利 得 稅	八〇〇
土 地 稅 其 他	三七七、九〇〇
計	
關 稅 消 費 稅	一六七、九六五
關 稅	一〇一、一八二
消 費 稅	二六九、一四七
計	
自 動 車 稅	五、〇〇〇
國 庫 收 入	六五二、〇四七
以 上 稅 收 額 累 計	一一、七〇〇
郵 政 廳 純 收 益	一、二三〇
御 領 地 收 入	三、八〇〇
諸 貸 付 金 收 入	三〇、〇〇〇
雜 收 入	三〇、〇〇〇

協 贊 費 目

既 定 歲 出 計	二三四、三〇〇
國 防 (恩 給 を 除 く)	
陸 軍	二九、七二六
海 軍	四四、四三〇
空 軍	一七、〇三六
計	九一、一九二
軍 人 恩 給	八、二二四
陸 軍	九、一四〇
海 軍	三九〇
空 軍	一七、七五四
計	
一 般 行 政 費	二、〇〇〇
一、中央政府及財務	六、三二九
二、外務及帝國事務	一五、八六四
三、內務、司法	五、二〇五
四、文 部	一三二、四九五
五、保健、勞働、保險(養老寡婦年金を含む)	

二、收支獨立勘定(單位千磅)

總 歲 入	六九八、七七七
郵 政 廳	五九、四三九
道 路 基 金	二四、一〇〇
計	八三、五三九

總 歲 出	六九七、四八六
剩 餘 金	一、二九一
計	六九八、七七七
六、通商、産業	九、〇四二
七、土木其他	八、一三六
八、大戰恩給、一般恩給	四八、八八九
九、地方收入に對する國庫支給費	四五、三一
計	三一九、二七一
追加豫備費	二二、五〇〇
(勞働省)	
徵 稅 事 務	一二、四六九
內國稅關稅消費稅(恩給を含む)	四六三、一八六
計	六九七、四八六

(ハ) 國民負擔の比率

國民負擔に關する統計に關し資料を抽出するに左の如し。

(一) 一九二四年三月設置せられたる國債租稅委員會の報告書に據れば人口一人當りの課稅負擔左の如し。

直接稅一人當り	間接稅一人當り	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片
一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片
一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片	一〇片

(二) 一九三二—三三年度英國豫算に關し同國大藏省財務次官は下院に於ける質問に對し同年度の英本國一人當りの課稅負擔額十五磅十八志なる旨回答し居れり。

昭和六年十二月十三日金輸出禁止後

(イ) 政府金地金買入高月別

月別	數	量	價	格
昭和七年三月	一、一五一、一三九・三〇	一、四九九、五五六・四九	八、五〇一、二五七・三六	一〇、七二〇、三〇二・〇六
四月				

昭 和 八 年	七 年 中 計	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月
五月	二、一一〇、九一三・四五	九、八四三、〇九四・一一	二、二二三、九四八・九〇	七、〇〇四、五三七・三三	六、九〇八、三七〇・七六	八、二三二、八三七・七五	三、九四〇、九一三・〇〇	三、九一三、八九六・九二	四、四三三、六二三・二八	四、六六五、三一五・八四	五、一七五、七一一・〇三	二、二八五、三二七・二七	一〇、二五二、二三六・九五
六月	六三三、三九八・一七	二、三七、六六二・四五	二、六二一、二〇一・五七	七、〇〇四、五三七・三三	六、九〇八、三七〇・七六	八、二三二、八三七・七五	三、九四〇、九一三・〇〇	三、九一三、八九六・九二	六三三、三九八・一七	六三三、三九八・一七	六三三、三九八・一七	六三三、三九八・一七	六三三、三九八・一七
七月	六七六、七三三・三一	二、七九、七四四・〇八	二、七九、七四四・〇八	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	六七六、七三三・三一	六七六、七三三・三一	六七六、七三三・三一	六七六、七三三・三一	六七六、七三三・三一
八月	二八三、二一一・八九	九、二四、七四四・三五	九、二四、七四四・三五	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	二八三、二一一・八九	二八三、二一一・八九	二八三、二一一・八九	二八三、二一一・八九	二八三、二一一・八九
九月	一、一九八、三四四・五一	七、八四、一四〇・六二	七、八四、一四〇・六二	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	一、一九八、三四四・五一	一、一九八、三四四・五一	一、一九八、三四四・五一	一、一九八、三四四・五一	一、一九八、三四四・五一
十月	七八四、一四〇・六二	九、二四、七四四・三五	九、二四、七四四・三五	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	七八四、一四〇・六二	七八四、一四〇・六二	七八四、一四〇・六二	七八四、一四〇・六二	七八四、一四〇・六二
十一月	五七九、九二二・〇二	九、二四、七四四・三五	九、二四、七四四・三五	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	五七九、九二二・〇二	五七九、九二二・〇二	五七九、九二二・〇二	五七九、九二二・〇二	五七九、九二二・〇二
十二月	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一
七年中計	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一	九、八四三、〇九四・一一
昭和八年一月	二、三七、六六二・四五	二、三七、六六二・四五	二、三七、六六二・四五	七、五三、九九七・五一	七、五〇、七二五・三一	九、二七、一四一・五四	四、四三、七七六・五八	四、四〇、七五四・二三	二、三七、六六二・四五	二、三七、六六二・四五	二、三七、六六二・四五	二、三七、六六二・四五	二、三七、六六二・四五

月別	數	量	價	格
昭和八年八月		三一五、四九九・二七		二、八〇一、六三二・九七
九月		三八、九八八・九〇		三四六、二二一・三〇
十月		三一、八八二・九六		二八三、一二〇・六二
十一月		七一八、三九六・五八		七、〇九八、六四一・七三
十二月		三六四、七九〇・四六		三、六二五、一〇四・八七
八年中計		五、三〇三、三五九・八七		四九、〇〇〇、四二七・七二
累計		一五、一四六、四五三・九八		一、二六、七六二、九一四・五二

(口) 政府金地金買上價格

價格改定日	純金一匁二付	價格改定日	純金一匁二付
昭和七年三月七日	七・二五 ^四	昭和七年七月十八日	七・七四 ^四
三月十四日	七・四五	八月八日	七・八七
三月二十一日	七・三五	八月二十九日	八・四六

昭和七年三月二十八日	昭和七年九月十九日	昭和八年十二月末現在
四月四日	十月十八日	三、四九八、三六六・七一
四月十一日	十一月七日	三、四九八、三六六・七一
四月十八日	十一月二十八日	三、四九八、三六六・七一
四月二十五日	十二月十九日	三、四九八、三六六・七一
五月二日	昭和八年一月九日	三、四九八、三六六・七一
五月九日	一月三十日	三、四九八、三六六・七一
五月十六日	二月二十日	三、四九八、三六六・七一
五月二十三日	三月二十七日	三、四九八、三六六・七一
六月六日	四月二十四日	三、四九八、三六六・七一
六月十三日	四月二十四日	三、四九八、三六六・七一
六月二十日	十一月二十四日	三、四九八、三六六・七一

(ハ) 政府金地金國內保有高

昭和八年十二月末現在

數量

三、四九八、三六六・七一

(ニ) 金貨及金地金輸出高

一匁二付

九・九五

(一匁二付)

九・九四

月別	數量	量	金額	備考								
					昭和六年十二月 (十三日以降)	七年一月	四月	五月	六月	九月	十一月	十二月
昭和六年十二月 (十三日以降)			五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	備考 横濱正金銀行分は金貨にして政府分は金地金なり其金額は輸出申告價額(政府の買上價格に同じ)に依れり								
七年一月			三九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇									
四月			四、〇三八、五〇四、五三									
五月			七、一二一、八一五、五九									
六月			二七、四八八、九五七、一九									
九月			一〇、六四八、四二六、一九									
十一月			一〇、七九七、九八四、三四									
十二月			一三、五二六、七九二、五八									
七年中計			一一二、六二二、四八〇、四二									
八年三月			一一、一八五、三一〇、七九									
八月九月			九、七四〇、〇八二、〇五									
八年中計			二〇、九二五、三九二、八四									
合計			一八三、五四七、八七三、二六									
内政府分			九四、五四七、八七三、二六									

備考 横濱正金銀行分は金貨にして政府分は金地金なり其金額は輸出申告價額(政府の買上價格に同じ)に依れり

品名	數量	昭和七年		昭和八年		増減	金額
		數量	價額	數量	價額		
生絲	千斤	萬、六九	三六、三六	四、三三	三九、九〇	△	八、五五
綿織物	千方碼	二、〇三、七三	二八、七三	二、〇九、三六	三六、三五	△	九四、五〇
人絹織物	千方碼	一、一〇、三三	一六、三三	八、四三	一六、三三	△	二、九七
羽織物	千方碼	一、一〇、三三	一八、八三	一〇、四八	三七、六二	△	一八、八〇
琥珀織物	千方碼	五、四九	一八、八三	三、三六	三七、六二	△	九四
其及壁紙	其他		三三、五四		三三、三八		
絹織物	千方碼	五〇、二七	六、二七	六、八三	六、八三	△	一三、二五
羽織物	千方碼	七〇七	六、三三	六、八三	六、八三	△	四八九
甲斐絹、縮子、縮緬等	千方碼	六、三九	四、七八	九、七六	五、〇三	△	一、四三
其の他	千方碼	一、三三	一、三三	二、七八	二、七八		
罐詰食料品	千斤	英、八五	三、七四	九、六四	四、九四	△	二四、三〇
メリヤス製品	千打	一三、七三	二六、九五	一六、六八	四二、〇四	△	一五、二二

重要輸出品の數量價額前年對照表

(單位千圓)

品名	昭和七年		昭和八年		増減△額	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
小麥粉	三六九,四八八	二〇,五五九	五三〇,四四四	三〇,九五五	一六〇,九五六	一四,四六六
鐵類	一九三,六八八	三三,二七八	三八四,一九五	三〇,六六五	一九一,五〇七	三三,三三七
紙類	九九,四五三	一四,〇〇二	一二五,五八八	一七,六六七	一六,〇〇五	三,六六六
綿織絲	二六,八八一	二二,五四六	一四,四九一	一五,七三三	△ 二二,三九〇	△ 五,八三四
重要品計		八九,九九七		一,一〇七,〇九一		二〇七,〇九四
其他		五〇九,九九五		七五三,九九五		二四三,九九九
輸出總額		一,四〇九,九九二		一,八六一,〇四五		四五一,〇五三

(二) 輸入重要品

(單位千圓)

品名	昭和七年		昭和八年		増減(△)額	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
棉花	一,二七四,〇二五	四七,四〇一	一,二四八,九二〇	六八,八四七	△ 二五,〇九五	一五七,四六六

品名	單位	昭和七年		昭和八年		増減(△)額	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
羊毛類	同	一五九,五九九	八七,五五九	一八〇,五六四	一六四,一九一	二六,一五三	七,六三三
鐵類	同	二,〇九,九三三	六五,〇七四	三,五九,六八二	二五,六四〇	一,五〇,七六〇	七,五五六
礦油	同	五八,六六五	九,八五八	六三,〇〇九	一〇八,八九九	四,三四四	一〇,二七一
原油及重油	同	一三九,六三三	四,三四六	一四一,五〇七	三六,七九九	一,八六四	二,五四七
比重〇.九二	同	二六,五五七	二,三五五	一三,六八二	一,七三三	△ 二二,八七五	△ 六四二
其他	同	九一,二二五	四三,〇六九	九六,三三九	五,三四四	△ 五,〇〇六	八,二七五
豆類	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
小麥	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
油糟	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
木材	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
紫檀類	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
黑檀、花梨木、	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
紫檀類	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
チキ、シダ	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
ア、バイン、フダ	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
其他	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
石炭	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
生ゴム	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八
製紙用パルプ	同	一,二四四,三三三	四九,五七二	八五三,〇四七	四四,三六四	△ 三九三,二九六	△ 五,一八八

品名	數量	昭和七年		昭和八年		増減(△)額
		數量	價額	數量	價額	
採油用原料	千斤	二五、六三七	二四、七二二	三六、〇七三	二二、二九二	九、四三六
鑛	同	二、六六、六九二	一六、四七六	二、八三、五九六	三三、一七一	一四、九〇五
重要品計			九四九、八八五		一、三三九、九〇〇	三八〇、〇八五
其の他			四八二、六四六		五七七、三三九	一〇五、六三三
輸入總額			一、四三三、四六一		一、九一七、二二九	四八五、七七八

帝國及歐米諸強國の軍事費と其他の經費との比較 (概數)

日 本 其の二 (單位圓)

年 度	軍 事 費		其 他 の 經 費		總 計
	金 額	總經費に對する歩合	金 額	總經費に對する歩合	
昭和六年度	四〇五、七九九、〇九四	〇・二七〇九	一、〇九一、一〇五、六四五	〇・七九二	一、四九七、九〇四、七三九
昭和七年度	六九六、〇四、七〇六	〇・三四五九	一、三六、二〇、七七八	〇・六四二	二、〇三二、二六、四八四

昭和八年度	八〇〇、四八、〇〇七	〇・三六八三	一、四九六、九六、九七〇	〇・六三七	二、三〇九、四四、九七七
-------	------------	--------	--------------	-------	--------------

備考 昭和七年度は實行豫算に依る。軍事費は滿洲事件費を含む。

日 本 其の二 (單位圓)

年 度	軍 事 費		其 他 の 經 費		總 計
	金 額	總經費に對する歩合	金 額	總經費に對する歩合	
昭和六年度	三九八、三三九、九三三	〇・二六九	一、〇九、六八四、八六六	〇・七三四一	一、四九七、九〇四、七三九
昭和七年度	四三七、一〇二、六八五	〇・二七二	一、五五、〇六二、七九九	〇・七六六	二、〇二二、一六五、四八四
昭和八年度	六八八、八三三、五八	〇・二九八三	一、六〇、五三、四九九	〇・七二七	二、三〇九、四四、九七七

備考 昭和七年度は實行豫算に依る。軍事費は滿洲事件費を除きたるものなり。

年 度	英 國		米 國	
	軍 事 費	其 他 の 經 費	軍 事 費	其 他 の 經 費
一九三三—三四年	九二,一九二,〇〇〇	六〇六,二九四,〇〇〇	〇・一三三七	〇・八六九三
一九三二—三三年	八六,九七〇,〇〇〇	六七九,〇九七,〇〇〇	〇・二二五	〇・八八六五
一九三一—三二年	九二,八三五,〇〇〇	七二一,五三一,〇〇〇	〇・二四三	〇・八八七
總 計				

(單位 磅)

(單位 弗)

年 度	獨 國		佛 國	
	軍 事 費	其 他 の 經 費	軍 事 費	其 他 の 經 費
一九三三—三四年	七四,四三三,四〇〇	三,二五〇,五〇,八〇〇	〇・一八三	〇・八二七六
一九三二—三三年	七三,八四七,四〇〇	三,四八五,〇四一,〇〇〇	〇・一八六	〇・八二六四
一九三一—三二年	八六,四八五,六〇〇	三,六七一,二九,八〇〇	〇・一九三〇	〇・八七〇
總 計				

(單位 國 幣)

年 度	獨 國		佛 國	
	軍 事 費	其 他 の 經 費	軍 事 費	其 他 の 經 費
一九三三—三四年	六六,二六二,八〇〇	九,九七一,二四,七九〇	〇・〇四一	〇・九三三九
一九三二—三三年	六四,七〇,四五〇	七,五四,四四,六五〇	〇・〇八二	〇・九七九
一九三一—三二年	六七,二四一,五〇〇	六,九〇五,八八〇,九〇〇	〇・〇八六	〇・九二四
總 計				

(單位 法)

年 度	英 國		米 國	
	軍 事 費	其 他 の 經 費	軍 事 費	其 他 の 經 費
一九三三—三四年	一一,七七一,七三三,〇八二	三九,〇六七,七六六,二七〇	〇・三三五	〇・七二五
一九三二—三三年	九,六〇一,四三三,六二〇	三,四九六,〇九,一四二	〇・三三六	〇・七六四
一九三一—三二年	一〇,九四,三四,八八九	三九,五四二,三五,三五三	〇・三六八	〇・七八三
總 計				

備考 一九三三—三四年度は右の外國家産業復興法に依る歳出あり。其支出見積額約二、一三三、〇〇〇、〇〇〇弗に於て、内軍事費に割當てられたるもの内今日判明せる金額海軍約七六、〇〇〇、〇〇〇弗、陸軍約一七五、〇〇〇、〇〇〇弗あり。

年 度	伊 國		總經費に對する歩合	其他の經費		總 計
	金 額	軍 事 費		金 額	總經費に對する歩合	
一九三二—三三年	五,二五,〇六,三四・四〇	〇・二七〇	一四,〇七,六七,七五・三三	〇・七二〇	一九,三三,六五,〇九・七三	
一九三一—三二年	五,五三,九三,八三・八六	〇・二六二	一四,八〇,六〇,九七,二八・四四	〇・七三六	二〇,〇九,九〇,九四・三三	
一九三〇—三一年	四,六五,七六,〇三・八六	〇・三二六	一五,九六,三三,八,九二・五五	〇・七三三	二〇,六四,〇六,九六・三九	

(單位利)

各國軍事費内譯

(單位圓)

年 度	事 項	豫 算 額
昭和六年度	陸軍費 海軍費 計	一九四,二二四,一九八 二一一,五七四,八九六 四〇五,七九九,〇九四

年 度	事 項	豫 算 額
昭和七年度	陸軍費 海軍費 計	三八九,五九〇,三七三 三〇六,四五四,三三三 六九六,〇四四,七〇六
昭和八年度	陸軍費 海軍費 計	四四七,〇八八,八六九 四〇三,三五九,一三八 八五〇,四四八,〇〇七

備考 滿洲事件費を含めるもの。

年 度	事 項	豫 算 額
昭和六年度	陸軍費 海軍費 計	一八七,六五六,九九五 二一〇,五六二,九三八 三九八,二一九,九三三
昭和七年度	陸軍費 海軍費 計	二〇六,四五八,二八八 二三〇,六四四,三九七 四三七,一〇二,六八五

年 度	事 項	豫 算 額
一九三三—三四年	海陸 計 軍軍 費費	三九四、一一七、四〇〇 三三〇、一二六、〇〇〇 七二四、二四三、四〇〇
一九三一—三二年	海陸 計 軍軍 費費	四八五、七一八、〇〇〇 三七九、一三五、六〇〇 八六四、八五三、六〇〇
一九三二—三三年	海陸 計 軍軍 費費	四二七、四八六、九〇〇 三五六、三六〇、五〇〇 七八三、八四七、四〇〇

米 國
(單位弗)

年 度	事 項	豫 算 額
一九三二—三三年	空海陸 計 軍軍軍 費費費	二八、一八二、〇〇〇 四一、六一一、〇〇〇 一七、一一四、〇〇〇 八六、九〇七、〇〇〇
一九三一—三二年	空海陸 計 軍軍軍 費費費	三一、一八〇、〇〇〇 四二、八〇九、〇〇〇 一七、八四六、〇〇〇 九一、八三五、〇〇〇
昭和八年度	海陸 計 軍軍 費費	三〇一、〇九八、五〇三 三八七、七八五、〇一五 六八八、八八三、五一八

英 國
(單位磅)

備考 滿洲事件費を除きたるもの。

年 度	事 項	豫 算 額
一九三三—三三年	陸軍 海軍 空軍 費 費 費 計	七、〇二二、五七一、〇九五 二、七九九、八三〇、三三四 一、七五〇、三二一、六七三 一一、五七二、七二三、〇八二
一九三二年(九箇月)	陸軍 海軍 空軍 費 費 費 計	五、七二七、二三七、一六八 二、四一一、二六三、五七七 一、四六二、九三一、八六五 九、六〇一、四三二、六一〇
一九三三—三三年	陸軍 海軍 空軍 費 費 費 計	六、七三八、七九五、六七七 二、七一二、二五四、九七三 一、四九三、二六四、二三九 一〇、九四四、三一四、八八九

佛 國

(單位法)

年 度	事 項	豫 算 額
一九三三—三三四年	陸軍 海軍 其他 費 費 費 計	四八二、六〇〇、〇五〇 一八六、二四三、二〇〇 二、二七〇、九〇〇 六七二、一一四、一五〇
一九三二—三三三年	陸軍 海軍 其他 費 費 費 計	六八二、六九二、八〇〇 一、〇四〇、四五〇 一八七、三三九、四〇〇 六七四、七七〇、四五〇
一九三一—三二二年	陸軍 海軍 其他 費 費 費 計	四九二、二六八、五五〇 一八九、三七五、六五〇 一、〇四八、六〇〇 六八二、六九二、八〇〇

獨 國

(單位國麻)

地方別	特別銀行		普通銀行		貯蓄銀行		合計	
	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店
兵大京滋 三愛靜岐 長山福石 富新神東 千埼群栃 茨福山秋 宮岩青北	—	—	—	—	—	—	—	—
奈 海	—	—	—	—	—	—	—	—
庫阪都賀 重知岡阜 野梨井川 山潟川京 葉玉馬木 城島形田 城手森道	—	—	—	—	—	—	—	—
預金	六六三〇	一〇〇九八	一七九三	七九三〇	一四九七	二六六一	三三〇六	一七五九
貸出金	二九三三	一五五九	六三〇五	三六九二	一〇三三	一五七三	三九六六	三一三二
本店	四三三六	六七五一	一四九七	二六六一	一〇三三	一五七三	三九六六	三一三二
支店	二二五五	三三〇七	一五〇八	三三〇七	—	—	三七六三	六四二九
所出張	六三五六	一〇五二	二〇四八	五六一	—	—	八四〇四	一〇五三
預金	五八三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	—	—	六八六〇	二〇六〇
貸出金	三〇八〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	—	—	四〇一〇	二〇六〇
本店	二八	—	—	—	—	—	—	—
支店	六六〇九	七九四四	—	—	—	—	六六〇九	七九四四
所出張	二三四一	—	—	—	—	—	二三四一	—
預金	七三〇七	一〇三〇	—	—	—	—	八三三〇	一〇三〇
貸出金	三〇四〇	一〇三〇	—	—	—	—	四〇七〇	一〇三〇
本店	四三三〇	八五九五	—	—	—	—	四三三〇	八五九五
支店	九七九六	一三三三	—	—	—	—	九七九六	一三三三
所出張	一〇三〇	—	—	—	—	—	一〇三〇	—
預金	一五五五	一〇三〇	—	—	—	—	二五八五	一〇三〇
貸出金	一〇三〇	—	—	—	—	—	一〇三〇	—

昭和七年末現在各種銀行預金貸出高地方別調

年 度	事 項	豫 算 額	伊 國		
			陸 軍	海 軍	空 軍
一九三三—三三四年	計	四、六七五、七五八、〇二三、八八〇	陸軍費	海軍費	空軍費
一九三二—三三三年	計	五、二五三、七九三、八二三、八八〇	陸軍費	海軍費	空軍費
一九三一—三二二年	計	二、九六五、五一五、五五四、四〇〇	陸軍費	海軍費	空軍費

伊 國

(單位利)

貯金局 及府縣別	人員	新規	全拂	預入	同十 七年度 未元加 利子	額	拂戻	人員	年末 現在	金額	人員	前年 末比 減	金額	人員	同上 割合
奈良	57,033	57,033	57,033	187,685	1,207,555	187,685	44,519	55,239	3,266	44,519	0.00	44,519	0.00	0.00	0.00
和歌山	77,470	58,918	39,988	188,996	1,849,996	379,799	49,030	55,769	1,849	152,883	0.00	152,883	0.00	0.00	0.00
特計	1,186,666	887,533	503,333	1,859,996	3,333,333	492,483	6,334	5,999	3,334	1,085,999	0.00	1,085,999	0.00	0.00	0.00
岡山	98,633	79,330	33,333	187,685	1,533,788	326,788	76,699	44,735	1,936	77,435	0.00	77,435	0.00	0.00	0.00
鳥取	38,977	24,812	7,442	197,951	3,777,222	619,785	39,633	1,767	7,066	1,270,655	0.00	1,270,655	0.00	0.00	0.00
島根	41,000	44,733	8,996	197,951	5,651,774	826,299	42,099	1,705	2,833	7,995,666	0.00	7,995,666	0.00	0.00	0.00
廣島	174,677	144,566	51,644	197,951	2,993,239	492,055	126,656	86,201	3,099	1,958,894	0.00	1,958,894	0.00	0.00	0.00
山口	96,455	84,477	30,177	187,685	1,807,181	292,655	75,090	52,555	1,978	9,717	0.00	9,717	0.00	0.00	0.00
特計	2,557	7,557	86,199	503,333	5,033,333	89,481	24,499	5,000	3,627	33,627	0.00	33,627	0.00	0.00	0.00
熊本	76,000	67,733	38,693	187,685	1,245,163	292,933	63,699	39,769	1,437	3,540	0.00	3,540	0.00	0.00	0.00
長崎	96,618	76,183	27,577	187,685	1,041,337	251,446	55,848	36,466	1,843	2,038,777	0.00	2,038,777	0.00	0.00	0.00
福岡	26,442	19,364	6,900	187,685	3,300,877	677,737	148,126	91,966	3,851	1,330,777	0.00	1,330,777	0.00	0.00	0.00
大分	57,440	41,000	21,839	187,685	1,000,681	92,813	44,219	30,507	1,635	1,905,533	0.00	1,905,533	0.00	0.00	0.00
佐賀	47,339	44,551	34,536	187,685	5,470,669	3,015,034	343,334	167,733	1,122	4,003,333	0.00	4,003,333	0.00	0.00	0.00
宮崎	50,446	29,444	15,477	187,685	3,755,210	1,265,239	38,126	14,763	3,099	1,476,333	0.00	1,476,333	0.00	0.00	0.00
鹿兒島	74,967	76,553	86,690	187,685	1,927,033	1,927,033	69,167	27,066	1,566	1,745,811	0.00	1,745,811	0.00	0.00	0.00
沖繩	32,588	16,644	4,400	187,685	67,900	384,339	11,338	2,700	5,934	56,994	0.00	56,994	0.00	0.00	0.00

貯金局 及府縣別	人員	新規	全拂	預入	同十 七年度 未元加 利子	額	拂戻	人員	年末 現在	金額	人員	前年 末比 減	金額	人員	同上 割合
奈良	57,033	57,033	57,033	187,685	1,207,555	187,685	44,519	55,239	3,266	44,519	0.00	44,519	0.00	0.00	0.00
和歌山	77,470	58,918	39,988	188,996	1,849,996	379,799	49,030	55,769	1,849	152,883	0.00	152,883	0.00	0.00	0.00
特計	1,186,666	887,533	503,333	1,859,996	3,333,333	492,483	6,334	5,999	3,334	1,085,999	0.00	1,085,999	0.00	0.00	0.00
岡山	98,633	79,330	33,333	187,685	1,533,788	326,788	76,699	44,735	1,936	77,435	0.00	77,435	0.00	0.00	0.00
鳥取	38,977	24,812	7,442	197,951	3,777,222	619,785	39,633	1,767	7,066	1,270,655	0.00	1,270,655	0.00	0.00	0.00
島根	41,000	44,733	8,996	197,951	5,651,774	826,299	42,099	1,705	2,833	7,995,666	0.00	7,995,666	0.00	0.00	0.00
廣島	174,677	144,566	51,644	197,951	2,993,239	492,055	126,656	86,201	3,099	1,958,894	0.00	1,958,894	0.00	0.00	0.00
山口	96,455	84,477	30,177	187,685	1,807,181	292,655	75,090	52,555	1,978	9,717	0.00	9,717	0.00	0.00	0.00
特計	2,557	7,557	86,199	503,333	5,033,333	89,481	24,499	5,000	3,627	33,627	0.00	33,627	0.00	0.00	0.00
熊本	76,000	67,733	38,693	187,685	1,245,163	292,933	63,699	39,769	1,437	3,540	0.00	3,540	0.00	0.00	0.00
長崎	96,618	76,183	27,577	187,685	1,041,337	251,446	55,848	36,466	1,843	2,038,777	0.00	2,038,777	0.00	0.00	0.00
福岡	26,442	19,364	6,900	187,685	3,300,877	677,737	148,126	91,966	3,851	1,330,777	0.00	1,330,777	0.00	0.00	0.00
大分	57,440	41,000	21,839	187,685	1,000,681	92,813	44,219	30,507	1,635	1,905,533	0.00	1,905,533	0.00	0.00	0.00
佐賀	47,339	44,551	34,536	187,685	5,470,669	3,015,034	343,334	167,733	1,122	4,003,333	0.00	4,003,333	0.00	0.00	0.00
宮崎	50,446	29,444	15,477	187,685	3,755,210	1,265,239	38,126	14,763	3,099	1,476,333	0.00	1,476,333	0.00	0.00	0.00
鹿兒島	74,967	76,553	86,690	187,685	1,927,033	1,927,033	69,167	27,066	1,566	1,745,811	0.00	1,745,811	0.00	0.00	0.00
沖繩	32,588	16,644	4,400	187,685	67,900	384,339	11,338	2,700	5,934	56,994	0.00	56,994	0.00	0.00	0.00

貯金局 及府縣別	人員		金額		年末現在	前年末ニ比シ	人員	金額	人員	金額
	新規	全拂	預入	未元加利子						
長野	1,630	9,074	4,997	2,471	3,783	▲	3,533	▲	3,533	0.00
野新	6,880	7,091	1,754	1,808	1,723	▲	2,011	▲	3,159	0.00
野計	1,951	1,985	5,853	3,379	5,506	▲	5,544	▲	6,692	0.00
德島	5,043	4,195	1,956	1,431	1,874	▲	1,850	▲	1,850	0.00
高知	4,436	3,745	1,389	710	1,279	▲	1,279	▲	1,279	0.00
愛媛	4,436	3,745	1,389	710	1,279	▲	1,279	▲	1,279	0.00
島計	7,063	5,947	1,577	805	1,477	▲	1,477	▲	1,477	0.00
内地原簿所管	5,273	4,967	1,781	908	1,679	▲	1,679	▲	1,679	0.00
臺灣	8,506	6,339	1,973	650	1,813	▲	1,813	▲	1,813	0.00
朝鮮	5,480	2,700	910	1,385	825	▲	825	▲	825	0.00
朝鮮計	9,516	3,893	3,337	2,770	2,638	▲	2,638	▲	2,638	0.00
所管地原簿	6,904	3,733	1,409	3,094	2,753	▲	2,753	▲	2,753	0.00
合計	59,641	44,634	19,732	9,317	21,419	▲	21,419	▲	21,419	0.00

備考
 一、本表は毎月発表せる郵便貯金地方別概観一ヶ年分ヲ取纏め集計したるものなり。
 二、金額は圓單位とす但し端数は之を四捨五入せり。
 三、「特殊」は府縣別に分割困難のものを包括したるものにして大正三、四年戦役行賞貯金を其の主なるものとす。

昭和八年貯金局統計年報

郵便貯金

昭和八年十二月末に於ける現在金額は二十八億百四十萬百七十八圓であつて前年十二月末に比し九千六百九十一萬八千九十四圓を増加した。然し右増加額は昭和七年度末元加利子九千三百三十九萬百四十七圓を含めての計算である。この元加利子を除いた増加額としては三百五十二萬七千九百四十七圓である。今此の年度末元加利子を除外したもので各月に於ける前月との比較増減状況を見ると下表に示すが如く二、六、七、九、十の五ヶ月は増加し他の月は減少を示して居る。而して増加の月に在つては七月が最高を占め以下九月、十月、六月、二月の順に之を次ぎ又減少の月に在つては五月が減少額最も多く三月之に次ぎ以下四月、十一月、十二月、一月、八月の順位となつて居る。

最近五ヶ年に於ける郵便貯金月別増減状況

月別	昭和四年	同五年	同六年	同七年	同八年
一月	28,553,964	25,677,048	25,758,521	24,299,090	26,179,924
二月	9,609,135	10,122,530	4,416,506	3,569,607	3,724,588
三月	58,555,791	49,921,833	7,078,477	55,137,485	15,223,751
四月	83,051,818	98,227,618	69,036,011	39,971,233	138,176,644

月別	昭和四年	同五年	同六年	同七年	同八年
五月	一四〇六、九五七	二四九、八八三	八三八、九七三	二四、七〇一	一六七、二六八
六月	三〇七、八九六	三六、三四〇、八七	二、三九七、一四〇	一七、六五三、二七九	六、六四八、八三五
七月	四九、二九〇、六六八	五〇、五六六、三五九	三九、三三三、一三三	二四、四〇三、一〇四	三六、一九三、〇二九
八月	一〇七、一一七、三三	七、一九三、四七	五、六八八、八八	三、八四三、四三四	五、一八九、三六
九月	二八〇、一一七、〇〇	四、六七九、五三	一、六六五、〇一四	二、一〇五、三七三	一、三五八、七三四
十月	三六、八〇九、〇〇九	四、七四九、三	一、三七二、九五	六、一〇六、八八七	一、〇〇六、一六四
十一月	一一、九九五、二四	九、三六六、八四八	五、五六九、九元	四、二五九、八九四	七、三九五、九四
十二月	六、一一八、八〇	一、四五〇、〇三	二、三八五、三四七	四、九一八、七七四	六、八九〇、三三
計	三、〇〇三、八九六	一九、五六八、七九	一七五、〇四七、二〇八	八、三三三、二四	三、五三七、九四七

備考 本計數中には年度末元加利子を含まず又▲印は減少を示す。

郵便振替貯金

昭和八年中に於ける郵便振替貯金の受拂總額は四十億五千九百萬圓であつて之を前年の其れと比較すれば五億四百万圓の増加である。而して本年に於ける右の受拂額を月別に見ると何れも三億圓を超え其の第一位を占むる十一月は三億八千三百萬圓之に次ぎ十二月は三億六千三百萬圓であつて以下六月、一月、七月、三月、五月、八月、十月、二月、九月の順で之に次ぎ最も少いのは四月の三億六百萬圓である。

月別	昭和四年	同五年	同六年	同七年	同八年
一月	三、四〇三、五三四	三、三、四八八、二四	三、三、四八八、二四	三、一、一八五、〇四〇	三、五、九五七、七元
二月	二、六四〇、〇九五	二、六四〇、〇二六	二、三、九〇九、一三六	二、六、三〇六、三九五	三、〇、三七六、九六一
三月	二、六三七、四四九	二、七、四八二、七六	二、五、五〇五、〇六二	二、八、一六五、三四四	三、四、一八〇、五二
四月	二、九四八、七〇四	三、一、八四〇、三五二	二、七、六四四、二四二	三、四、四九七、八九三	三、〇、六四七、一八五
五月	三、〇、三六二、九九	二、九、〇八八、七三	二、五、〇、六八四、五三	二、九、八四九、九二七	三、四、一〇七、三九九
六月	二、七、五八八、〇九	二、八、九九九、三四三	二、五、四三六、八八二	二、九、一〇五、六六	三、二、九六二、〇七
七月	三、〇、三八三、〇六	三、一、五六七、七六	二、六、四九七、八〇六	二、〇、六六八、〇二六	三、八、八〇一、八〇
八月	二、七、四四三、二五	二、三、九三〇、六三八	二、八、三五二、四八七	二、七、一四六、五三一	三、一、三七一、〇四
九月	二、四、四七三、四五	二、三、二四六、一三	二、三、〇、九三、五八一	二、八、二、五六、九九	三、〇、八八七、八二
十月	二、九、四二、三八五	二、六、一〇一、〇〇一	二、六、〇、六六、九九	二、九、八九〇、三五六	三、五、七四六、五〇
十一月	二、九、四九、〇〇三	二、四、三八五、二四	二、四、八六二、七六二	二、九、三、九四七、五四九	三、八、二七六、三三七
十二月	三、三、二、四九、七六〇	二、六、九、九八、八八四	二、八、三、九、九八、九四〇	三、四、三、三四、二二	三、六、三、三七、七六
計	三、四、八、七、七、四四一	三、三、五、〇、三、八四九	三、一、二、五、七、三〇八	三、五、五、一、二、九、七七八	四、〇、五、八、六、四、四三三

参考のため最近五ヶ年に於ける各月の受拂合計高を示せば次の通りである。

最近五ヶ年に於ける郵便振替貯金受拂合計高月別状況

種別	證						種別
	入			受			
	額面金額	枚數	口數	額面金額	枚數	口數	
	保購計	保購計	保購計	保購計	保購計	保購計	
在現末年 金枚人	出	拂	全	入	受	新	規
額面金額	枚數	口數	額面金額	枚數	口數	規	規
償賣交計	償賣交計	償賣交計	保購計	保購計	保購計	保購計	保購計
額數員	還却付	還却付	還却付員	管入	管入	管入員	管入員
	六九六三二七〇	三九三三二七	七六三三九	一三七八〇五	一三七八〇五	一三七八〇五	一三七八〇五
	▲▲▲	▲	▲▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	三八〇八二六四	三三二二六	五七六六三	一〇七〇六〇	一〇七〇六〇	一〇七〇六〇	一〇七〇六〇
	▲▲▲	▲	▲▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
	〇〇・五五八	〇〇・六九三	〇〇・五五八	四六四・三七七	四六四・三七七	四六四・三七七	四六四・三七七

種別	替爲便郵國外				替爲便郵國內			
	渡拂		出振		渡拂		出振	
	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數
	額數員	額數員	額數員	額數員	額數員	額數員	額數員	額數員
年金 給與 金 口	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇
歳出 金 口	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇
歳入 金 口	三九、四九〇	三、九四九	三九、四九〇	三、九四九	三九、四九〇	三、九四九	三九、四九〇	三、九四九
出入 金 口	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇
當 金 口	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇
額數	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	四九〇・九四三	四九・〇九三	四九〇・九四三	四九・〇九三	四九〇・九四三	四九・〇九三	四九〇・九四三	四九・〇九三
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	〇〇・三三三	〇〇・三三三	〇〇・三三三	〇〇・三三三	〇〇・三三三	〇〇・三三三	〇〇・三三三	〇〇・三三三

備考 一、本表は當局に於て毎月末日を區切り計算せる概數一ケ年分を取經め集計したるものにして樺太、南洋、臺灣、朝鮮、關東州及滿鐵附屬地所在の郵便局取扱に係るものを包含す。
 二、金額は圓單位とす但し端數は之を四捨五入せり。
 三、郵便貯金拂戻の部全拂戻人員及口數欄括弧内複記の計數は没入處分に附したるものを示す。
 四、外國郵便振替の取扱高は受入二三口九六〇圓二五〇拂出一七二口八、〇六七圓〇九〇なり。
 五、郵便貯金に於ける預入及拂戻の部金額欄「管區移轉其他」の計數は前年と内容を異にせるものあるを以て前年との比較を爲さず。

昭和七年全國各府縣生產額調 静岡縣統計課調査

Table with 10 columns: 道府縣名, 農産, 蠶絲, 畜産, 水産, 林産, 礦産, 工業, 計, 一戸當, 一人當. Rows include 北海道, 東京都, 大阪府, 兵庫県, 長崎県, 新潟県, 群馬県, 千葉県, 茨城県, 栃木県, 奈良県, 三重県, 愛知県, 静岡県, 山梨県, 滋賀県, 岐阜県, 長野県, 福井県, 石川県, 富山県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 大分県, 佐賀県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 前年計.

備考 全國平均一戸當、一人當は昭和五年國勢調査の世帯及人口に依る。

Table with 10 columns: 道府縣名, 農産, 蠶絲, 畜産, 水産, 林産, 礦産, 工業, 計, 一戸當, 一人當. Rows include 北海道, 東京都, 大阪府, 兵庫県, 長崎県, 新潟県, 群馬県, 千葉県, 茨城県, 栃木県, 奈良県, 三重県, 愛知県, 静岡県, 山梨県, 滋賀県, 岐阜県, 長野県, 福井県, 石川県, 富山県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 大分県, 佐賀県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 前年計.

三月三十日發表

昭和八年七月乃至九月の内地に於ける出生死亡概數

内閣統計局

昭和八年七月乃至九月に於ける出生、死亡の概數を得たから茲に發表して一般の參考に供する。

出生 は四十六萬三千五百七十七人であつて、前年同期の四十八萬四千七百六十八人に比較すると二萬千九百九十一人を減少した。

死亡 は三十一萬四千四十二人であつて、前年同期の三十萬七千四百三十九人に比較すると三千六百三人を増加した。

自然増加 即ち出生、死亡の差増は十五萬二千五百三十五人であつて、前年同期の十七萬七千三百二十九人に比較すると二萬四千七百九十四人を減少した。之は前記の如く出生の減少、死亡の増加に基くのである。尙一月乃至九月を累計すれば

出生 は百六十一萬二千八百九十八人であつて、前年同期の百六十五萬二千九百三人に比較すると四萬五人を減少した。

死亡 は九十一萬四千四百八十四人であつて前年同期の九十萬五百十人に比較すると一萬三千九百七十四人を増加した。

自然増加 は六十九萬八千四百十四人であつて、前年同期の七十五萬二千三百九十三人に比較すると五萬三千九百七十九人を減少した。之も亦前記の如く出生の減少、死亡の増加に基くのである。

國際癌統計調査方針

——メキシコ開催第二十二回國際統計協會會議に提出せられたる獨國會員 Boinnet 氏の論文抜萃——

一 癌死亡者統計

一 最近十箇年間の始及終に國勢調査を施行し、その結果其中間年度の年齢階級別平均人口を算出し得る總ての國に對し、左表の様式に依り毎年の癌死亡者一覽表を作成する事を希望す。

癌死亡者

一九二一年	三〇歳未	三〇歳	以下六九歳迄は五歳階級	七〇歳	八〇歳以上
	三四歳	三四歳		七九歳	
年齢階級別平均人口	男性人口	女性人口	未婚	既婚	結婚せることあるもの

右記二項目に分類する事

同 右	總癌死亡者及國際分類に依りて 分けられたる癌種類別死亡者 一九二二年	三〇歳	三三〇歳	以下六九歳迄は五歳階級	七九〇歳	八〇歳以上
		未	三四歳			

二 次に、各地方別に是等の表を作製する事を希望す。

特に癌死亡者認定に對し或特殊保證を提供する(年長者たることを問はず)大都市別に是等の表を作成する事。

此場合は其國の調査區及大都市に住居せざる外國人(病院に於て死亡せる者其他)を綿密に除外する事を要す。

三 各國の統計局は或市町村或は或地方に於て癌死亡者が特に多きや否や又癌死亡者の多き事は永年に亘れるものなるや否やを研究する事を要す。

これに關しては其國の衛生機關に對し問合するを要す。

斯如き多數なる事の原因の適確なる判定は癌の本質及其發生に對する我々の知識を特に増加するものなり。

二 癌疾患者統計

一 病院に於て治療中の癌患者の多くの國に於ては既に現在に於ては自宅に於ける癌患者の數より遙かに多し。

多くの國に於ては癌患者が細密なる診察を受くる研究所を國家の援助のもとに設立せり、此診察の記録が中央機關に於て統計上使用せらるるに於ては癌の本質を知るに非常に有用なる基準を提供し得るものなり。

幾歳の時に 母乳哺乳 其の期間 乳房膿瘍 流産及早産	1	2	3	4
--	---	---	---	---

二 出來得れば可なるも、癌の各種に就て必しも書込を要せず。必要なるは検査の統一なり。されば何處に於ても質問は同一ならざるべからず。國際間に於ても亦得たる結果を交換し得る様協定する事を希望す。

三 姓名・出生年月日・性・婚姻状態の當然の記入以外左記の諸點をも考慮せらるる様希望す。

一 住居―住民としては疾患認定の場所を以てす、移轉の場合は相當長年に亘り二十歳より五十歳迄の間に病人が在りたる總べての住居を掲ぐる事。

二 職業―特に癌の發生に對し職業的影響あるべきもの、即ちパン製造業・菓子製造業・牛肉屋・ビール釀造人等、炭礦夫及其の他礦夫・化學製品工場員(アニリン・瀝青・硫酸・硫酸銅等)火氣に曝さるる勞働者・洗濯屋等、事務員・タイピスト等、並に相當長年に亘り二十歳より從事せる以前の職業。

三 健康状態―肥滿、瘦身、肺・消化器・肝臓・膽囊の状態、過去の疾患、膽結石、腎臓結石、梅毒、淋疾、腫瘍、腫瘍は傷口(打撲、腐蝕、寒氣、火傷、X光線、齶齒、齒癭に依るもの)に發生せるや。

四 妊娠、出産

五 食料及麻醉劑—脂肪・砂糖・罐詰・ビタミン及沃度を缺く食物・辛き藥味・高熱の食料及飲料の過度の攝取、過度の喫煙（葉卷・紙卷・パイプ煙草・嚼煙草・嗅煙草・タバリアに於ける「Schmalzer」）、過度の飲酒（麥酒・ブランデー・葡萄酒）、モルヒネ中毒者、コカイン中毒者等、、、

六 親族中の癌患者數—祖父・祖母・父・母・伯叔父・伯叔母・兄弟・姉妹・子女並びに其等の内三十歳以下にて死亡せるもの、夫或は妻

以上は Böhmert 氏が提出せる論文の内其調査方針のみを譯出せるものにて會議の際該問題研究の爲委員會設立の議出で委員會の設立を見、當研究所總裁柳澤伯爵は委員として委員會の研究に助力せらるる事となり、其の後本年五月十八日附を以て事務總長 Methorst 氏より各委員に宛てたる書狀中報告員 Böhmert 氏の追加條件の記載ありたるに付左に摘記す。

- 一 癌死亡者表中女性人口のみを二項目に分類する事となり居れるも男性人口に對しても同様「イ未婚」
- 「ロ既婚或は結婚せることあるもの」の二項目に分類する事
- 一 本照會は人口二十萬以上のすべての都市に問合す事 委員會が比較研究上の資料として該都市は一九二九年—一九三二年の調査の内最近年度の人口數を示す事
- 一 癌死亡者中當該都市に住居するもののみを掲ぐる事

瑞西國の癌調査

「瑞西國の癌調査」票は瑞西聯邦衛生局後援の下に瑞西癌研究聯盟が全國の醫師に書込を依頼せるものにして一九三三年六月十日附「瑞西聯邦衛生局報」一九三三年第二十三號を以て發表せられたるものなり當研究所總裁柳澤伯爵は國際統計協會の「癌統計に關する委員會」委員たる關係上同委員會報告員 Böhmert 氏より參考資料として今般總裁宛送付其批判を求め來りたるものなり

姓（或はイニシアル）……………名（或はイニシアル）……………性別……………年齢（出生年月日）……………
 婚姻關係（未婚・既婚・死別・離別）……………職業……………本據地何々州……………（外國人に對しては其の本國）……………現住地何々州……………宗教……………

甲 既往症
 一 遺傳

患者の家族中に一般性遺傳病（結核・梅毒・痛風等）或は病的な新生物遺傳病を病めるものありしや◎

一、祖父母イ父方
 一般病 腫瘍（癌を除く） 癌
 ……………
 ……………
 ……………

二、父
 ……………
 ……………
 ……………

三、母
 ……………
 ……………
 ……………

四、兄弟
 五、姉妹
 六、傍系（伯叔父母のみ）
 二 配偶者の疾患
 一 一般病
 腫瘍（癌を除く）
 癌

三 出 産 數
 イ 不産
 ロ 早産
 ハ 流産

四 主要なる習慣

患者は特別な主要習慣を有せしや
 一、アルコール||葡萄酒.....林檎酒.....麥酒.....リキユール.....二、禁酒.....三、煙草||煙管.....葉
 卷.....紙卷.....四、食品||混合糧食||重に肉食||重に菜食||生食||罐詰.....五、非常に熱
 さものを食する習慣.....

五 過去の臨時的職業

職業的癌に從屬する職業を特に記載する事.....（アニリンの癌・煙突掃除人の癌其他）.....

六 住 居

一、イ都會.....ロ村落.....二、其地方の状況（山地・平地・湖沼或は水流の沿岸）三、衛生に適せる住居.....
 非衛生なる住居（濕氣、日當り悪しき事等）四、現在或は過去に他の癌患者ありしや イ同一アパートメント内に.....
 ロ同一家屋内に.....

七 社會的環境

富裕・中産・貧乏.....

八 過去の疾患

一、創傷.....二、創痕（火傷・創傷・放射線露出に因る皮膚炎等）.....三、皮膚の萎縮及退化（老年の表皮の
 角化・癌前期の皮膚病 Leucoplasmie）.....四、粘液腺の萎縮及退化.....五、急性傳染病.....六、慢
 性傳染病（結核及微毒を除く）.....七、或器官の慢性病（乳房・肝臓・胃・腸・子宮・膀胱等）.....
 八、慢性刺激.....九、結核.....一〇、微毒.....一一、甲状腺腫.....一二、屈列陳病.....
 一三、其の他の疾患.....

乙 現在の疾患

一、初期腫瘍の場所.....二、イ何時疾患の初期症状を認めたるや.....ロ何時始めて醫者が診察せるや
ハこの醫者の診断.....三、患者の現在の一般状況.....四、疾患の現在の状況及進捗の度
 合.....五、地方的腫瘍腫瘍.....六、其の他の病毒轉移.....七、組織學的診断.....八、イ既
 往の治療法.....ロ現在の治療法.....九、患者は前述の醫者の治療を受けざるや、治療中.....イ其

住居にて（醫師・非醫者・無免許醫）……………一〇、疾患の経過及結果（平癒・快
 方に向ふ・停止状況・死亡―死亡の場合は其年月日）……………
 注意 患者が全ての治療を打切りたる場合は之を示す事
 其の他の観察

……………
 場所及年月日 …………… 署名及捺印
 ……………

◎正確なるものを得らるゝ場合にのみ照會すべきものとす。

————— 雜 録 —————

○本研究所以事

（自昭和八年十二月
 至同九年七月）

事業報告 本研究所以昭和八年度事業報告は昭和九年一月三十一日芝區役所經由文部大臣へ提出せり。
 柳澤統計研究所季報 昭和八年十二月二十八日日本研究所季報第三十六號（冬季號）を發行せり。
 全國道府縣別癌死亡者最近十ヶ年間累年比較表 豫て着手中のところ昨年十二月五日に出來し、尙研究上試験
 的に茨城縣の癌死亡者の分布圖を同十二日に、及び癌死亡者の統計的研究の記述に於て「職業別」並にその記述
 に附屬の統計表二冊とも同二十七日に出來せり。
 奈良縣に於ける癌死亡者調査 當研究所の癌死亡に關する調査は我が國に於ける最高率を示す所の奈良縣に就
 いては特に調査研究を要するものと認め、内閣統計局より借用の材料に基き昭和三年乃至同七年五ヶ年間の同縣
 癌死亡者を左記小票に依り該縣に依頼して（一）―（四）の八項に關する調査記入方を乞ふこととなり五月二十二
 日より六月二十八日迄に於て全部發送を了したり。

奈良縣癌死亡者調査票

町村	市郡	所名	役場	籍	本
氏名					
(1) 癌の種類	(2) 男の別	女	男	女	
(3) 死亡の場所	市郡		町村		
(4) 死亡の日	年	月	日		
(5) 出生の日	年	月	日		
(6) 配偶の係	未婚	有配偶	死別	離別	
(7) 血縁者の癌の種類	血縁関係				
(8) 嗜好品	(9) 産兒の數				
(10) 最も長く従事した職業	府 市 町				
(11) 最も長く住居した場所	縣	郡	村		
(12) 氣温	最高極	最低極	平均		
(13) 濕度	%		(14) 降水量	耗	

國稅及び府縣稅滯納調 (自昭和五年度) 十ヶ年間同上百分比例 一月十八日より着手中のころ 同月十三日出來

せり。

十萬以上の都市に於ける結核死亡累年比較 (自大正十二年) 十ヶ年間及同上慢性氣管支炎・肺炎及氣管支炎・

肋膜炎累年比較 二表共六月十日より着手し同月十八日出來せり。

日本民族衛生學會 四月二、三兩日に亘る同大會は東京帝大工學部三階五番室に於て開催せられ、本研究所より阪本部長出席「乳兒死亡率に就て」の講演をなせり。(別項記事参照)

岩手縣統計協會創立五周年記念 五月八日同協會に於ては創立五周年を記念する爲盛岡市縣公會堂に於て統計大會並に統計成績者表彰式を舉行されたるにつき柳澤總裁は之れに祝辭を贈られたり。

岩手縣統計協會創立五周年記念式祝辭

東北六縣中統計協會の設置せらるゝは岩手、福島之二縣とす而して岩手縣統計協會は創立後既に五周年に達せるに依り本年五月八日を以て其の記念式を擧げ兼て同縣に於ける統計大會及び統計成績者表彰式を行はんとし余に其の祝辭を求めらる大方世間に於ては夙に東北の地文化に遅るゝこと久しく統計に於ても亦然りとなせり嘗て宮城縣に於て統計協會を設立し其の機關雜誌を發行せしことありしが委靡振はず遂に廢刊の止むなきに至れり、爾りしより以來十數年未だ之を再興せるを聽かず然るに曩に岩手縣に於て統計協會の設立を見るに及び吾人をして大に東北に於ける斯業の爲めに意を強うせしむるものありしは今尙昨の如し、白駒隙を過ぎ早くも五周年に及び其の間に於ける本會の斯業に致せしもの尠少なりとせず茲に其の祝典を擧ぐるに方りて多少の感慨なき能はざるなり我が國の地方廳四十有七其の統計協會を有するもの僅に十指を屈するに過ぎず而も東北六縣に於て其の二を占む余は竊に思ふ前に東北の地常に文化に遅るゝこと久しく統計に於ても亦然りといへりしもの此處に至りて其の甚だ過言なりしを恥づるものあらん願くは本會の爾後益々隆盛に其の使命を全うして

世間をして其の過言の眞の過言なりしことを謝せしめよ敢て一言を寄せて祝辭に代ふ

昭和九年五月

柳澤統計研究所

總裁 柳澤保惠

展覽會 五月十四、十五日兩日に亘る第三回石川縣統計展覽會へ本研究所以より祝辭及び「道府縣別總死亡者千につき瘡死亡者(自大正十一年至昭和六年)」十ヶ年間平均の圖表(本表は奈良縣辰市村統計展覽會へ出陳の爲調製したるものなり)を出陳し、尙同會終了後同圖表を五月二十五日より三日間に亘る岐阜縣開催の統計圖表展覽會へ出陳せり。

第三回石川縣統計大會祝辭

昨昭和八年五月第二回石川縣統計大會を管内七尾町に開催せらるゝや余は之に對し時方に敦圖鐵道完成を告げ日滿の距離愈々相近づき本縣の前途大に見るべきものあり而して其の施設の正確を期せんには本縣統計協會の使命の重且つ大なることを指示せり今茲に又第三回統計大會を管内能美郡小松町に開催するに當りて再び余の一言を求めらる縣の長官は余の知人なり夙に統計の一日も忽にすべからざるを知られ就任日尙淺きに拘らず直に縣内統計關係者約千二百名を會同し此の大會を開催して宣言決議講演等を爲し兼て優良統計調査員の表彰式を擧げ尙別に同所に於て統計展覽會を開設し一層斯學の宣揚に資せんことを實に盛なりといふべし本研究亦之に出陳する所あり以て其の萬一に資せんことを頃者又隣接富山縣統計協會に於て機關雜誌「統計報國」を創刊せんとするの報に接す近時我が北日本に於ける斯學の勃興實にめざましきものあり余の欣快措く能はざる所な

り希くば一層の奮勵を以て益々本會をして光輝ある發達を遂げしめ我が北日本の統計をして全國の範とならしめんことを一言を以て祝辭となす

昭和九年五月

柳澤統計研究所

總裁 柳澤保惠

雜誌「統計報國」富山縣統計協會にては五月十日を期し統計雜誌「統計報國」を發行するにつき柳澤總裁はこれに祝辭を贈られたり。

統計報國の發刊を祝す

富山縣統計協會は本年五月上旬を以て其の機關雜誌として「統計報國」を創刊せらるゝにつき余に一言を求めらる抑我が國の統計は其の發達遲々として進まざること數十年我等之を憂ふること久し然れども其の機運の熟せざる亦如何ともする能はざりき然るに大正九年一度國勢調査の全國に施行せらるゝや人皆翕然として統計を稱ふ時勢の推移亦大なりといふべし以來地方廳に統計協會の設立を見ること頻々として相次ぎ其の機關雜誌を發行するもの既に十指を屈するに垂んとす富山縣統計協會の如きも亦其の進運に乗じ茲に機關誌の發行を見る實に盛なりといふべし富山縣の地由來賣藥を以て鳴る然れども其の製産額の幾何なりやを知る人稀なり今試みに昭和七年の生産價額を擧ぐれば實に千四百六十萬圓にして其の元年は二千七百萬圓を算せり而して之を全生産品價額に比すれば前者は一・五%にして後者は五・七%に相當し何となく衰運を悲觀す而して之が海外に輸出せらるゝもの僅に三十萬圓乃至七十萬圓に過ぎず是れ皆本縣統計の示す所なり然るに今や滿洲國新に生れ

て對岸指呼の間に呱呱の聲を擧ぐるを聞く縣下伏木港を解纜すれば僅々八百軒ならずして對岸の清津又は雄基に達すこれより陸路五百軒にして滿洲の心臟たる新京に至れば手を拱して起死回生の神藥を待つもの正に三千萬人今や實に乗すべき時機ならずや此の時に當りて本縣の業に製藥に従ふもの踴躍一番海外發展の第一步を滿洲に印せんか其の輸出額の既往に幾倍するや今より豫め知る能はざるものあらん統計協會たる者宜く其の機能を發揮して本縣産業殊に賣藥業の向ふ所を指示し眞に統計報國の實を擧げしめよ一言を以て祝辭とす

柳澤統計研究所
總裁 柳澤保惠

地方統計主任官招待 五月三十一日地方統計主任官會議に出席中の主任官左記八氏を柳澤伯爵邸北隣り司俱樂部に招待、主人側より柳澤總裁並に阪本部長列席晚餐を共にせられたり。

- 内館泰三君 南 案君
- 加地成雄君 實藤豐吉君
- 星野鐵太郎君 岩名昇君
- 加藤三郎君 木村彦六君(缺席)

東京統計協會主催地方統計主任官招待會 同協會主催の地方統計主任官招待會は五月三十日午後五時半より谷中の綠風莊に開催、本研究所より柳澤總裁代理として阪本部長主席せり。
人口動態統計小票借入並に返却 六月二十二日借用中の昭和六年奈良縣外九縣の死亡票(奈良縣は出生・死亡・

婚姻・離婚・死産)を返却し同日昭和七年分の左記小票を借用せり。
昭和七年分

郡縣	婚姻		出生		死亡		死産	
	婚	離	男	女	男	女	男	女
奈良縣	563	446	969	927	596	573	71	65
新潟縣					198	187		
山梨縣					56	51		
長野縣					142	138		
京都府					145	130		
和歌山縣					75	70		
鳥取縣					46	45		
佐賀縣					73	68		

外に前年以前七、〇二三

來訪者 遞信屬中島信治氏は「郵便貯金職業統計」に關し一月十三日來所、同月三十一日内務省社會局福利課内財團法人口問題研究會左右田武夫氏は「人口問題の統計的研究」につき來所、二月十六日岩手縣統計協會發行「統計界」編輯主任岩手縣屬佐藤雄之進氏來所、四月十日日本研究所囑託京都帝大助教藤川虎三氏來所、同十三日滿洲國務院統計處資料科藤田盛氏は見學の爲來所、明治大學統計學教授經濟學士最上孝敬氏は五月四日來所、同月八日自然療養社長田邊一雄氏來所、奈良縣屬加藤三郎氏は本研究調査に係る奈良縣に於ける癌死

○國際統計協會「癌統計に關する委員會」

柳澤總裁は從來國際統計協會に於ける「出版物に關する諮問」「極東諸國に採用すべき統計方法」「史的統計調査」「高等専門學校に於ける統計學教育狀況調査」の委員會及諮問會の委員を引受け居られし處昨秋メキシコ會議に於て獨國會員 Bohmer 氏提案に基き設置せらるゝに至りたる「癌の統計調査に關する委員會」委員をも今回引受けらるゝことに相成りたるが是は總裁が疾くより癌統計の重要性に氣附かれ研究所に命じて多年調査研究せしめたる大綱に就きメキシコ會議の際一言せられ委員會設立の議に賛成を表されたるに因るものにて總裁會心事の一たるを失はず。

因に「高等専門學校に於ける統計學教育狀況調査委員會」は報告者の都合に因り目下其の調査を休止し居り従て本號巻頭のロンドン會議報告の委員會表中には之を缺けり。

○日本社會學會第九回大會

本年五月五、六、七日の三日間に亘り仙臺市に於て開催の日本社會學會第九回大會に本研究所よりは柳澤總裁代理として阪本調査部長が出席することとなり同日の夜行列車にて出發、翌五日午前九時より東北帝國大學法文學部第二會場に於て開會の第二部研究報告會に出席した。該報告會は主として我が國に於ける人口問題に關する研究報告なるを以て特に之を選び傍聴した次第である。其の研究報告は左の通り。

- | | | |
|-----------------|--------|--------|
| 農村調査に就いて | 銚子市公正會 | 鶴澤忠氏 |
| 國勢調査より見たる農民層の分化 | 法政大學 | 喜多野清一氏 |
| 東京市の死亡率に就いて | 東京市役所 | 豊浦淺吉氏 |

階級別出生率に就いて

我が國の都鄙別人口増加率について

- | | |
|--------|-------|
| 東京帝國大學 | 古山利雄氏 |
| 林惠海氏 | |

右の外左の報告ある筈なりしも都合に依り出席せられざりき。

社會調査に關する一考察

- | | |
|------|-------|
| 駒澤大學 | 古坂明詮氏 |
|------|-------|

○人口問題研究會の懸賞論文

「我國人口問題の解決方針」と云ふ論題にて懸賞論文募集なることは前號に詳報せるところなるが四月二十八日發表せり、その結果一等と認むべきものなく二等三名、三等四名の入選者を見た

二 等 (賞金二百圓)

- | | |
|-----------------------|------------|
| 東京市世田谷區松原町四ノ一四〇 | 井上謙二君 |
| 東京市淀橋區戸塚町一ノ五二〇(信愛學舎内) | 早大教授 西野入徳君 |
| 廣島市蟹屋町四五五 | 建林正喜君 |

三 等 (賞金百圓)

- | | |
|------------------|--------|
| 神奈川縣小田原町在入谷津 | 伊豆川淺吉君 |
| 東京市世田谷區玉川奥澤三ノ八七二 | 菊田貞雄君 |
| 東京市中野區本町通五ノ三〇 | 高本二三男君 |
| 東京市淺草區南元町三八 | 山田正行君 |

○人口問題講演會 第二回人口問題研究會講演會は六月二十一日午後六時より大阪市中ノ島中央公會堂に於て開

催、大阪市長法學博士關一氏の挨拶に次ぎ本研究所柳澤總裁は人口問題研究會會長として挨拶を兼ねて一場の講演(本號卷頭參照)を試みられ次いで「米穀問題と人口問題」農學博士那須皓氏、「生活標準と人口問題」文學博士高田保馬氏、「維新前の人口問題」經濟學博士本庄榮次郎氏等の講演ありたり。

○人口動態統計 本年六月十九日内閣統計局の發表によれば昭和八年中の出生は二、二二一、二二五人にして前年に

比較すれば六一、六一八人を減少し、尙人口千に對する割合は三一・五五にして前年より一・三七の低下を示し、死亡は一、一九三、九一六人にして前年に比し一九、〇四一人を増加し、然かして人口千に對する割合は一七・七六にして前年に比し〇・〇四の上昇を示してゐる。以上の結果自然増加は九二七、二〇九人にしてこれを前年に比し八〇、六五九人を減じ人口千に對する割合は一三・七九にして前年に比し一・四一の低下を示してゐる。

○家計調査 米穀統制法運用の基準資料及び社會施設參考資料蒐集の爲め調査期間を滿一ヶ年として東京・札幌・

仙臺・金澤・名古屋・大阪・廣島・徳島・八幡・長崎の十都市、二千世帯の給料生活者及び労働者を選定し施行中の同調査は本年八月末日を以てその第三回を終了するにつき引續き九月一日より第四回を行ふことゝなれり。

○國民所得調査 國民所得調査に關しては本研究所季報昭和八年五月刊行第三十四號及び同年九月刊行第三十五號

に報道せしが本年五月二十五日内閣統計局より昭和五年内地國民所得額の調査の結果を發表せられたり。それによると總額は一〇、六三五、七八五、〇〇〇圓にして大正十四年の國民所得額に比較すれば二、七四六、五三八、〇〇〇圓を減少し二割を減じ尙これを同年國富總額に比較すれば九九、五五二、二一九、〇〇〇圓低く九分七厘に當る。

一世帯當りの所得額は八三七圓、人口一人當り一六五圓にして、内一〇、二七五、六九七、〇〇〇圓即ち總額の九割七分は私人所得にして残りの三六〇、〇八八、〇〇〇圓(總額の三分)は官公營事業所得なり。次に之を産業別に見れば左の通り。

農 業	一、八八三、一九五、〇〇〇圓 (總額の一割八分)
水 産 業	一八九、五四八、〇〇〇圓 (二 分)
礦 業	二四九、五三四、〇〇〇圓 (二 分)
工 業	三、四八三、〇一一、〇〇〇圓 (三割三分)
商 業	二、七〇六、〇七九、〇〇〇圓 (二割五分)
交 通 業	八四一、三一六、〇〇〇圓 (八 分)
公務自由業及家事	一、三四六、七〇二、〇〇〇圓 (一割二分)

尙國際投資及び事業利得差額はマイナス六三、六〇〇、〇〇〇圓なり。

○國際統計協會會議 第二十二回國際統計協會會議は本年四月十六日より同二十日迄ロンドンに開催せられ本邦

政府代表として内閣統計局書記官高田太一並に駐英大使館一等書記官鹽崎觀三の兩氏參列せり。

因に、既報の如く本年は國際統計協會創立五十年に當り同時に英國欽定統計學會創立百年記念總會舉行につき本研究所總裁柳澤伯爵は協會並に欽定統計學會の兩つながら本邦唯一人の名譽會員たる關係上當然會議に出席せらるべかりし處今春議會に貴族院豫算委員長を引受けられし爲め總裁の渡英は不可能に了りたる次第なり。

○國立公園委員會委員 柳澤總裁は七月三日附を以て國立公園委員會委員を被仰付れたり。

昭和九年八月五日印刷
昭和九年八月十日發行

【非賣品】

東京市芝區田町八丁目一番地
發行兼編輯者 阪本 敦

東京市芝區田町八丁目一番地
發行所 柳澤統計研究所

電話 三田(4)〇五一四番
振替口座東京三七三〇五番

東京市麴町區有樂町一丁目三番地
印刷所 株式會社 一色活版所

柳澤統計研究所季報第三十七號

附 錄 一

(左に掲ぐるは第六十五回帝國議會貴族院議事速記録第二十六號所載當研究所總裁柳澤伯爵が本年三月十四日貴族院本會議に於て演述せられたる豫算委員長報告の全般なり前年の例に倣ひ茲に摘録して附録となす)

貴族院に於ける柳澤豫算委員長報告

—昭和九年三月十四日(水曜日)午前十時二十三分開議、議長日程第一及第二の上程を議場に諮り意義なきを認めたる後直ちに—

○議長(公曾近衛文麿君) 日程第一、昭和九年度歳入歳出總豫算案並昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算案、日程第二、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、會議、委員長報告、柳澤委員長ノ登壇ヲ望ミマス。

[伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル]

○伯爵柳澤保惠君 是ヨリ豫算委員會ニ於キマスル審議ノ次第ヲ申上ゲマスルガ、御承知ノ通り四百頁ニ近イ速記録デゴザイマシテ、之ヲ壓縮イタシマシテ簡單ニ申上ゲマシテモ相當時間ガ掛リマス、成ルベク短イ時間ニ於テ濟マセマスヤウニ致シマス、ドウゾ暫時御清聽ヲ願ヒマス、昭和九年度ノ豫算ノ編成ハ主トシテ總理大臣ノ施政ノ演說ニ基イテ居リマシテ、大藏大臣ハ數字ヲ以テ此説明ヲ致サレマシタ、併シ相變ラズ今年モ一般會計ノ御説明ノミデアリマ

シテ、特別會計ニ及ンデ居リマセヌ、特別會計ハ各省皆持つテ居リマシテ、其數ガ三十四ゴザイマス、大藏省ト拓務省ガ一番多イノデアリマス、私ハ兩者ノ會計、歳入歳出豫算ヲ合セルノガ財政學上正當ト信ジテ居リマスカラ、先ヅ初メニ之ヲ申上ゲマス、大藏省ノ發表ヲ見マスルト、昭和九年度ノ純計豫算額ハ、歳入ガ六十七億三千六百八十九萬五千圓、歳出ガ六十六億一千三百五十八萬七千圓、是ガ所謂豫算ノ總額デアリマス、一般特別兩會計ノ豫算合計額並ニ兩會計ノ重複ノ分ノ控除額ヲ見マスレバ、歳入ニ於キマシテ、一般會計ガ二十一億一千二百十三萬三千圓、特別會計ガ七十二億二千九百九十九萬五千圓、合セマスト九十三億四千二百十二萬九千圓、控除額ハ二十六億五百二十三萬三千圓デゴザイマス、歳出ニ於キマシテハ、一般會計ガ二十一億一千二百十三萬三千圓、特別會計ガ六十八億四千二百五十二萬一千圓、合セマシテ八十九億五千四百六十五萬四千圓、之ニ對スル控除額ガ二十三億四千六百六十七萬七千圓デゴザイマス、尙ホ此純計豫算額ヲ、昭和八年度ノ歳入四十九億一千二百餘萬圓、歳出四十七億七千九百餘萬圓ニ比較スレバ、歳入ガ十八億二千四百餘萬圓、歳出ガ十八億三千四百餘萬圓ノ、ソレト激増ヲ告ゲテ居リマスルガ、是ハ米穀統制法實施ノ結果、米穀證券發行ガ増シマシテ、而モ米穀證券ハ短期ノモノデ年度内ニ數回ノ發行ガゴザイマシタ、ソレガ爲ニ國債整理基金ノ特別會計豫算額ヲ増加セシメタコトガ主因デゴザイマシテ、歳計ノ實質ノ膨脹ガ全部デハナイノデアリマス、是ハ申上ゲマシタ如クニ、大藏省ノ發表通りデゴザイマス、斯ノ如ク偉大ナル豫算デアアルノデアリマス、豫算委員會ハ十六回開キマシタガ、其中速記ヲ止メタリ、祕密會ヲ開イタコトモゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ、首相ノ施政方針ノ御演說中ニアリマスル各種ノ重モナル事項ニ付キマシテ、豫算ト對照シテ質問應答ガゴザイマシタ、總理大臣ノ施政方針中ニハ、御承知ノ如ク滿洲事件費及行賞費、國際情勢ノ現狀ヨリ國防ノ必要上

ノ軍事費、時局匡救費及爲替變動ニ基ク經費ハ、昭和八年度ニ續キマシテ必要避クベカラザルモノトシテ計上セルコトヲ述ベラレマシタ、是等モ出來ルダケ金額ノ減少ニ努メラレマシテ、其他ノ經費ハ所謂義務費ヲ除クノ外ハ殆ド計上セラレナイデゴザイマス、是等ニ付キマシテ大藏大臣亦詳細ナル御説明ガゴザイマシタ、唯收入ニ於キマシテ、昨今經濟界ノ幾分カノ回復ニ伴ヒマシテ、一億三千餘萬圓ノ增收ヲ見込マレマシタガ、今日ハ尙ホ民力休養ノ時期デ、増税ノ時期ニ達セズト考ヘラレマスル信念カラ、歳出ニ對スル歳入不足ハ八年度同様、公債ヲ以テ向ケルコトニナツタノデゴザイマス、其財源タルベキ公債ハ一般、特別合シマシテ八億八千餘萬圓デゴザイマシテ、此外、交付公債、私設鐵道買収及補償公債ナドヲ加ヘマスルト、總計ガ九億六千七百餘萬圓トナルノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ、當然是等ノ項目ニ關係アル質問ガ出マシタノデアリマスルガ、先ヅ初メニ殊ニ御報告ヲ申上ゲタイコトガゴザイマス、ソレハ斯カル顯著ナル國防費ノ大増加ガ出テ居リマスニ拘ラズ、何等目立チタル質問ガ出ナカツタコトデゴザイマス、是ハ恐ラクハ委員ノ方々ニ於カレマシテ、近キ將來ヲ達觀セラレマシテ、避クベカラザル支出ト認メラレタル意思ノ合致ノ結果デハナイカト心得マス、而シテ却ツテ將來ニ於キマスル増額請求トモ看做スベキ質問ガ盛ニ出マシタノデゴザイマス、ソレハ燃料國策及空國防ニ關スルコトデゴザイマシテ、論者ハ當局ノ認識不足ヲ嚴クシ訴ヘラレマシタ、燃料問題ニ關シマシテハ、當院ニ於テ久シキ以前ヨリ常ニ當局ノ注意ヲ促シマシテ、既ニ五回マデ種々ノ形ニ於テ希望決議ヲ出シテ居リマス、今回モ軍事當局者、商工當局者、殊ニ首相ニ對シ、近キ將來ノ危機ヲ最モ憂ヘラレマシテ、軍事上ノミナラズ、又産業上ノ發展ニモ其解決ヲ要望セラレマシテ、燃料問題ノ首尾一貫セル根本政策ノ樹立ヲ力説セラレマシタ上ニ、政府ノ認識不足ト認メラレマス點ニ付テ十分御注意ガアツタノデゴザイマスガ、

此問題ニ付テノ御返事ハ果シテ質問者ノ満足ヲ買フニ至リマシタカ否ヤ、政府ニ於キマシテハ一向具體的ノ答辯ヲ與ヘラレテ居リマセヌガ、如何ニモ確信アルラシキ答辯ヲ與ヘテ居ラレマス、又財務當局ニ於キマシテハ、油田調査トカ、地質検査トカ、試掘費ト云フヤウナ、餘リ當テニナラナイ仕事ニ對シテ今日ノ場合無理ナ金ヲ使フヨリモ、寧ロ近キ將來ニ對シテハ油ヲドシク買溜メル方ガ御氣ニ入ツテ居ルヤウニモ見エマシタ、ソレ故ニ國際間ノ情勢ニ付テ見透シガ付キマス以上ハ、サウ云フコトニ一層ノ御努力ガ向クコトト思ハレマス、故ニ此場合一千萬圓モ追加豫算ヲ出シテ、内地油田ノ調査ヲスルトカ、試掘ヲスルトカ云フコトニハ一向御賛成ガナイノデアリマシテ、只今ノ所デハ唯樺太ノ油ノ開發ノ繼續位ガ關ノ山デアルノデアリマス、而シテ試掘トカ油田調査ノ如キ事柄ハ、是ハ民間ノ大會社ノスル事ダト申サレマシタ、トハ申セ、油買入ニ關シマスル財務當局ノ御決心ハ、軍國多事ナラムトスル際力強ク感ゼラレマシタ、又代用燃料、石炭乾溜等モ、之ヲ以テ油ノ不足ヲ補フ計畫ハ、益々當局ニ於テハ盛ニヤル御考ノヤウデアリマスノミナラズ、又一定量ノ油ヲ民間ニ保有セシムル御考モ實行サレルサウデゴザイマス、又最近御承知ノ如ク、獨逸ニ於キマスル「コールマン」博士ノ發明ノ事ナドモ御注意ヲ引イテ居ラルルヤウニ伺ヒマシタ、尙ホ總理大臣ノ有事ノ際ニ於キマスル燃料問題ノ解決ニ關シテノ御聲明ハ、我々ヲシテ心強ク感ゼシメタノデアリマス、空中國防ニ對シマシテハ、軍部及民間ノ實情ヨリ、急速ノ發展ノ必要ヲ論ゼラレマシテ、尙ホ隣國ノ狀況、航空路ノ新設等ノ事實ヲ述ベラレマシテ、我國モ強國ノ一トシテ耻カシカラヌ空軍ノ完備ト用意ヲ切ニ勸誘セラレ、熱心ナル主張ヲ述ベラレタノデアリマスガ、當局ノ御答ハ、是亦現在ノ所、安心セヨト言ハヌバカリノ御返事デアリマシタ、併ナガラ民間航空事業ノ餘リ振ハナイ現状ニ付キマシテハ、當局者ノ希望モ述ベラレ、十分激勵ノ御覺悟ガアルヤウニ伺ハレマ

シタ、シテ見レバ是亦經費ヲ増シテ、ウント空中國防ノ充實ヲ計リ、政府ノ仕事ト聯絡ヲ取りマシテ、民間航空事業ヲモ盛ニスルト云フ御覺悟ハ、伺ハレルノデゴザイマスケレドモ、將來航空機ヲ充實イタシマシテ、又其人ヲ十分ニ得タト致シマシテモ、肝心ナモノハ油デアリマス、油ガ先決問題ト思ハレマスルカラ、此邊ヲ深く憂慮セラレマシテ、政府ニ向ツテ度々、色々ノ場合ニ深甚ナ注意ヲ今回モ與ヘラレタノデゴザイマシタ、次ニチョット馬ノ事ヲ申上ゲマス、交通機關ノ發達ニ伴ヒマシテ、馬ノ使用ガ兎角愈リ勝ノヤウニ見エマスガ、馬ハ決シテ無用ナ物デハナイノデアリマシテ、此數ノ減少スルコトハ甚ダ憂フベキ事態デゴザイマス、非常時ニハ内地ノモ外地ノモ使用セネバナリマセヌガ、現在ノ馬匹調ニ依リマス、先ヅ御役ニ立ツゲケノ數ハ有ルサウデアリマス、去リナガラ我國ニ於キマスル所ノ今日ノ家畜調査ハ、専門家ノ眼カラ見マシテ、完全ナル調査トハ思ハレマセヌカラ、一層ノ注意ヲ拂ハレタイモノデゴザイマス、尙ホ馬ノ獎勵ノ必要上、農林省ノ所管タル競馬ノ實績ニ鑑ミマシテ、其監督機關ヲ再ビ陸軍ヘ戻ス説ガ出マシタガ、當局トシテハ今日マダ其御證議ハナイヤウデゴザイマス、次ニ財政問題ニ移リマス、昭和八年及九年トモ何レモ赤字公債ヲ以テ收支ノ均衡ヲ得セシメマシタ、將來是ダケニ止マレバ先ヅ宜イト致シマシテモ、軍事費ハ滿洲費ト共ニ相當永續性ヲ有シテ居リマス、從テ赤字公債モ永續性ヲ有スト考ヘラレマス、其上我國ハ十年度以後ニ於キマシテハ、是マデ隱忍ヲシテ居リマシタ色々ノ新事業ニ手ヲ出スコトト思ハレマス、然ラバ無論豫算ハ膨脹スルニ相違アリマセヌ、政府ノ言フガ如ク増稅ヲ萬一ノ場合ニ保留イタシテ、大體赤字公債ニ依ルトスルト、公債百億ニナルト云フコトモ直キニ來ルデアラウ、ソレナラバ其跡始末ハドウスルノカ、一體有事ノ場合ノ費用ヲ租稅デ支辨スルト云フコトガ本末ヲ誤ルモノデハナイカ、寧ロ平素公債ノ發行ヲ成ルベク差控ヘテ、有事ノ日ニ之ヲ爲スガ當然ト思

フ、又大藏大臣ハ公債ヲ無理ニ買ハセヌト言フガ、實際ハ日本銀行ニ無理ニ公債ヲ買ハセルコトニナリハシナイカ、尙ホ財界ガ好轉イタシマスレバ、公債ヲ買フ者モ少クナリマス、値下リモ起スデアラウ、軍需品工業ノ盛ニナルニ付ケマシテ、或方面デハ大層好景氣ノヤウデアリマスガ、一般ノ消費力ハ増加シテ居ラヌ、此時ニ當ツテ餘リ公債ヲ出スコトハ憂慮スベキコトデアルト云フ御論ガ出マシタガ、政府ノ御考ハ大分違ツテ居リマス、政府ノ御主張ハ、一朝有事ノ日ニ公債ヲ募ルト云ツテモ、民力ガ潤レテ居ツテハ駄目デアル、滿洲事件費ノ如キハ其中平年化スレバ豫算ハ減ルデアラウ、赤字公債ノ多ク出ルコトハ望マナイガ、赤字公債ヲ出サナイ手段ハ何處ニアルカ、増税モ考ヘラレルガ、容易ニ行ヒ難イ、又今日如何ニ計畫シテ見テモ初年度ニ一億圓位増税シ得ルガ關ノ山デ、ソレ以上ハ中々ムヅカシイ、且ツ増税ヲ致シマスレバ、餘裕ノナイ人ニモ負擔サセルコトニナリ、思想ヲ益々惡化サセルト云フ心配モゴザイマス、又公債ガ多クナルト値ガ下ルト言ハレルガ、國民ハ公債ホド確實ノモノハ外ニナイト考ヘテ居ル、決シテ利廻リバカリデ公債ヲ買フモノデハナイ、公債ヲ持ツト云フコトハ愛國心ヲ養フ所以デモアル、後代ノ子孫ハヨクアノ荒浪ヲ乗切ツテ呉レタト云ツテ、今我々ノ出ス公債ヲ喜ンデ背負ツテ呉レルデアラウ、今日ノ公債ハ經濟上ヨク働イテ居ル、一國ノ公債ガ出タ爲ニ産業ガ盛ニナリ、失業者ハ減少シ、國民ノ消費力ガ増セバ決シテ心配ハナイ、又國際信用ヲ維持スル上ニ於テモ、眞實ノ收支ノ均衡ハ必要ト云フ論モアルガ、歐洲列國ガ收支ノ均衡ヲ保ツ爲ニ努力シテ居ルノハ移動資本ノ爲メデアツテ、我國ノ場合トハ少シク事情ヲ異ニシテ居ル、收支ノ均衡ヲ保ツ緊要サガ我國ハ外國ヨリ輕イ、公債ガ商工業ニ害ヲ及ボサヌ限リニ於テハ大シタ心配ハナイト答ヘラレマシタ、次ニ外交問題ニ移リマス、外交問題ニ付キマシテハ當局ヨリ發言ヲ求メラレマシテ、日本國「ソヴィエツト」露國交渉ノ件ヲ物語ラレマシタ、

其一ツハ御承知ノ如ク浦鹽ニ於ケル先般ノ競賣入札ノ件デアリマシテ、其際「ルーブル」ノ換算ニ非常ニ違ヒガアル爲ニ、我が保證金が不足イタシ、入札ハ無効ニナリマシタ、即チ彼ハ「ルーブル」ヲ七十五錢ト算シ、我ハ「ルーブル」ヲ三十二錢五厘ト算シマシタ、此方ガ正當ト思ハレマスルケレドモ、兎ニ角此算定ノ相違スル所ヨリ決裂シタモノデゴザイマス、其後彼ハ其非ヲ改メテ來タサウデアリマスカラ、先ヅ順調ニ進ムデアラウト申サレマシタガ、ソレハ先日ノコトデ、昨今ハ如何デアリマスカ、又北滿鐵道：前ノ東清鐵道ノ交渉ノ件モ順調ニ進行スル模様ダト申サレマシタガ、是亦昨今ノ狀況ハ如何デゴザイマセウカ、何レ其中外務大臣ヨリ何等カノ御報告ニ接スルコトト存ジマス、次ニ華府條約「ロンドン」條約改訂ノ件ニ付キマシテハ、今日尙ホ當局ニ於テ御考慮中デアリマス故、態度ハ決ラヌサウデアリマスガ、外交ノ立場トシテハ先ヅ國際間ニ事件ノ起ラヌヤウニ致シクダラヌ競争ナドヲ避ケルヤウニ心掛ケテ居ル、之ニ付テハ在米ノ齋藤大使ヲシテ、種種ノ方面ニ對シ色々話合ヒモサシテ居ル、是ガ大體目鼻ガ付イタ所デ彼ニ歸朝ヲ命ジ、コチラデ色々打合せタ上デ、又米國へ歸ツテ貰ツテ話合ヒナスル積リデ、近キ將來ニ於テ事ノ起ラヌヤウニ、種々工作ニ心掛ケテ居ル、又日米間ノ關係ニ付キマシテ、或ハ比律賓ニ對スル保證ヲスルトカ、太平洋ノ制海權ニ付テ彼我ノ分野ヲ定メルトカ、中立地帶ヲ作ルト云フ紳士協約ノ希望ナドノ御説モ出テ居リマスルガ、斯カル大問題ハナカ／＼容易ナコトデナイ、十分考慮セネバナラヌコトデアル、又斯カル事柄ガ容易ク進行スルナラ結構ダガ、サウモ考ヘラレナイ、併シ是ハ參考ニハナル、當局ノ希望ト致シマシテハ、出來得ル限り彼我ノ協調ノ出來ル方法ニ努力スルト云フ意味ヲ伺ツタノデゴザイマス、次ニ滿洲問題ニ移リマス、滿洲問題ニ付キマシテハ、御承知ノ如ク豫算ニ滿洲事件費ト云フモノガ出テ居リマス、併ナガラ其範圍ハ近來非常ニ擴大イタシマシテ、滿洲事

件ナラザル滿洲事件費ガ現ハレテ居リマス、其初メハ字ノ通りデゴザイマシタラウガ、内容ガ方々ニ飛火イタシマシテ、將來滿洲事件費ノ名目ハ改メネバナラヌコトト考ヘテ居ルノデアリマス、海軍ノ方面ニ於キマシテハ此點ニ付テ、既ニ御考ガアリマシテ、滿洲事件費ト其他ヲ區別シテ計上サレタコトモアリマスサウデスガ、他ノ省デ之ヲ區別イタサヌ爲メト、其他ノ事情カラ今日マデ何レモ斯ウナツテ居ルノデアリマス、元ハ滿洲事件ニ關聯シテ計上シタモノデアリマセウガ、其儘何時マデモ是ガ繼續シテ計上サレルコトニナリマスレバ、滿洲事件費ノ切り目ハ無クナルノデアリマシテ、名實相伴ハザル豫算ヲ作ルヤウニナリマセウ、是ハ將來各省トモ注意シ、何トカ區別シテ貫ヒタイト云フ議論ガ分科會ニ出タノデアリマスガ、將來ハ此名目ニ付テ注意イタシ、内容ヲ區別シテ豫算ニ現ハシテ貫ヒタイト云フ御希望ニ對シマシテハ、海軍當局ハ諒承サレタヤウニ見受ケラレマシタカラ、多分他ノ省ニモ御傳言ニナツテ、來年カラ正シク切り目ヲ付ケラレルコトト存ジマス、其滿洲事件費中ノ注意スベキコトハ、第一ニ滿洲ニ我ガ特務部ト云フモノガアリマシテ、軍ノ下ニ滿洲デ働イテ居リマス、ナカ／＼大規模ノ仕掛デアリマスガ、論者ノ說ニ依リマスト、其組織ガ不適當デアリ、其費目ハ隱レテ居ル、御承知ノ如ク軍ノ特務機關ノ活動ハ我々ハ感謝ニ餘リアルガ、特務部ノ存在ニ付テハ大イニ疑問ガアルト云フコトデ、大分嚴シキ御質問ガ出タノデアリマス、ソレデ組織ノ變更ノコトヤ其改革論ガ出テ、當局ニ注意ヲ促サレマシタ、又三位一體論モ出マシタ、此變則的ナ形ハ何時マデ續クモノカ、又政府ニ對滿關係ヲ統轄セル統一機關ガ無イ爲ニ、對滿政策ガ不統一ナリ、隨分迷惑ヲ蒙ルコトガアル、又關東長官ハ新京ニ主トシテ滞在シテ、局長モ亦旅順留守勝ノ爲ニ、ナカ／＼行政上ノ支障ヲ來タスコト等、色々事情ヲ申サレマシテ、三位一體ノ現狀ニ對シテハ從來アツタ事務總長ノ如キ官制復活論、或ハ又警察機關ノ統一ノコトナドモ出

マシタ、之ニ對シマシテハ、三位一體ハ過渡期ノ制度デ、是ハ永續性ノモノデハナイ、警察制度ノ現在ノ狀態ハ當分此儘トスルガ、統制ニ付テハ注意スル、又特務部ニ付テモ考慮スル御意思デアルヤウニ伺ハレマシタ、尙ホ軍政撤廢ノ時期、移民問題、軍人ノ待遇方法ニ付テ質疑應答ガ重ネラレマシタ、次ニ滿鐵ニ對シテ一言申上ゲマス、滿鐵ニ關シテ質問ガ出マシタガ、極メテ大要ニ止メマス、滿鐵改組案ノコトガ往々世上ニ傳ツテ居ルガ、未ダ何モ發表スル程度ニ至ツテ居ラナイ、或ハ小サイ改革ノ如キハ、或ハ之ヲ勅令ニ依ルコトモアルガ、重大ナル問題ニ付テハ議會ノ協賛ヲ得ルコトヲ必要ト思フ、又滿鐵ノ性質ニ付キマシテハ、曾テ豫算委員會ニ於テモ御質問ガゴザイマシタガ、此會社ハドウ云フモノデアルカ、此會社ハ國策遂行ノ使命ヲ有スル特殊會社デ、必要ノ場合ニハ内外ノ資金モ吸收シ、滿洲ノ開發ニ資スルコトモ無論ヤル、又滿鐵ニ對シテ最高審議機關ヲ作ルベシトノ御論モアリマシタガ、是ハ參考トシテ聽イテ置ク、又滿鐵附屬地ニ關シテハ、其措置ニ付テ世上色々議論ガアルヤウダガ、右土地ハ返還ノ意思ナキコトヲ茲ニ表明スルト云フコトデアリマシタ、又今回管理官ヲ置クコトニナツテ居ルガ、斯ノ如クシテ關東廳トノ聯絡、滿鐵トノ聯絡ニ付テ一層親密ニヤル積リデアアル、長官、局長等ガ新京ニ滞在イタサレテ、旅順ニ不在ノ時期ガ多クテモ、事務ニ滯滞ナキヤウニ努メル積リデアアル、又軍部ノ監督ノ滿鐵ノ上ニ行ハレマスノハ、之ニ付テ論ガアルヤウダガ、是ハ滿鐵ノ重大使命ニ鑑ミテ、軍部ノ監督ハ必要デアルト申サレマシタ、次ニ思想及教育問題ニ移リマス、思想問題ニ關スル質問ハ、從來モ屢々委員會又ハ分科會デ出マシタガ、今回モ亦此質問ニ接シマシタ、總理大臣モ施政方針ニ於テ先般述べラレマシタ如ク、國民思想ノ動搖ニ關シテハ最も憂ヘテ居ルト申サレマシテ、尙ホ前議會ニ於キマスル思想對策ニ關スル決議ヲ尊重セラレマシテ、協議委員ヲ内閣内ニ設ケ審議ノ結果、日本精神ノ普及徹底ヲ計ラレ、諸

種ノ方面ニ於ケル措置取締ニ關スル成案ヲ得ラレマシテ、其實行ニ努メラレルトノコトデゴザイマシタ、ソコデ其日本精神トハ何ダ、又豫算ノ何レニ政府ノ施設ガ現ハレテ居ルノカ、又思想ノ動搖ヲ見ル現社會ニ於キマシテハ正シキ道ヲ以テ進マネバナラヌガ、首相ノ所謂正シキ政治ト云フノハドウ云フコトダ、又ハ選舉ノ公正ヲ計ラムトシテ居ルヤウダガ、果シテ法律ノ改正ノミデ目的ヲ達スルト思フカ、又師範教育ノ改善ヲ企テテ居ルヤウダガ、果シテ斯ノ如クシテ思想ノ堅實ナル良教員ヲ得ルコトガ出來ルカドウカ、又初等及實業教育ヲ徹底的ニ充實サセル考ガアルヤウダガ、ソレニハ義務教育年限延長、實業補習教育ヲ義務的ニ徹底サセル必要ガアル、又小學校ノ教育ニ勤勞教育ガ缺ケテ居ル、此方面ヲ充實シナケレバナラナイ、又教育制度ノ綱領ハ十五年前ニ臨時教育會議ニ於テ既ニ定ツテ居ルノデアル、但シ年月モ今日マデ大分經ツテ居ルノデアルカラ、多少ノ増補訂正ハ必要デアルガ、此動カザル制度ノ精神ニ付テ實踐ヲ擧ゲネバナラヌノデアル、思想問題ニ連關シマシテ色々ナ教育上ノ質問モ出マシタ、尙ホ我國ハ今ヤ法律制度ハ形式的ニ完備シテ居ルヤウデアルガ、人物、人格ノ養成ノ方面ニハ缺陷ガアル、法律ノ應用ガ實質的ニ普及シテ居ラナイ、其證據ニハ五・一五事件ニ於テ、被告ニ對スル判決ガ所管官衙ニ依ツテ、ソレノ違ツテ居ルデハナイカ、斯ノ如キ結果ヲ見ルノハ日本精神ガ普ク徹底シテ人ノ頭ニ入ツテ居ラヌカラデアル、抑々我が國體ノ根據ハ五大事項ニ基イテ居ル、一ツハ天照大御神ノ御命、二ハ皇室ノ御生レ、即チ御血統、三ハ天壤無窮、四ハ天皇ノ御位、五ハ天皇ノ御德、此五ツノモノデアル、是ハ事實デアツテ概念デモナケレバ範疇デモナイ、故ニ國史ヲ以テ日本精神ヲ養成セムトスルニハ、此根本義ヲ注ギ入レテ行カナケレバナラヌノデアル、斯ウ云フ御主張ガアリマシタガ、是等ノ御質疑ニ對シテ政府ハ、先ヅ日本精神ノ意味、正シキ政治ノ説明ヲナサレマシテ、文部、内務、農林各省ニ於キマス

ル政府ノ提案ヲ示サレマシタ、而シテ以上ノ種々ノ質問ニ對シテソレノ政府ノ所信ヲ示シテ答ヘラレマシタガ、質問ノ趣旨ハ大體ニ於テ首肯セラレタヤウニ見受ケマシタ、中ニハ直ニ實行不能ノコトモゴザイマスルガ、政府ノ施設モ先ヅ其方面ニ向ツテハ背馳スルモノデナク、趣旨ニ於テ左マデノ行違ガナイヤウデアルカラ、具體的方面ニ於テ所見ヲ異ニスルコトガアリマシテモ、抽象的論議トシテハ左シタル衝突ガナイモノト考ヘラレマスノデ、何レモ政府ニ於キマシテハ大イニ參考トナツタコトト思ヒマス、尙ホ思想問題ニ關係深キ事項ト致シマシテ、左傾及右傾思想ノ鎮壓策デゴザイマス、左傾ニ對シマシテハ近來政府ノ方策ガ有效ニ働イテ居リマスガ右傾、殊ニ極右傾思想ニ對シテノ取締ニ付テハ何トナク遠慮勝デ、世論其手緩キヲ感ジテ居リマスノデ、當局者ニ對シテ其實狀ヲ話サレ、忠言的ノ希望ヲ述べラレ、殊ニ暴力ヲモ是認セムトスルガ如キ一部ノ風潮ニ對シマシテハ、其十分ナル取締ニ遺憾ナキヤウ注意セラレマシタ、此忠言ハ軍部ニ對シ、殊ニ種々ノ事實ヲ引用サレマシテ、青年將校ノ執ルベキ道ヲ暗示サレタノミナラズ、軍ノ紀律ノ精神ヲ十分ニ了解イタサナイデ、輕舉妄動ニ出デムトスル者ナキニシモアラザルヲ、言葉ヲ盡シテ戒メラレマシタ、軍部モ其誠意ノアル所ヲ認識セラレマシテ、陸海軍トモ其注意ヲ感謝シマシテ、十分努力スルヤウニ申サレマシタ、尙ホ農村ニ於ケル教育方針ノ質問ニ對シマシテハ、當局ハ今年ハ實業補習教育、青年訓練費五十萬圓、及ビ男女青年團ノ費用二萬五千圓ヲ計上サレマシタガ、此少額ヲ以テハ決シテ満足ハシテ居ラナイ、將來ハ大衆教育費ヲモット多クスルヤウニ努力スル、但シ實業補習ト青年訓練ノ合併ハ、一度企テラレタガ計畫ニ缺陷ガアルカラ、是ハ再考スルコトニシタト舊文相ハ申サレマシタ、此外長野縣下ノ教員ノ赤化事件、有名ナル京大事件、長崎大學事件、東京市ニ於ケル教員腐敗事件ノ如キ、思想問題ニ關係アル事實談ニ付キマシテ、徹底的ノ取締及防止策ニ

付テ質問應答ガゴザイマシタガ、之ニ付テハ當局ハ：今ハ變リマシタガ、衷心閉口ノ御様子ニ見受ケマシタ、次ニ時局匡救問題ニ移リマスガ、時局匡救問題ニ關シマシテハ、主トシテ農村、山村、漁村ニ於ケル庶民救済ト、都市中小商工業者救済トニ分レマスガ、之ニ對シマシテ、軍事費ニ於キマシテ時局匡救ニ資スル經費ト認ムベキ額ハ、海陸合セマシテ二億七千二百餘萬圓ニ達シテ居リマス、尙ホ中央、地方、外地ニ於ケル時局匡救費ハ二億五百餘萬圓デ、總計四億八千萬圓近クデアリマス、是等ニ付キ色々質問ガ出マシタ、昨年モ本委員會ニ於テ論ゼラレマシタガ、地方行政ハ民心ノ興廢、國力ノ消長ニ密接ノ關係ガアル、而シテ現時地方行政上最モ注意スベキハ、第一ハ、餘リ中央集權的畫一主義ニ傾キ過ギルコトデアアル、第二ハ、地方行政上ニ政黨ノ力ガ侵入シテ居ルコトデアアル、之ガ爲ニ農民ハ自力更生ガ出來ナクナリ、地方ハ無力ノ状態トナツタ、是ハ寧ロ地方ノ行政自體ノ機構ガ悪イカラデアアル、此地方行政機構ノ悪イヲ改革セムトスルニハ、幸ヒ現内閣ノ如キ政黨内閣ナラザル内閣ノ果斷ニ俟タネバナラナイ、此改革アツテ初メテ地方官ハ地方問題ヲ安心シテ取扱フコトガ出來ルト思フ、尙ホ農村問題ニ對シマシテハ、固ヨリ應急對策モ必要デアアルガ、根本對策ハ一層重要デアアル、ソレニハ先ヅ大都市ノ集中ヲ抑制シ、地方ニ小都市ヲ作ルガ宜イ、又ハ市町村廢合テスルモ宜シイ、斯様ニ段々ト運ンデ行ケバ、追々能率ガ上ツテ負擔ハ輕減スルダラウト云フ趣意ノ御質問ガ出マシタ、政府ハ此點ニ付テ相當考ヘタコトモアルガ、地方ニ於ケル弊害ノ原因ガ那邊ニアルカヲ早急ニ決スルコトハ甚ダ困難デアアル、從テ如何ナル方法デ刷新スルカ甚ダムヅカシイガ、差當リ地方官ノ身分保障ヲシテ、牧民官タル地方長官ヲシテ、政黨内閣ノ代ル度ニ動クコトノナイヤウニシタノモ此爲デアアル、尙ホ十分是等ノ檢討ヲスル積リデアアル、大都市集中ノ抑制、地方小都會ノ發達ニ關シテハ、御説ハ御尤モノヤウニ思フガ、尙ホ是ハ十分考

慮シテ見ヤウト云フ風ニ伺ヒマシタガ、大體昨年ノ當局者ノ御言葉ト餘リ變リハナク、大シタ御名案モ出マセヌデシタ、又軍事豫算ノ中ニハ前ニ申上ゲタ如クニ、時局匡救費ト看做スベキ事業費、勞力費ガナカク、澤山アルガ、此中ドレダケガ農村ニ效果ヲ與ヘルカ、副業獎勵ハ從來何レモ效能ガ薄カツタヤウニ思フ、農村工業ヲ興サネバ副業ノ眞ノ效果ハ起ラヌト思フ、尙ホ現在農家ノ自給自足主義ハ全ク破壊サレテ居ル、自給肥料ハ自給自足ノ爲メ重大關係アル故考慮ヲ拂ハネバナラヌ、次ニ耕地面積ノ増加ニ付テハ、耕地改良ノ問題トシテ注意セネバナラヌ等、色々御注意ノ御言葉ニ對シテハ、軍需工業ガ農村ニ及ブコトハ現在ハ少イト思フガ、軍需工業ニ要スル勞力ハ成ルベク農村ヨリ取ルヤウニシテ居ル、農村工業ニ付テモ相當考慮シテ居ル、又自給肥料ニ付テハ十分努力シテ居ル、又農村ノ金融ハ近頃ヨクナツタト聞イテ居ル、農村自身ガ其信用デ金融ノ便ヲ得ル道ヲ講ゼネバナラヌ、是ガ本來デアルト、農村ガ先ヅ自力更生ノ爲メ大イニ奮起スベキ必要ヲ説カレマシテ、白耳義ニ於ケル村落ノコトヤ、米國ノ田舎ノ例ヲ諄々ト話サレマシテ、我が農村モ之ニ倣ヘト云ハヌバカリノ御答辯振リデゴザイマシタ、尙ホ朝鮮及臺灣ニ米穀需給特別會計ノ設置ニ關シ、又外地米ノ問題ニ關シ、生産費ノ計算、又蠶絲對策等ニ關シテ御質問ガゴザイマシタガ、是等ノコトハ他日本院ニ出ルコトト思ヒマスカラ其説明ヲ略シマス、尙ホ農村土木事業ノ將來ニ付テ質問ガ出マシタガ、是ハ左程心配セヌデモ宜イヤウナ御返事ガアリマシタ、次ニ中小商工業者問題ニ關シテ一言イタシマス、現今ノ中小商工業者ハ大資本ノ壓迫ヲ受ケテ居ル、殊ニ大都會ニ於テ頗ル不振ノ状態ニアル、大都市ノ百貨店ハ消費者ニトツテハ便利デアアルガ、中小商工業者保護ノ爲ニハ大イニ考慮スベキモノデアルト思フ、其上、中小商工業者ヲ壓スル公私ノ小賣市場ノ増加ニ對シテハ、是等ヲ抑制スル方策ヲ必要ト思フガ、當局ハ一向願ミナイヤウデアアルガ、ドウデアアルカ、之

ニ對シマシテハ新商工大臣ハ答ヘラレマシテ、中小商工業者救済ノ方策ハ兩面カラ考フベキコトデアル、先ヅ壓迫ノ原因ヲ弱メル方面ヨリ考ヘルコトト、中小商工業者ソレ自體ノ力ヲ強メル方面ヨリ考ヘルコトトニツアル、其自體ノ力ヲ強メルコトニ努力ヲ注グ必要ガアラウト思フ、而シテソレハ申ス迄モナク團結ノ力ニ依ルヲ一番宜イト思フ、政府ハ委員會ヲ設ケテ研究ノ結果、百貨店商業組合ヲ作り、百貨店ノ自制的統制ヲ行ツテ居ル、又小賣市場ノ數ヲ直接政府ガ或計畫ニ基イテ制限スルコトハ困難デアルガ、警察其他ノ力ニ依リ制限ヲ加ヘル必要ガアラウ、斯ノ如キ手段ヲ考ヘテ居ルガ、其他尙ホ色々ノ對策ニ付テモ考慮セネバナラヌト思フト申サレマシタ、次ニ製鐵合同問題ニ移リマス、之ニ對シマシテ色々ノ質問ガ出マシタガ其要點ヲ申シマス、先ヅ製鐵合同ノ經緯ニ付テハ色々不可解ノコトガアル、或ハ近頃政黨ノ力ガ衰ヘテ、議會内外ニ於ケル政治上ノ批判力ガ無クナツタニ乗ジテ、一部ノ政商ガ「ボロ」會社ノ救済ヲスル爲ニ製鐵合同ヲヤツタノデハナイカ、或ハ製鐵所ノ經營ガ順調ニナツタノヲ見テ、一部ノ財界ノ野心人ガ乘取リテ企テタノデハナイカ、或ハ商工省ノ役人ガ退職後ノ行キ場所トシテ、日本製鐵株式會社ヲ作ツタノデハナイカト云フヤウナ噂サヘアル、此問題ニ付テハ既ニ先日、本會議ニ於テ當局カラ縷々説明ハサレタガ、質問者ノ疑義ヲ十分ニ氷解スルニ至ラナカツタト申サレマシテ、三ツノ項目ヲ擧ゲラレマシタガ、第一ガ鐵ノ生産費ニ關スル問題、第二ガ出資財團ノ評價ニ關スル問題、第三ガ製鐵會社ノ經營者ノ組織、機構ニ關スル問題ヲ擧ゲラレマシタ、元來日本製鐵會社ノ法律案ニハ幾多ノ疑義ガアツタニ拘ラズ、是ガ昨年ノ貴族院ヲ通過シタノハ、全ク日本ノ工業ノ基礎デアル所ノ鐵及鋼材ノ價格ヲ低廉ニシ、且ツ其供給ヲ豊富ニシタイト云フ所カラ出タモノデアツテ、既ニ政府ハ前議會ニ於テ生産費低減ニ關シ、數字ヲ示シテ之ヲ明言シテ居ル、然ルニ合同斷行ニ當リ、評價基準ニ大ナル變化ヲ

來タシ、出資ノ評價ハ過大ニナツタ爲メ相當ニ配當ヲセネバナラヌトスルト、生産費ハ豫想通り低下シナクナル、又基準ニ大キイ變化ヲ來タシタニモ拘ラズ、急イデ新會社ヲ作ラネバナラヌ理由ハ何處ニアルカ、此會社ハ五年間ニ作レバ宜イノデアル、サウヒドク、急グ必要ハ少シモナイノデアル、尙ホ政府ガ昨年、是ダケ生産費ノ低下ヲ見ルト云ツタノハ、民間十一會社ノ合同ヲ前提トシテノコトデアルガ、今回ノ合同ハ五社ニ過ギナイ、故ニ合同外ノ會社トノ關係上、生産費ノ低下ハ出來ナクハナイカ、生産費ノ低下ナクバ何ノ故ニ合同ヲヤツタノカ分ラヌ、是ハ全ク政府ニ欺カレタト云フ感ジテ懷クノデアル、又出資ノ評價審査委員デアツタ官吏ノ中カラ、新製鐵會社ノ重役ニナツタモノガ三人アリ、又關係者ノ中カラ社長ヲ出シテ居ル、將來自分ノ行クベキ會社ヲ作ルニ當ツテ、其評價ヲスルト云フコトハ、世間ノ疑惑ヲ惹クモノデ綱紀上面白クナイト思フ、前ノ貴族院デ、特ニ審査委員ハ公正ナルベキ希望決議ガアツタガ、政府ハ其決議ニ副ハナカツタデハナイカ、尙ホ合同ノ結果トシテ鐵ノ關稅ヲ下ゲルカ、下ゲルトスレバ何時頃カ、等々ノ質問ガ出マシタガ、之ニ對シテ當局ハ、評價審査委員會ガ出來テ之ガ公正ニ評價シタ、評價ガ經濟上ノ事情デ前ヨリ變ツタコトガアツタカ知ラヌガ、其間不公正ナコトハナイ、十一社合同ノ自信アリト明言シナガラ五社シカ合同シ得ナカツタコトハ、昨年ト今年ト製鐵界ノ狀況ニ變化ガアツタ爲デ已ムヲ得ナイ、合同會社ガ他會社ノ爲ニ生産費低下ヲ妨ゲラレルコトハ大シテアルマイ、新會社ハ利益ガ大キクテモ社内保留ヲサセテ、餘リ多クノ配當ハサセヌ考ヘデ、大體六分見當ノ配當ヲ續ケ得ルト思フ、評價ニ關係シタ官吏ガ新會社ニ入ツタコトハ、實際ノ場合ニ於テ其人デナクテハナラヌ時ニハドウモ致方ガナイノデハナイカ、ソレハ公益ノ爲メ必要ト信ズルノデアル、關稅ノ保護ナクシテ鐵ノ事業ガ成立チ得ルヤウナレバ、關稅ハ撤廢スベキモノデアルト思フト答ヘラレマシタ、尙ホ二三ノ

質問應答ガアリ、又續イテ一委員ノ一身上ノ辯明並ニ委員外議員ト當局トノ質問應答モゴザイマシタ、其次ニ交通問題ニ移リマス、我國交通機關ノ整備統一ハ刻下ノ重要問題ノ一デアリマス、現在ニ於テ鐵道、軌道、自動車、汽船、飛行機ナドノ交通機關ハ、何等統制ナク行ハレテ居ル、即チ政府内デモ或ハ鐵道省ニ於テ、或ハ遞信省ニ於テ、或ハ内務省ニ於テ認可監督シテ居ルト云フガ如キ有様デ交通ノ統制ガ取レヌノデアル、政府ハ既ニ交通審議會ヲ作ツテ色々審議ヲ凝ラシテ居ルヤウダガ、未ダ十分ノ效果ヲ擧ゲテ居ラナイ、又交通審議會カラハ今日迄ノ所、交通ニ關スル根本問題ハ出テ居ラナイ、次ニ鐵道ノ監督ニ付テハ、監督局ガ鐵道ヲ監督シテハ居ルガ、近頃マデノ鐵道省ハ赤字ガ出ルノデ、之ガ補填ノ爲ニ鐵道省ハ色々考ヘタ末、私設鐵道ト競争ノ結果、監督ト作業ヲ混淆シテ居ル、是ハ甚ダ遺憾デアル、監督行政ヲ鐵道省ヨリ引離シテ公平ナ監督ヲスル考ヘハナイカ、ト云フ質問ニ對シマシテハ、交通機關ノ統一ニ關シテハ追々解決スル積リデアルト申サレマシタ、尙ホ鐵道省内ニ監督局ガアル以上、公正ナ監督ヲスレバ宜イト云フ月並ノ御返事ガアリマシタノデ、公平ナ人ガ公平ナ監督ヲスレバ組織ハドンナモノデモ宜イガ、今日迄ノ實情ハ政黨ノ力ガ働イテ居ツテ、監督局ハ必シモ公平ナ處置ヲシテ居ラナイ、故ニ人ノ公平ヲ待タズ機關其モノヲ公正ニスルガ宜イト難ジ、尙ホ鐵道敷設法ノ廢止、國有鐵道ノ特別會計ノ前途、小運送制度、東京大阪兩大都市附近ニ於ケル鐵道統制ニ付テ質問應答ガアリマシタ、右ノ外水産行政ノ不振ニ關シ當局ノ手緩キ處置ヲ難ジ、將來一層ノ活動希望ノ質問、宗教法ノ制定、「メートル」法實施延期ノ理由、市町村會議員選舉法改正ノ件、是ハ級別選舉ノ復活質問デアリマシタ、ソレカラ府縣ニ支廳設置ノ件、巡查ノ名稱改正ノ件、其他尙ホ各省ニ涉レル色々ナ質問ガ出タト思ヒマスガ、是等ハ省略イタシマス、以上ヲ以チマシテ大體質問應答ノ重モナル分ノ報告ヲ終リマス

次ニ分科ノ報告ニ移リマス、第一分科、是ハ政府提出案三案ノ中歳入及大藏省ノ分デゴザイマス、五回開會セラレマシタ、先ヅ初メ主査ヨリ歳入及歳出ニ關スル數字ノ説明ノ後、更ニ質問數四十五件ニ付キ、一々命題ヲ明カニセラレマシタ、昨年ハ四十件ト記憶シテ居リマス、私ハ其詳細ヲ略シマスガ、其中重モナル若干ノ質問事項ヲ申シマスレバ、歳入見積ノコト、財政ノ均衡ノコト、増税ノコト、軍事費ノ將來、滿洲事件費ノ將來、銀行ニ關スル件、外債返還ノ件、課税問題、國際貸借問題、官吏ノ賞與慰勞金問題、地租委讓ノ問題、預金部ノ運用資金等デアリマス、是等ハ本委員會ニ於キマスル質疑ニ關シマシテ、尙ホ明細ナル質問及新ナル細カキ問ヒデアリマス、質問モ熱心、答辯モ丁寧デアツタサウデアリマスガ、就中資源局ノ重要性ニ鑑ミラレマシタル激勵的御希望ガ出デ、次デ討論ニ移リ外交及軍務ノ點ヨリ、又財務當局ノ努力ニ依リ赤字公債ノ續出防止ヲ希望セラレ、根本的財政計畫ノ樹立ヲ冀フ旨ノ贊成論ガ出マシテ、次ノ希望決議ト共ニ可決ニナリマシタ、此希望決議ハ後ニ豫算委員會ニ於テ委員會ノ決議トナリマシタカラ、茲ニ其事ヲ特ニ御報告ヲ申上ゲテ置キマス、其文言ハ

昭和九年度豫算案ヲ檢討スルニ經常歳入ヲ以テ經常歳出ヲ支辨シ得ルノ外多少努力ノ認ムベキモノナキニ非ザルモ未ダ以テ財政ノ根本策ヲ樹立シ收支ノ均衡ヲ保持スルニ至ラズ殊ニ公債ハ依然トシテ巨額ヲ示シ我國財政ノ前途尙ホ深憂ニ堪ヘザルモノアリ依テ政府ハ一層ノ努力ヲ加ヘ以テ第六十四回議會ニ於ケル豫算委員會希望決議ノ主旨ヲ達成セラレムコトヲ要望ス

斯様ナコトガ希望決議ノ文句デアリマシテ、尙ホ六十四議會ニ於ケル希望決議モ參考ノ爲朗讀サレマシタ、次ニ第二分科ニ移リマス、第二分科ノ擔當ハ外務ト司法デゴザイマス、是ハ二回デ濟ミマシタ、各省ニ付キ豫算ノ費目及事項

ニ付テ主査ヨリ報告ガアリマシタ後、種々質問ガアリ答辯ガゴザイマシタガ、其重モナルモノハ滿洲事件費中ノ重モナル費目タル警察費、臨時外交費、民事訴訟ノ敏活處理、判事ノ増員、陪審法ニ關スル件等デゴザイマシタ、是亦兩省ノ分可決トナリマシタ、第三分科ハ内務、文部デアリマス、會議ハ五回開カレマシタ、是モ一々費目ニ付キ説明ノ後質問ニ移リ、ナカ／＼長カッタノハ鬼怒川治水工事ノ件デアリマス、次ニ町村ノ教育費、罹災救助基金ノ運用、警官ノ待遇、教育界ノ腐敗、航空機ノ學術的研究、風俗ノ問題、教育制度ノ改善、思想善導ノ施設等々ハ其重モナルモノデゴザイマス、尙ホ祕密會ガ一回開カレタ模様デアリマス、採決ニ至リマシテハ何レモ可決ニナリマシタガ、分科一致ノ希望ガ出マシテ、主査ヨリ委員會ニ報告セラレマシタ、ソレハ斯様デアリマス

一、教育ノ振興ハ今日ノ時局ニ於テ最モ喫緊ノ要務ナルニ不拘諸般ノ施設多クハ頗ル消極的ナルヲ覺ユ政府ハ一層努力シテ適切ナル積極的ノ施設改善ヲ期セラレタシ

二、小學校教員ノ俸給支拂ヲ延滞セル町村ノ數今日尙四百八十餘ヲ算スト聞ク政府ハ嚴重ニ地方ヲ督勵シテ速カニソノ絶無ヲ期スベシ

次ニ四分科、即チ海軍省、陸軍省ノ豫算ニ移リマス、此審議ハ五回開催セラレマシタ、祕密會モ三回開カレマシタ、海軍省九年度ノ要求額ハ、一般會計ニ於キマシテ四億八千七百餘萬圓デ、前年度ヨリ八千四百餘萬圓ノ増デゴザイマス、又新規要求ノ分ハ合計二億三千四百餘萬圓デアリマス、主査ヨリ其説明ガゴザイマシテ後、第二次補充計畫ニ付キ種々質問ガ出マシテ、當局ヨリ懇切ナル説明ガゴザイマシタ、此計畫完成ノ上ハ先ヅ國防上大ナル支障ナシトノ明言ヲ得マシタノハ、御同慶ノ至リト存ジマス、又萬一經費不足ノ場合ニハ當局ニ於テ十分考慮シテ、差支ナイヤ

ウニスルト云フ意味ヲ洩ラサレマシタノデゴザイマス、此他航空問題、燃料問題、滿洲事件費、時局匡救費、軍縮會議、其他ニ付質問應答ガゴザイマシタ、陸軍ノ方ニ移リマス、昭和九年度陸軍省ノ要求額ハ、一般會計ニ於テ約四億五千萬圓デ、前年度ニ比シテ百四十餘萬圓ノ増デアリマスガ、歳出總額ノ内新規ノ増加ハ二億三千三百餘圓デ、海軍ト略ボ同様デアリマスガ、是亦時局ニ對應スル施設ノ要求デゴザイマス、其質疑ノ重モナルモノハ上空防護問題、是ハ委員會ニ於テモ十分質問セラレマシタガ、當局者ノ御返答ハ何トナク澁リ勝チデ、問者ノ満足ヲ得ナイヤウニ見受けマシタ、分科ニ於テモ目下完全ナル用意アリトノ、ハッキリシタ御答辯ハ同ハナカッタノデアリマスガ、將來大イニ努力シヤウト云フコトデゴザイマシタ、尙ホ滿洲ノ防備、在滿軍人ノ給與問題、液體燃料等ニ付キ質問ガゴザイマシタ、討論ニ入りマシテハ賛成意見ガ出マシテ、次デ尙ホ次ノ分科ノ希望決議モ、後ニ本委員會ノ容ルル所トナリ、本委員會ノ決議ト相成リマシタ、其文言ハ

政府ハ空中防護ニ對スル國民ノ熱望ニ鑑ミ速ニ空中國防就中防空施設ノ整備ニ努力スルト共ニ次年度計畫ニ於テハ之ガ徹底的充實ニ深ク留意スベシ

斯様デアリマス、次ニ第五分科ニ移リマス、本分科ハ商工、遞信、農林ノ三省ニ及ンデ居リマス、五日間開カレマシタ、各省豫算ノ説明ノ後ニ、各省ニ付キ質問ガ出マシタガ、其重モナルモノハ「メートル」法實施ノ五箇年延期デアリマスガ、將來ハ之ヲ斷行スルトノコトデゴザイマス、小賣業ノ改善調査、輸出統制ニ關スル經費、保險事業、肥料政策、地方商工會ノコト、發明、産金、製絲獎勵ニ關スル件、燃料問題、電力統制、航路補助、飛行場ノ増設改良、水産行政、農村問題、肥料政策、米穀問題、農村土木事業、農村教育、馬政問題、内地及外地ノ米ノ問題、産業組

合監督ノ件、其他ノ問題ニ付キ質問應答ガゴザイマシタ、右終ツテ採決ニ至リ原案賛成ニ相成リマシタ、第六分科ハ、拓務、鐵道兩省ニ跨リマスガ、五日間會議ガ開カレマシタ、兩省トモ豫算ノ説明ノ後質疑ニ入リマシタガ、御承知ノ通り拓務省ノ分ハ本省ノ外、朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋ガ入ツテ居リマス、質問ノ重ナルモノハ、本省ニ關シマシテハ海外企業ニ關スル基礎調査ノコト、又滿洲問題ニ付キマシテハ移民及警察、滿鐵改組、日滿經濟統制、滿洲事件論功行賞ノコト、朝鮮ノ方ニ關シマシテハ小作令問題、麥酒課稅ノコト、棉花獎勵、共產黨ノ問題、私設鐵道補助等、臺灣ニ關シマシテハ自治制問題、油田問題、南支南洋ノ施設ニ關スル件等、樺太ニ關シテハ木材拂下問題、液體燃料ノ件等デアリマシテ、是等ハ採決ノ際可決ニ相成リマシタ、鐵道省ニ關シマシテハ省營自動車ノ問題、地方鐵道補助費増額ノ問題、鐵道會議、鐵道敷設法ノ廢止、日滿交通ノ件等デアリマスガ、殊ニ鐵道新線路選定ニ付テノ議論ガヤカマシクナリマシタ、是ハ三線削除ノ論デ、其新鐵道ノ一ハ北海道、二ハ福島縣、三ハ新潟縣ニアリマスガ、何レモ短距離デ既設鐵道ノ連絡線又ハ支線ノヤウナモノデアリマス、北海道ノ分即チ名寄・朱鞠内ハ既設鐵道ヲ連絡セシメ、又福島縣ノ分、即チ柳津・川口、又新潟縣ノ小出・只見ノ兩線ハ既設鐵道ノ延長又ハ支線ニ當リマスガ、川口・只見間ハ鐵道ノ連絡ハ切レテ居リマス、是ハ將來連絡セシメル筈ト申サレテ居ル、此三線ノ鐵道ニ付キ政府ノ申サレル所ハ、將來新線敷設ノ場所ハ極ク少イ、本年度ハ新線敷設ハ爲サナイ考ヘデアツタガ、時局匡救ノコトモ考ヘ、名寄線ノ如キハ地方ノ開發ニモナリ、又オホーツク海ト日本海トノ連絡トモナル、他ノ二線ハ地方開發ヲ主トシテ、將來ハ此二線ヲ接續セシムルガ、差當リ是等ノ地方ノ冬期ノ不便ヲ除キタイ、將來一貫スルヤウニナレバ、利益モ上ル見込デアルト云フ説明デアリマシタガ、之ニ對シテ色々反對モ出マシタ、鐵道省ノ分ハ他ニハ問題ハゴザイマセヌガ、

只今申上ゲマシタ三線ニ付キ削除ノ動議ガ成立イタシマシタ、其理由ト致シマシテハ、鐵道ノ敷設法ニ關係シテ昨年希望決議トシテ發言サレタ趣旨ニ背クノミナラズ、當局大臣ノ言明セラレタ大方針ヲ裏切ルモノデアル、要スルニ此三線ハ緊急敷設ノ要ナシト云フノガ反對ノ御精神ト思ハレマス、此修正論ハ討論採決ノ結果否決セラレマシタ、尙ホ此修正説ハ本委員會ニ其後現ハレマシタカラ、此處デハ是ダケニ止メテ置キマス、分科會デハ此否決ヲ見タノデアリマスガ、一ノ希望決議ガ出マシテ可決セラレ、後本委員會ニ持出サレマシテ、本委員會ノ決議ト相成リマシタ、希望決議ハ次ノ通りデアリマス

今回豫算ニ計上セラレタル新線選定ニ對シ不滿ノ點少ナカラズ將來新線決定ニ關シテハ一層慎重ナル審議ノ上遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

是ハ明ニ新線ニ對スル不滿ノ意思ヲ明示シテ居リマスノミナラズ、將來ノ注意ヲ十分促シテ居ルノデゴザイマス、尙ホ六分科ノ豫算ニ關シマシテハ、此波瀾ヲ見マシタケレドモ全部可決ニ相成リマシタ、以上ハ一分科ヨリ六分科ニ至リマスルマデノ主査ノ報告ノ大要ヲ申上ゲタノデゴザイマス、一般特別豫算案他一案ニ付テ、一般ノ討議ニ移リマシタ時、一員ヨリ賛成説ガ出マシタ、其意味ハ全體ニ付テハ賛成ノ意ヲ表スル、但シ軍事費ノ龐大ナルハ現下ノ場合、國際ノ情勢上己ムヲ得ズトスルモ、常ニ是等ヲ赤字公債ノ支辨ニノミ俟ツハ財政ノ前途甚ダ深憂ニ堪ヘナイ、斯ノ如キハ決シテ結構ナル豫算トハ申上ゲ兼ネル、今一層努力セラレ、財政立直シニ邁進セラレ、以テ財政ノ均衡宜シキヲ得ルヤウ要望スルト云フ意味デアリマス、斯クシテ政府提出ノ三案ハ一分科ヨリ五分科ニ至ルマデ、異議ナク可決ニ相成リマシタ、六分科ニ於キマシテモ、拓務省關係ノ分亦可決セラレマシタガ、鐵道省ノ分ニ付テ修正説ガ出マシタ、

ソレハ特別會計豫算ノ五十四頁ノ第一款ト第一項、其少シ先キニアリマスル合計ノ金額、ソレカラ百二十一頁ノ追加額及計、ソレカラ「款」トアル鐵道建設改良及自動車線設備費、次ノ「項」鐵道建設費、ソレカラ改定年額ニ至リマシテ、昭和九年度鐵道建設費、是等ノ金額、又次ノ百二十二頁及百二十三頁ニ於ケル昭和十年度、十一年度、十二年度、十三年度、十四年度、十五年度ノソレノ金額、又同ジク百二十二頁及百二十三頁ニ於ケル昭和十年度ヨリ十五年度ニ於ケル鐵道改良費ノ金額ニ付テ原案ヲ減少修正スル動議、即チ前申上ゲマシタ三線削除ノ動議デアリマス、此修正動議ハ何レ後ニ本會議ニ出ルコトト思ヒマスカラシテ、年度割ノ修正數字ハ茲ニ申上ゲマセヌガ、要スルニ本年ノ豫算ニ付キマシテ、鐵道建設費ガ九萬九千圓減リ、又帝國鐵道ノ資本勘定ニ於キマシテ、追加額ガ千三百三十八萬八千圓減ズルノデアリマス、是ハ昭和九年度ヨリ十五年度ニ至ル七箇年度ニ互ルノデアリマス、修正論者及原案維持者共各々御三方デゴザイマシテ、ソレカラ討議終結ト相成リマシタ、何レ是モ後程茲ニ現ハレマスコトト思ヒマスガ、此處デハ唯簡單ニ賛否ノ大要ヲ申上ゲマス、修正論者ノ御説ヲ一括イタシマス、今日ノ場合總テ何事ニ依ラズ緊縮一方デ、大抵ナ事ハ皆打切ツテ居ル、特別會計ニ於テモ不經濟ノ分ハ今日見合シタラ宜カラウ、三線ニ付テ見ルニ道路モ不完全ナル所ガアル、道路ノ無イ所モアル、又森林モアリ、石炭ノ出ル所モアルサウダガ、是ハ大シタモノデナイ、住民モ非常ニ少イ、コンナ所ヲ選ブナラ他ニモ澤山アラウ、依テ他日ニ延バスガ宜イト思フト申サレタ、尙ホ分科會デ申サレマシタコトモ大分敷衍セラレマシテ、又此修正説成立後ノ状態ヲ心配シテ已ムヲ得ズ賛成スルナドノ論ガアルガ、是ハ本院ノ存在ヲ輕ンズルモノデアル、斯ノ如キ説ハ取ルニ足ラナイ、幾ラ考ヘテモ此三線ハ差當リ無用ト思フ、又今回ノ豫算中ニハ甚ダ不取調ノ線ガアル、此三線ノ如キモ亦然リデアル、分科ノ中ニハ大分不滿ガアツテ、

修正論ノ如キハ尤モト思フガ、修正成立後ノ事ヲ心配シテ澁々同意シタモノノ、肚ノ中デハ反對デアルナドト云フ意味ヲ申サレマシタ、原案賛成者ノ要點ヲ綜合イタシマス、地方ノ狀況、人口、産業、交通状態ヲ考ヘ、今日ハ利益ガ無イト思フケレドモ、將來ハ幾ラモ見込ハアル、況ヤ地方ノ開發、國防上ノ必要、官設鐵道ノ使命等ヨリ見テ當局ノ説明ハ御尤モデアルト思フ、又是ハ決シテ不純ノ動機ヨリ出タモノデハナイト思フ、鐵道會議モ通過シタコトデアルカラ、原案デ差支ナイト思フ、又修正成立後ノ結果モ相當考慮シナケレバナラヌカラ、多少ノ不滿モアルガ賛成スル、實ヲ言フト一體大藏當局ガコンナ豫算ニ賛成シタノガ甚ダ残念ニ思フ、併シ今日ハ仕方ガナイカラ、托ゲテ當局ヲ信賴シテ賛成スル、尙ホ十六年マデ續ク繼續費デ出來ル鐵道ハ、初メハ利益ハアルマイガ、國有鐵道ノ計畫トシテハ此遂行ハ必要ダト思フト申サレマシタ、賛否兩論者陳述ノ要領ハ右ノ通りデアリマスガ、茲ニ念ノ爲メ申上ゲタイコトハ、特別會計ハ三十四ゴザイマスガ、皆一冊ニ纏マツテ提出サレテ居リマシテ、何レモ不可分ノモノトシテ取扱フベキモノデアルト大藏大臣ハ言明セラレマシタ、討論終結後採決ニ入りマシテ、出席總數五十六、修正ヲ可トスルモノ十九、依テ此修正説ハ否決ト相成リマシタ、次ニ前申上ゲマシタ希望決議ノ三案ニ對シマシテハ、異議ナク可決ト相成リマシタガ、此際第一分科ノ希望決議ニ對シテ、一員ヨリ賛成論ガ出マシタ、其要領ハ、國防豫算ノ巨額ナル爲メ公債額ガ巨大ニナリ、之ヲ認メテ置キナガラ、此決議ヲ出シタノハ條理上變ナモノデアアル、併シ元來附帶決議ナルモノハ、色々ノ意見ノ結晶デアツテ、色々ノ考ヘガソコニ入ツテ居ル、故ニ單ニ文字ノミヲ見テ、其表面通りノ解釋ヲスルノハ宜シクナイ、ソレ故ニ公債ニ依ル支辯ハ、一方國防ノ充實ヲ急務トスル故ニ已ムヲ得ナイト思フガ、他方民力ノ培養、國力ノ充實モ大イニ努メネバナラナイ、從テ國防ト國力トノ均衡ヲ失ハ大イヤウニ、其意ヲ體シテ、

財政ノ基礎ヲ危クシナイヤウ努力ヲサレタイト云フ意味ガ、此決議ニ籠ルモノト解シテ決議ニ賛成スルト申サレマシタ、斯クシテ政府提出ノ三案ニ對シテハ、三ツノ希望決議ト共ニ可決ニ相成リマシタ、長々御清聴ヲ汚シ恐縮ニ堪ヘマセヌ、不完全ナル報告ハ之ヲ以テ終リト致シマス、何卒委員長報告通り可決アラムコトヲ切望イタシマス

(備考 數字千圓以下抄略)

附 録 一

(左に掲ぐるは第六十五回帝國議會貴族院議事速記録第二十七號所載當研究所總裁柳澤伯爵が本年三月十七日貴族院本會議に於て試みられたる結核豫防國策樹立に關する賛成演說なり茲に轉載して本號附録となす)

貴族院に於ける柳澤本所總裁の結核豫防國策 樹立に關する賛成演說

昭和九年三月十七日貴族院本會議に於て結核豫防國策樹立に關する建議案に就き發議者金杉英五郎氏の說明に續きて

○副議長(伯爵松平賴壽君) 通告ニ依リマシテ柳澤伯爵ニ發言ヲ御許シ致シマス、柳澤伯爵ノ御登壇ヲ望ミマス

(伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル)

○伯爵柳澤保惠君 私ハ十八九年前ヨリ、内務省ニ於キマスル保健衛生調査會ニ關係イタシマシタ因縁デ、國手大木君ニ衛生方面、又醫學方面等ニ於ケル權威者ト接シマシテ、種々教ヲ受ケマシタ、尙ホ私ハ醫事統計ニ趣味ヲ持ツテ居リマスノデ、喜ンデ此案ニ賛成イタシタイノデゴザイマス、御覽ノ通り此理由書ヲ見マスト、現今本邦ニ於ケル

結核ノ蔓延著シク、斯ウゴザイマス、私ハ建議ノ本文ニ付テハ異議ハナイノデアリマスガ、此理由ニハ異議ガアルノデアリマス、ソレハ私ガ多年蒐メマシタ資料デ申上ゲマスガ、何レ今日持チマシタ三ツノ表ハ諸君ノ御許シテ得マシテ、速記録ノ後ニ載セテ戴キマスカラシテ、此コトハ詳シク申上ゲマセヌ、唯私ハ日本ニ於キマシテ、人口動態ノ資料ヲ採リマシタ、始メノ明治三十二年カラ昭和六年ニ至ル迄、三十三箇年間ノ表ヲ持ツテ居リマス、是ハ自分ガ豫ネテ作ツテ置キマシタモノデ、是ハ「結核死亡累年比較」ト題シテ居リマス、ソレニ依リマス、結核ハ蔓延シテ居リマセヌ、明治三十二年ハ僅ニ萬分ノ十五餘デアリマシタ、ソレガ少シク變ツテ參リマシタノデ、ソレヲ申上ゲマス、三十八年ニチヨット二十臺ニナリマシタ、ソレガ又四十一年以後ハ二十臺ニナリマシテ、大正七、八年ノ「スペイン」風邪ノ時ニハ二五・三、二三・六ト云フヤウナ多數ニ上ボリマシタ、大正十三年後カラ十臺トナリマシタ、ソレ以後今日ニ至ツテ居リマス、是ハ先般金杉博士ガ本會議言ハレマシタガ、獨逸、亞米利加、其他ノ國ノ統計ハ確實ダガ、日本ノハ確實デナイト言ハレタガ、是程確實ナモノハナイノデアリマシテ、是ハ御承知ノ通り全ク死ンダ人ノ事實ガ載ツテ居ルノデアリマスカラシテ、之ニ駈引ハナイト思ヒマス、故ニ私ハ之ヲ見マシテ、ドウモ蔓延ト云フコトハ考ヘラレマセヌノデス、唯昭和六年迄デゴザイマスカラ、其後ノコトハ分リマセヌガ、恐ラクハ萬分ノ二十臺ニハナラヌノグラウト思ヒマス、シテ見レバ先ヅ今日ノ狀況デハ蔓延ト云フコトハ如何ナモノカト私ハ考ヘルノデアリマス、其外ニ私ハ資料ヲ持ツテ居リマス、ソレハ結核ニ依リマス死亡ガ他ノ病名中ニ盛込マレルト云フ事實ガアルノデアリマス、ドウ云フ病氣ニ盛込マレルカト申シマス、昭和七年十二月内閣訓令第二號ニ依ル死因及疾病分類中ノ中分類ト云フ中ニ氣管支炎、肺炎、肋膜炎ト云フノゴザイマス、即チ其中ニ結核性ノモノガ盛込マレルト云フ虞レガアル

ノミナラズ、是ハ事實デアルノデアリマス、是ハ新分類デアリマスルガ、舊分類ニ依リマス、少シ文句ガ違ツテ居リマシテ、一ハ慢性氣管支炎、二ガ肺炎及氣管支肺炎、三ガ其他ノ呼吸器疾患トアリマス、併シ是ハ前ニ申上ゲタヤウナモノニ改ツタノデアリマス、此三ツノ病氣ノ中ニ結核性ノ病氣ガ盛込マレルト云フコトハ、是ハ如何ナル醫者デモ否定セラレヌノデアリマス、但シ此中ニドウ云フ割合デ結核性ノモノガ入ツテ居ルカト云フコトハ、是ハ分リマセヌカラ皆様ノ推定ニ俟ツヨリ外仕方ガナイノデアリマス、金杉博士ハ大凡ソ六、七割ノヤウニ言ハレテ居リマス、其證據ニハ昭和六年ノ結核患者ノ死亡ガ十二萬何ガシデアルケレドモ、實際是ハ二十萬人位ナモノデアラウト言ハレマス所ヲ見マス、盛込マレテ居ル所ノ結核性ノモノガ約六、七割アルト云フ御斷定ニナルノデアリマス、所ガ其盛込マレマス病氣ヲ見マス、是亦蔓延シテ居リマセヌ、私ハ大正十一年ヨリ昭和六年迄ニ付キマシテ、氣管支炎、肺炎、肋膜炎ニ付テ率ヲ採ツテ見マシタガ、是モ官報ニ載リマスカラ御覽ニナリマセウガ、一向殖エテ居リマセヌデ、寧ロ止ツテ居ル、或ルモノニ依ツテハ、少シ位殖エテ居リマスケレドモ、何レモ三ツノ病氣ハ今日迄、是レ以上ニ擴ツテ居ルコトニナラヌノデアリマス、故ニ之ヲ綜合シテ見マスト、結核ト云フモノハ左様ニ蔓延シテ居ラヌノデアリマス、寧ロ下火ニナツテ居ルト云フコトヲ私ハ申上ゲタイノデアリマス、發議者ハ二月十九日ノ本會議ニ於キマシテ、昭和六年中ノ日本ノ結核死亡ハ一萬人ニ付一八・七、先ヅ十九人ト申サレマス、是ハ確カナ數字デアリマス、而シテ他ノ病名：：只今申上ゲマシタ三ツノ病氣ノ中ニ結核性ノモノガ混ツテ居ル、先ヅ人口一萬ニ付二十二二人位ノモノガ確實ダラウト斯ウ言ハレテ居リマス、併ナガラ先刻申上ゲマシタガ、英、米、獨ノ統計ハ確カダガ、日本ノハ不確カデアルト斯ウ言ハレテ居ラレマスガ、是ハドウゾ御一考ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、是ハ統計ノ罪デハナイ、醫者

ノ罪デス、統計局デハ申告ニ基キマシテ統計調ヲシテ居ル、申告者ノ源ハ醫者ナンデス、是ガ貴族院ニ列シテ居ラレルヤウナ大家ナラ間違ヒハアリマスマイガ、併ナガラ病家ノ註文ニ依ツテ名前ヲ變ヘテ見タリ、或ハ誤診シタリシテ、結核ヲ他ノ病氣ニ盛込ムト云フコトハ随分アリマス、是ガ役場ニ参リマシテ役場ノ小票ニ書イテ、是ガ中央ニ來ル、デスカラ、不確カノ源ハ醫者デアル、其結果ガ昭和六年ノ人口一萬ニ對シテ一八・七即チ一九人ト云フコトニナル、故ニ斯ノ如ク論者ノ申サレマシタ十八、九人ノ者ガ本當デナクテ二十二人ニナルト云フ、其三、四人ノ差ハ是ハ醫者ノ多イ證據デ、是ハ醫者ノ罪ナンデス、決シテ是ハ統計局其他ノ統計機關ノ罪デハナイノデアリマス、ケレドモ私ハ斯様ナコトニ付テ議論ヲ致シマセヌ、外國デハ日本ノ率ニ近イ所ノ國モゴザイマス、又是レ以上ノ死亡率ヲ持ツテ居ル國モアリマス、ソレモ表ニ書イテ居リマス、日本以上ニ惡イ國ハ洪牙利ト葡萄牙デアリマス、私ハ歐羅巴デ申シマス、ソレカラ日本ハ是ハ十九ト見テ居リマスカラ、段々近付イテ下ツテ居ル國ハ佛蘭西、諾威、奧太利、瑞西、西班牙、瑞典、伊太利、英吉利、白耳義、是ハ十六人カラ十人ニ至ル間デアリマス、人口一萬ニ付キ十臺デアリマス、ソレカラ一番良イノガ獨逸、和蘭、丁抹、瀛洲、新西蘭デアリマス、是ガ八、八、七、五、四、非常ニ良イ數デアリマス、サウ云フ風ニナツテ居リマスケレドモ、以上ニ申上ゲマシタ良イ數ノ國ハ餘リ多クナイ、矢張り日本ニ近イ國ガ多イノデアリマス、多イノデアリマスケレドモ、是等ノ國ノ死亡率ハ先刻金杉博士ノ申サレル如クニ、前ニハ此倍モアツタモノガ減ツテ來テ、斯ウナツタノデアリマス、是カラ先ハ分リマセヌガ、先ヅ日本ノ死亡率ヨリ少シ良イ位ノ死亡率ニナツテ居ルノデアリマス、ソレデハ日本ノ状態ガサウ云フ風デアラナラバ、サウ大シタ設備ヲスルトカ、大變金ヲ掛ケテヤルト云フコトハ無駄デハナイカト云フ御論ガ出マセウガ、私ハ左様ニ考ヘテ居リマセヌ、ト申スノハ

我國デ一番多ク人ノ死ニマス病氣ハ何デアルカト申シマス、下痢及腸炎デアリマス、下痢及腸炎ハ今マデ色々ノ所デ調べマシテモ、是ハ決シテ下ニ落ちナイ、一番數ノ多イ病氣デアリマス、但シ肺結核ニ肺炎及氣管支肺炎ナドヲ加ヘマスト、是ガ恐ラクハ一番ニナルカモ知レマセヌ、ソレハ先程申上ゲマシタ病氣ノ中ニ盛込マレル結核ノ數ヲ推定シテ勘定シテ出シマスレバ、或ハ下痢及腸炎ヨリ多イカモ存ジマセヌガ、兎ニ角、今日ノ統計ノ見ル所デハ下痢及腸炎ガ一番多イノデアリマス、此病氣ハ御承知ノ通りニ日本デハ乳兒及幼兒ニ甚ダ多イノデアリマス、此乳兒、幼兒ニ多イ所ノ下痢及腸炎ハナカナカ減少イタシマセヌ傾向ヲ呈シテ居リマス、斯ウ云フ病氣ガアリマシテ、之ニ對シテ、生レマス者ガ第一番ニ此難關ニ出會ツテ節ヒ落サレルノデアリマス、ソレデ乳幼兒ガ此難關ヲヤツト通り抜ケマスノデ、安心シテ追々活動時期ニ達スルト、又其處デ酷イ目ニ遭フノデアリマス、ソレハ金杉博士モ申サレマシタ通り、青壯年ノ死亡ノコトデアリマス、即チ十五歳カラ二十五六歳迄ノ青壯年ノ男女ガ結核ニ冒サレルノデアリマス、其上ニ前申上ゲマシタ所ノ三ツノ病氣ノ中ニモ盛込マレテシマフノデアリマス、是ガ私ガ一番遺憾ニ思フノデアリマス、此年齡期ノ病氣モナカク衰退イタシマセヌ、此損失ガドウ云フ影響ヲ與ヘルカト申スト只今金杉君ガ仰セラレタ通りデアリマス、此損失ヲ救ヒ出シマシテ多數ノ青壯年者ヲ十分ニ働カセタイト云フ一心ヨリ、私ハ此建議ニ賛成スル者デゴザイマス、之ヲ以テ私ノ賛成演說ヲ終リマス。

——右に對し金杉英五郎氏自席より質疑を發し、柳澤總裁これに應へられ、尙政府委員大島衛生局長の説明ありたる後也——

○副議長(伯爵松平頼壽君) 只今柳澤伯爵ヨリ御要求ガゴザイマシタ表ヲ速記録ニ登載スルコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼ブモノアリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、是ヨリ採決ヲ致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒタウゴザイマス

〔起立者多数〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 過半数ト認メマス(後略)

—如斯して該建議案は貴族院本會議を通過せり、次に當日の速記録に登載せる三表を掲ぐ—

第一表 結核死亡累年比較

明治	實數				現在人口一萬ニ付			
	肺結核	結核性 腸膜炎	腸結核	肺他ノ 結核	肺結核	結核性 腸膜炎	腸結核	肺他ノ 結核
三十二年	五五九六	二七五一	八四六	四九四	二二六	〇六	一九	一五二
三十三年	五九三五	三二七	八四六	六四四	一三三	〇七	一九	一六〇
三十四年	六〇〇三	三三四	一〇三四	九三	一三七	〇八	二二	一六九
三十五年	六五九三	四〇六	一五〇七	一四三	一四三	〇九	二五	一七九
三十六年	六七七三	四二六	一三九二	一〇三	一四五	〇九	二六	一八二
三十七年	六九〇七	四三三	一三五六	一五四	一四七	〇九	二七	一八六
三十八年	七〇〇六	四七六	一四〇八	一四五	一六〇	〇九	二九	一九〇
三十九年	七四九九	五〇三	一四三〇	一三九	一五七	〇九	二九	一九九

昭和	實數				現在人口一萬ニ付			
	肺結核	結核性 腸膜炎	腸結核	肺他ノ 結核	肺結核	結核性 腸膜炎	腸結核	肺他ノ 結核
三十二年	七五五四	五六一四	一四〇三	一三九三	一五五	一一	二九	一九八
四十一年	七六八九	六一三	一四六五	一五〇四	一五五	一一	三〇	二〇〇
四十二年	八二六三	六九四	一〇三四	一四六五	一六六	一一	二〇	二〇八
四十三年	八三六三	六一五	九七三	一四六一	一六四	一一	一九	二〇九
四十四年	八〇七六	六三二	一九〇四	四七〇〇	一五七	一一	二〇	二〇九
四十五年	八三〇八	六〇九	一九二八	六九六二	一五七	一一	二〇	二〇九
四十六年	八〇三三	五九三	一七九八	六六五九	一五二	一一	二〇	二〇九
四十七年	八四四	六四八	一八六七	六八八九	一五二	一一	二〇	二〇九
四十八年	八三三五	六五九	一九三七	七〇〇三	一五三	一一	二〇	二〇九
四十九年	八六六三	六九四	二〇八七	七三八〇	一五七	一一	二〇	二〇九
五十年	八七九三	六八四	二二六九	七三三二	一五七	一一	二〇	二〇九
五十一年	九三二五	七二七	二六六三	七六九二	一七八	一一	二〇	二〇九
五十二年	九三二七	七三五	二五三三	六七九〇	一六六	一一	二〇	二〇九
五十三年	八七一一	六九〇	二四五〇	六四四九	一五六	一一	二〇	二〇九
五十四年	八三九三	六八八	二四〇〇	六七八	一四六	一一	二〇	二〇九
五十五年	八五五五	六九六	二六三四	六九二	一四八	一一	二〇	二〇九
五十六年	八五四七	五三八	二五三〇	五七九	一三九	一一	二〇	二〇九
五十七年	七九四〇	五三〇	二二七五	五七四九	一三四	一一	二〇	二〇九
五十八年	八五四六	五三二	二二九七	五四八二	一三七	一一	二〇	二〇九
五十九年	八〇三〇	五七六	二二〇三	五〇三六	一三三	一一	二〇	二〇九
六十一年	八五五〇	五七三	二二八六	五三六六	一三三	一一	二〇	二〇九
六十二年	八五八八	五七〇	二二六三	五二〇	一三八	一一	二〇	二〇九
六十三年	八八四〇	六三九	二二八四	五四二七	一四一	一一	二〇	二〇九
六十四年	八六〇二	五八七	二二〇一	五四〇四	一三四	一一	二〇	二〇九
六十五年	八九二二	六〇七	二二六二	五四四	一三六	一一	二〇	二〇九

財團 柳澤統計研究所第十九回報告概要
法人

第壹 事業 概況

一 製表 事務

一 華族動態調査

大正五年ヨリ昭和五年迄十五年間ノ男女、原因（中分類）及ビ年齢別死亡表ハ昭和八年二月廿一日出来シ、尙調査ヲ繼續昭和五年以後同六年、七年ヲ纏メ六月九日製表セリ。

二 華族と全國の高率死因比較表及同上千分比例

華族と全國の高率死因比較表ハ昭和八年二月十日同上千分比例ハ十三日ニ出来セリ。

三 全國の男女、原因（中分類）及年齢級別死亡表

右表ハ華族動態調査ト對照スベク八ヶ年（自大正十二年（至昭和五年）間合計ヲ昭和八年三月十六日作製セリ。

四 華族及全國六十歳及上人口對照表

昭和八年七月三十一日調製セリ。

五 華族收入額調表

昭和八年八月十六日出來セリ。

六 華族男女及嫡出子、私生子別出生表、同當主及實子數表

昭和八年八月二十三日出來セリ。

七 華族一戸平均出生數調查別表、同戸數調

昭和八年八月二十六日出來セリ。

八 全國道府縣別癌死亡者最近十ヶ年間累年比較表

昭和八年十二月五日出來セリ。

二 記 述

一 癌の統計的研究

右研究中緒言及ビ癌ノ種類ノ二章ハ昭和八年九月四日ニ同月別ハ七日ニ職業別ハ同年十二月二十七日ニ出來シ尙職業別ニ對スル附屬ノ統計表二冊モ同日出來セリ。

三 編 纂 事 務

一 柳澤統計研究所季報

昭和八年五月二十九日ニ第三十四號、九月二十五日ニ第三十五號、十二月二十八日ニ第三十六號ヲ發行セリ。

四 理事會決議

一月二十五日 昭和七年度決算承認ノ件

四月二十七日 有價證券處分ノ件

七月五日 所員中元賞與給與ノ件

八月二十八日 總裁海外出張ニ付囑託一名隨行並ニ旅費補助ノ件及ビ總裁不在中總裁要務ヲ他ノ理事代理擔當ノ件

十二月二十日 所員年末賞與並ニ昇給ニ關スル件

十二月二十八日 昭和九年度收支豫算案承認ノ件

五 獎 學 資 金

一 貸費生淺利禮三八昭和八年三月早稻田大學商學部卒業ニ付貸費停止ス

一 第三高等學校文科第一學年山田善三郎ニ本年九月ヨリ貸費許可ス

一 貸費生米山德馬ハ獎學貸費ノ返納完了ス

一 貸費生飯野毅夫ハ獎學貸費ノ返納完了ス

六 統計展覽會出陳

一 奈良縣辰市村統計展覽會

昭和八年二月四日開催ノ第十回同村統計展覽會へ統計圖表出陳方同會長山田元次郎氏ヨリ申出アリタルニ依リ左記圖表出陳セリ。

- 一 臺灣に於ける世帯（戸數）及び種族別人口統計表 一部
- 一同右圖表 一表
- 一 柳澤統計研究所季報（第三十二號、三十三號） 各一部

二 石川縣七尾町統計大會

昭和八年五月十四日石川縣統計協會聯合會主催ノ同縣七尾町ニ於ケル第二回統計大會へ左記二部出陳シ、尙同大會へ本研究所總裁ヨリ同縣山口知事宛祝辭ヲ發送セリ。

- 一 日本帝國に於ける五歳以下小兒死亡の統計的研究 一部
- 一 五歳以下小兒死亡者累年表 一部

七 雜 件

一 事業及決算報告書提出

昭和七年度本研究事業及決算報告ハ昭和八年一月三十一日芝區役所經由文部大臣へ提出セリ。

二 癌死亡者分布圖

昭和八年十二月十二日茨城縣ノ分出來セリ。

三 人口動態統計小票借受

内閣統計局ヨリ借用中ノ昭和四年分人口動態統計小票（死亡票）京都・茨城・新潟・千葉・三重・滋賀一府五縣分ヲ昭和八年四月十三日ニ返却シ同時ニ昭和五年分奈良縣五種類及ビ京都・茨城・千葉・新潟・三重・滋賀・山梨・長野・鳥取・佐賀一府十縣ノ死亡票ヲ借受、同年十二月四日ニ右昭和五年分奈良縣（出生・死産票）外一府十縣分ノ死亡票ヲ返却シ同時ニ昭和六年分左記小票ヲ借受ケタリ。

奈良	茨城	千葉	山梨	長野	三重	出生		死亡		死産	
						男	女	男	女	男	女
五三五	四三	九二九	八七四	六二八	五七〇	六九	六六	四			
一五〇三	一六三九	一五七三	一五〇四	一五〇三	一四三三	一四〇三	一四三三	一四〇三			
一五〇三	一五〇三	一五〇三	一五〇三	一五〇三	一五〇三	一五〇三	一五〇三	一五〇三			

滋賀	和歌山	鳥取	佐賀	婚姻		出生		死亡		死産	
				婚姻	離婚	男	女	男	女	男	女
						昭和五年 同六年		七六四	七四三		
七六八	四九三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三
七三三	四六五	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三

外二前年以前七、〇三七枚

四 地方統計官慰勞會

勞働、國勢、家計等ノ各調査實施ニ關シ協議ノ爲メ上京ヲ命ゼラレタル地方統計官ニ對シ慰勞ノ目的ヲ以テ東京統計協會主催ノ下ニ昭和八年五月九日午後六時目黒雅叙園ニ於テ晚餐會ヲ開催セラレタルニ就キ本研究柳澤總裁、阪本部長之ニ出席セリ。

五 理事及監事ノ變更

昭和八年五月三十日ヲ以テ本研究理事及監事任期滿了ノ處、柳澤總裁、青木菊雄氏重任シ、監事首藤多喜馬氏理事ニ就任セリ。尙首藤氏理事ニ就任ニ付新ニ山岸哲夫氏監事ニ就任、上田友三郎氏監事ニ重任セリ。

六 柳澤統計研究所内容調

昭和八年十月九日文部省専門學務局學藝課ヨリノ命ニ依リ調査書提出セリ、其ノ内容左記ノ如シ。

一、總裁(會長)氏名

一、理事長(若は常任理事)氏名

一、資金齎出の方法(實狀)

特定人の寄附か

區域内一般寄附か

一、資産及學資被給貸與者數

七月次講演會

本研究月次講演會(毎月第二土曜日開催八、九兩月暑中休會)講演者及ビ演題ハ左記ノ通り、但シ五、六月ハ事務多忙ノ爲メ休會。

一、二、三月 ラヂオ放送の統計的觀察

阪本部長

四 月 統計圖表の檢討(奈良縣長市村第十回統計展覽會へ出陳セル一部ノ)

同人

十、十一、十二月 滿洲國に於ける産業及職業分類に就て

同人

八 柳澤總裁渡墨

昭和八年七月十八日付ヲ以テメキシコニ於ケル第廿一回國際統計協會々議ニ委員トシテ參列被仰付レタル柳澤總裁ハ會議招待員トシテ會議ニ出席スル高嶋託ヲ隨行、九月十四日郵船淺間丸ニテ横濱發ロスアンジェルスヨリ陸路メキシコ市ニ入り十月十一日ヨリ開催ノ右會議ニ參列セラレ、十一月十六日郵船秩父丸ニテ高嶋託帶同歸朝アリタ

九 墨西哥地理統計協會名譽會員

柳澤總裁ハメキシコニ於ケル第廿一回國際統計協會々議終了後十月十六日墨西哥地理統計協會創立百年記念總會ニ於テ其ノ名譽會員ニ推薦セラレ高囑託亦同廿三日ノ臨時總會ニ於テ名譽會員ニ推薦セラレタリ。

八 會 計

(一) 昭和八年收支決算 (自昭和八年一月一日至同年十二月卅一日)

收入之部

一 有價證券配當金		七、三二五・五二 ^四
東京瓦斯株式會社株	舊四百株	一、六〇〇・〇〇
同	新二百五十株	一一三・九五
東京建物株式會社株	舊二百六十株	一、〇四〇・〇〇
同	新百二十株	一二〇・〇〇
大日本人造肥料株式會社株	舊八十五株	一〇七・五〇
同	新四十三株	一六・一五
株式會社橫濱正金銀行株	八株	八〇・〇〇
日本電力株式會社株	舊百八十五株	四六二・五〇
金剛山電氣鐵道株式會社株	舊五十株	二五〇・〇〇
同	新五十株	一〇〇・〇〇
帝國製糖株式會社株	舊九十株	二七〇・〇〇
南滿洲鐵道株式會社株	舊百株	四〇〇・〇〇
大日本製糖株式會社株	舊三十四株	一三六・〇〇
同	新五十株	一一二・五〇
日魯漁業株式會社株	舊百株	三〇〇・〇〇

日魯漁業株式會社株	新 百 株	七五・〇〇
大日本紡績株式會社株	六十四株	三二〇・〇〇
富士瓦斯紡績株式會社株	舊 百 株	四〇〇・〇〇
同	新 百 株	二〇〇・〇〇
株式會社橫濱取引所株	百 株	一五六・二五
富士電力株式會社株	七十五株	一一二・五〇
北海道電燈株式會社株	百 株	四五〇・〇〇
大阪窯業株式會社株	二十一株	二三・一〇
大阪窯業セメント株式會社株	舊 十四株	一二九・五〇
同	新 二 株	一六・五五
日本錫工業株式會社株	新 六十株	一二三・七五
東京電燈株式會社第一順位物上擔保付社債額面二千五百圓利息		一五〇・〇〇
第百五十回興業債券三千圓也ノ利息		六〇・二七
(二月二十二日臨時繰上ゲ償還)		
一 預 金 利 子		二九八・〇九
一 第一相互貯蓄銀行預金		二四六・一一
一 安田貯蓄銀行芝支店日步貯金		五一・九八
一 雜 收 入		九三・〇〇
一 寄 附 金		九三・〇〇
一 獎學貸費返納金		四六八・五〇
一 柳澤統計研究所投		四六八・五〇

一 繰 越 金	一〇、九四九・四五五
一 昭和七年度剩餘金	一〇、九四九・四五五
一 豫算外收入	三、六七一・五〇
一 有 價 證 券 處 分	
帝 國 製 糖 株 舊 十 株	六六〇・〇〇
東洋汽船會社減資ノ爲 舊一株九・五〇	一一・五〇
併合不適ノ端株競賣金 新一株二・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
第百五十回興業債券臨時繰上ゲ償還金	三、〇〇〇・〇〇
總 計	二二、八〇六・〇六五
一 支 出 之 部	
一 器 具 費	七・五〇
一 書 籍 費	一、二三九・七二
一 歐文並ニ邦文各種書籍代	一、二三九・七二
一 諸 經 費	一〇、〇五七・六五
俸給諸給與	六、三六九・一九
通信及運搬費	三一三・七四
文 房 品 費	七八・一〇
印刷及廣告費	一、三七五・五〇
電 燈 費	八〇・六四
瓦 斯 費	一〇三・四一
旅 車 費	一〇四・二八

社 交 費	一六五・一五
火災保險料	一三・〇〇
雜 費	一〇四・五四
臨時費	一、三五〇・一〇
一 獎學貸費貸出金	四八・〇〇
柳澤統計研究所扱	四八・〇〇
一 豫算外支出	四、三〇五・〇〇
有價證券拂込金	四、三〇五・〇〇
東京瓦斯株式會社新株二百五十株第一回拂込金	二、五〇〇・〇〇
大日本人造肥料株式會社新株四十三株第二回拂込金	三二二・五〇
大日本製糖株式會社新株五十株第三回拂込金	六二五・〇〇
南滿洲鐵道株式會社新株五十株第一回拂込金	五〇〇・〇〇
大阪窯業セメント株式會社新株二株第六回拂込金	二〇〇・〇〇
大阪窯業セメント株式會社新株十九株第一回拂込金	二三七・五〇
日本錫工業株式會社新株四十株引受證據金	一〇〇・〇〇
總 計	一五、六五七・八七
外 差 引	七、一四八・一九五
ニ 次年度繰越	二、三八五・五四
獎學貸費基金	
收 入	
株式會社六十八銀行郡山支店扱前年繰越金	

同 行扱昭和八年中貸費返納金	七五一・五〇
同 行扱基金利子	七一・六四
合 計	三、二〇八・六八
支 出	
株式會社六十八銀行郡山支店扱貸費貸出金	五一〇・〇〇
合 計	五一〇・〇〇
差 引	
次年度繰越 <small>(株式會社六十八銀行郡山支店小口當座預金)</small>	二、六九八・六八

財 產 目 録 (昭和八年十二月三十一日現在)

甲、イ、有價證券	社 名	株 數	拂込金額
東京瓦斯株式會社	舊四百株	二〇、〇〇〇・〇〇	
同	新二百五十株	三、一二五・〇〇	
東京建物株式會社	舊二百六十株	一三、〇〇〇・〇〇	
同	新百二十株	一、五〇〇・〇〇	
大日本人造肥料株式會社	舊八十六株	四、三〇〇・〇〇	
同	新四十三株	八六〇・〇〇	
東洋拓殖株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇	
株式會社橫濱正金銀行	八株	八〇〇・〇〇	
日本電力株式會社	舊百八十五株	九、二五〇・〇〇	

金剛山電氣鐵道株式會社	舊五十株	二、五〇〇・〇〇
同	新五十株	一、〇〇〇・〇〇
帝國製糖株式會社	舊九十株	四、五〇〇・〇〇
日魯漁業株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇
同	新百株	一、二五〇・〇〇
富士瓦斯紡績株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇
同	新百株	二、五〇〇・〇〇
大日本紡績株式會社	六十四株	三、二〇〇・〇〇
株式會社橫濱取引所	百株	二、五〇〇・〇〇
大日本製糖株式會社	舊三十四株	一、七〇〇・〇〇
同	新五十株	一、八七五・〇〇
東京電燈株式會社	二百十五株	一〇、七五〇・〇〇
富士電力株式會社	七十五株	一、八七五・〇〇
北海道電燈株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇
南滿洲鐵道株式會社	舊百株	五、〇〇〇・〇〇
同	新五十株	五、〇〇〇・〇〇
大阪窯業株式會社	舊二十一株	四二〇・〇〇
大阪窯業セメント株式會社	舊十六株	八〇〇・〇〇
同	新十九株	二三七・五〇
日本錫工業株式會社	第二新六十株	二、二五〇・〇〇
同	第二新四十株	一〇〇〇・〇〇
南國護謨株式會社	二十五株	一、二五〇・〇〇

證據金

東洋汽船株式會社	舊十二株	六〇〇・〇〇
同	新十八株	四五〇・〇〇
東洋鐵詰株式會社	三十株	一、五〇〇・〇〇
東京電燈株式會社	第一順位物上擔保付社債額面二千五百圓	二、五〇〇・〇〇
口、銀行預金並ニ現金		
十五銀行預金		五七一・三八
第一相互貯蓄銀行貯蓄預金		五、三一六・七一
安田貯蓄銀行芝支店日步貯金		九五三・一三
郵便貯金		一〇〇・〇〇
現金		二九六・九七五
外ニ		一二九、二四〇・六九五
株式會社六十八銀行小口當座預金		二、六九八・六八
再計		一三一、九三九・三七五
乙、器具書籍及ビ定期刊行物		
器具		四、〇七二・九〇
書籍		三八、二四六・八六
定期刊行物		五、〇〇〇・〇〇
計		四七、三一九・七六
總計		一七九、二五九・一三五

(二) 昭和九年度豫算

○收入	一 有價證券配當金	七、五八〇・〇〇
	一 預金利息	二一〇・〇〇
	一 獎學貸費返納金	一、二五〇・〇〇
	一 雜收	一〇〇・〇〇
合計	一 前年度繰越金	六、五九〇・〇〇
		一五、七三〇・〇〇
外	二 獎學貸費基金利息	七〇・〇〇
總計		一五、八〇〇・〇〇
○支出	一 器具費	二五〇・〇〇
	一 書籍費	一、〇〇〇・〇〇
	一 諸經內費	九、六二〇・〇〇
	俸給	七、〇〇〇・〇〇
	通信	二〇〇・〇〇
	文通	七〇・〇〇
	房運	七〇・〇〇
	品搬	七〇・〇〇
	費費	七〇・〇〇
	費費	七〇・〇〇

印刷及廣告費	一、三〇〇・〇〇	
電燈費	八五・〇〇	
瓦斯費	一〇〇・〇〇	
旅車費	一五〇・〇〇	
社交費	三〇〇・〇〇	
火災保險費	一五〇・〇〇	
雜費	一〇〇・〇〇	
臨時費	三〇〇・〇〇	
小計	一〇、八七〇・〇〇	
一 獎學貸費貸出金	一、二五〇・〇〇	
合計	一二、一二〇・〇〇	
繰越金(次年度廻シ)	三、六一〇・〇〇	
再計	一五、七三〇・〇〇	
外	二 獎學貸費基金利息	七〇・〇〇
總計	一五、八〇〇・〇〇	